

5 参 考 资 料

(1) 農業農村整備事業の実施手続

県営土地改良事業は、申請者が施行申請に必要な調査を行い、地区計画書を作成の上、事業計画の概要を策定し県に申請することとなる。

しかし、調査・計画には高度の技術と多額の費用を要することから、地元から調査委託の希望があった場合においては、施行申請に必要な調査・計画を「県営事業等調査及び計画受託規則」により県が実施できることとしている。

なお、県営事業の開始等の手続については、別に定める「宮城県農業農村整備事業等実施要綱」によるものとする。

- ・ 土地改良事業等調査及び計画受託規則 127
- ・ 宮城県農業農村整備事業等実施要綱 143
- ・ 宮城県農業農村整備事業等管理計画策定要領 146
- ・ 宮城県農業農村整備事業等地区計画検討実施要領 147
- ・ 農地等地域整備構想策定支援事業費補助金交付要綱 159
- ・ 農地等地域整備構想策定支援事業実施要領 169

昭和48年3月16日
宮城県規則第5号

改正 昭和48年3月16日宮城県規則第5号
昭和56年9月18日宮城県規則第60号
昭和63年3月30日宮城県規則第14号
平成元年3月27日宮城県規則第20号
平成7年3月31日宮城県規則第38号
平成8年3月29日宮城県規則第42号
平成12年3月31日宮城県規則第40号
平成14年3月29日宮城県規則第65号
平成15年1月24日宮城県規則第1号
平成16年3月31日宮城県規則第73号
平成20年4月1日宮城県規則第56号
平成24年7月3日宮城県規則第55号
平成30年3月20日宮城県規則第19号

土地改良事業等調査及び計画受託規則

(趣旨)

第1条 この規則は、県営土地改良事業及びこれに準ずる県営事業（以下「県営土地改良事業等」という。）の実施を希望する市町村、土地改良区等からの委託を受けて行う当該県営土地改良事業等に係る調査及び計画（以下「調査事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査事業の範囲等)

第2条 この規則に基づき受託する調査事業は、国庫補助の対象となる県営土地改良事業等のうち、次に掲げる事業（維持管理及び災害復旧に係る事業を除く。）のいずれかに係るものとする。

- 1 農地整備事業
 - 2 水利施設整備事業
 - 3 農地防災事業
 - 4 地域用水環境整備事業
 - 5 中山間地域総合整備事業
 - 6 その他知事が特に必要と認める事業
- 2 調査事業は、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第6条及び第14条の2の規定並びに関係法令の規定により作成する地区計画書の作成に当たり必要な調査及び計画の作成を行う。
- 3 調査事業の期間は、原則として3年以内とする。

(委託の申込み)

第3条 調査事業の委託をしようとするものは、調査事業の開始を希望する年度の前年度の7月末日までに土地改良事業等調査及び計画委託申込書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(受託の決定等)

第4条 知事は、前条の申込書を受理した場合は、別に定めるところによりその内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、受託の適否を決定するものとする。この場合において、知事は、速やかにその旨を様式第2号により通知するものとする。

- 2 前項の審査においては、別に定める地区計画検討委員会の意見を聴くものとする。

(契約の締結)

- 第5条 知事と前条の通知を受けたもの（以下「委託者」という。）は、調査事業のうち当該年度に実施する事業（以下「年度事業」という。）の委託契約を土地改良事業等調査及び計画委託年度契約書（様式第3号）により締結するものとする。
- 2 委託者は、委託料として年度事業に要する経費の2分の1に相当する額（当該年度事業が国庫補助の対象となる場合にあっては、年度事業に要する経費から国庫補助の額を控除した額の2分の1に相当する額）を負担しなければならない。
 - 3 委託料は、知事の発行する納入通知書により一時に納入しなければならない。

(調査事業の変更)

- 第6条 知事又は委託者は、調査事業の内容を変更しようとするときは、土地改良事業等調査及び計画委託変更協議書（様式第4号）により協議しなければならない。

(調査事業の廃止)

- 第7条 知事又は委託者は、調査事業を廃止しようとするときは、土地改良事業等調査及び計画委託廃止協議書（様式第5号）により協議しなければならない。

(書類の経由)

- 第8条 この規則により知事に提出する書類は、正本及び副本各1部とし、調査事業の施行地を所轄する地方振興事務所長（以下「所長」という。）を経由しなければならない。
- 2 所長は、前項の書類の提出があったときは、意見を付して知事に送付しなければならない。

(年度事業の実施及び報告)

- 第9条 所長に、第5条第1項に規定する年度事業の委託契約を締結し、当該年度事業を実施する権限を委任する。
- 2 所長は、必要に応じ年度事業の一部を委託し、又はその委託の内容を変更することができる。
 - 3 所長は、前項の規定による委託をしたとき又は委託の内容を変更したときは、様式第6号により知事に報告しなければならない。
 - 4 所長は、年度事業が終了したときは、速やかに、様式第7号により年度事業の結果を知事に報告しなければならない。
 - 5 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、様式第8号により報告の内容を委託者に通知するものとする。

(調査事業の報告)

- 第10条 知事は、調査事業が終了したときは、速やかに、様式第8号により委託者に報告するものとする。

(雑 則)

- 第11条 この規則に定めるもののほか、調査事業の実施に関し必要な事項は、知事と委託者との間において協議の上定めるものとする。

様式第1号（第3条関係）

土地改良事業等調査及び計画委託申込書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
氏 名 印

県営土地改良事業 地区調査事業を委託したいので、土地改良事業等調査及び計画受託規則第3条の規定により下記の関係書類を添えて申し込みます。

記

- 1 事業計画書（別紙1）
- 2 調査事業同意状況調書（別紙2）
- 3 市町村長の意見書（別紙3）
- 4 その他知事が必要と認める書類

- （注）1 調査事業同意状況調書は、所有権等個人の財産権に変更が生ずる場合に添付すること。
- 2 市町村の意見書は、調査事業を委託しようとするものが市町村長以外のものである場合に添付すること。

土地改良事業計画書

地区名	市町村名		調査計画項目				調査期間	調査量	調査費
所在地	水系名		調査計画内容						千円
事業目的									
受益面積	水田	畑	樹園地	山林原野	計	計	反当事業費	千円	
	ha	ha	ha	ha	ha				千円
事業費	県	営	団体営・その他	計	千円	千円	千円	千円	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
現況									
計画									
主要工事								備考	
	関連事業								

調査事業同意状況調書

年 月 日現在

市町村名	大字名	集落名	有資格者数	同意者数	未同意者数	同意率	備考
計							

(注) 副本には同意書原簿の写し1部を添付し，県地方振興事務所で保管するものとする。

別紙 3

市町村長の意見書

市町村長名

1 事業の必要性

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

申込者 殿

宮城県知事

土地改良事業等調査及び計画の受託について（通知）

年 月 日付け〔第 号〕で申込みのあったこのことについて、下記のとおり受託する（しない）ので、土地改良事業等調査及び計画受託規則第4条の規定により通知します。

記

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 受益面積
- 4 その他

（注） 受託しないときは、4 その他に理由を記載する。

様式第3号(第5条関係)

土地改良事業等調査及び計画委託年度契約書

(以下「甲」という。)と宮城県 所長(以下「乙」という。)は、土地改良事業等調査及び計画受託規則第5条の規定に基づき、
年度 事業の 地区の年度事業について、次のとおり契約を締結する。

(年度事業の内容)

第1条 乙の実施する 年度の年度事業は、別添事業計画書のとおりとする。

(年度事業の期間)

第2条 この契約の有効期間は、契約成立の日から 年 月 日までとする。

(年度事業費及び支払い方法)

第3条 年度事業費は、総額 円とし、甲及び乙はそれぞれ2分の1(年度事業に要する経費から国庫補助の額を控除した額の2分の1)ずつ負担することとする。

2 甲は、前項の負担額について、乙の発行する納入通知書により 年 月 日までに納入するものとする。

(契約の変更)

第4条 この契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

(その他)

第5条 この契約書に定められた事項についての疑義又は契約書に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を所持する。

年 月 日

甲

印

乙 宮城県

所長 印

- (注) 1 変更があった場合には、変更箇所のみ記載し、変更契約を作成すること。
2 変更契約を締結する場合には、別紙年度全体事業計画書の変更箇所を朱書きで下段に明記すること。

年度全体事業計画書

市町村名	事業名		事業	
	年度	年月日		
地区名	委託申込月日		年月日	
調査期間	年度～年度			
全体調査費	千円(予定)			
項目	全体		年度	記事
	数量	金額		
事務費		%		
計			計	計

様式第 4 号（第 6 条関係）

土地改良事業等調査及び計画委託変更協議書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿
(委託者)

委託者 印
(宮城県知事)

年 月 日付け 第 号で 受託の通知があった（をした）県営土地改良事業 地区調査事業について、その内容を下記のとおり変更したいので、土地改良事業等調査及び計画受託規則第 6 条の規定により協議します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更理由
- 3 変更内容

（注）変更内容は、事業計画書（様式第 1 号の別紙 1）に変更事項を赤黒対照で示すこと。

様式第5号（第7条関係）

土地改良事業等調査及び計画委託廃止協議書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿
(委託者)

委託者 印
(宮城県知事)

年 月 日付け 第 号で 受託の通知があった（をした）県営土地改良事業 地区調査事業について、 下記のとおり廃止したいので、土地改良事業等調査及び計画受託規則第7条の規定により協議します。

記

1 廃止理由

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所長

年度土地改良事業等調査委託（委託変更） について（報告）

このことについては、下記のとおりです。

記

- 1 地区名 地区
- 2 年度事業費 千円
- 3 委託者名
- 4 委託期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 委託契約書（写）
 - (2) 変更理由書（委託変更の場合）

（注） 委託変更の場合は、年度事業費及び委託期間について、上段に（ ）書き
で変更前の金額（期間）を記載すること。

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所 長

年度土地改良事業等調査及び計画 について（報告）

このことについては、下記のとおりです。

記

- | | |
|---------|--------------------|
| 1 地区名 | 地区 |
| 2 施行地名 | |
| 3 年度事業費 | 千円 |
| 4 施行方法 | |
| 5 期間 | 自 年 月 日
至 年 月 日 |
| 6 結果 | 別紙のとおり |
| 7 記事 | |

- （注） 1 経過表（別紙1）及び位置図を添付すること。
2 調査事業の最終年度に係る報告については、個別表（別紙2）を添付すること。

経 過 表

調査受託	1 委託申込年月日	年月日	5 地区計画 検討委員会 審査状況	現地調査	幹事会	検討委員会	
	2 委託申込者			第 1 回	年月日	年月日	
	3 調査事業同意			第 2 回	年月日	年月日	
	4 受託年月日	年月日		作成年度	事業名	数量	金額
調査計画	1 期間	年度～	6 地形図作成				
	2 全体調査計画費	千円	7 その他				
	3 調査計画年度割	全 体	年度	年度	年度	年度	年度
		項目	金額	数量	金額	数量	金額
	計		計		計		
4 委託状況	委託者名						
	業者名						
	契約年月日						
	契 期						
	契 約 金 額						

個別表

事業名	事業		事業名	地名	面積	事業費 (進捗率%)	工期			
	事業	冊								
地区名										
受託年月日	年 月 日									
事業費	百万円		数量	工種	数量	工種	数量			
主要工事										
効果	総費用総便益比		千円 / 千円 =							
	効果の内訳		効果	千円						
	その他効果		効果	千円						
関係団体	市町村名									
	改良区名									
関係団体			留意の項 留す							

第 号
年 月 日

殿

宮城県知事

土地改良事業等調査及び計画の終了について（報告）

年 月 日付け〔 第 号〕で申し込みのありましたこのことについては，土地改良事業等調査及び計画受託規則第 9 条第 4 項（第 10 条）の規定により年度事業（調査事業受託）の結果（終了）を報告します。

記

- | | |
|---------|--------------------|
| 1 地区名 | 地区 |
| 2 施行地名 | |
| 3 調査事業費 | 千円 |
| 4 施行方法 | |
| 5 期間 | 自 年 月 日
至 年 月 日 |
| 6 結果 | 別紙のとおり |
| 7 記事 | |

- （注） 1 年度実績の報告については，調査事業費の欄に年度事業費を記入し，別紙資料として経過表（様式第 6 号の別紙 1），位置図を添付すること。
- 2 調査事業の報告については，注 1 の資料に個別表（様式第 6 号の別紙 2）を添付すること。

宮城県農業農村整備事業等実施要綱

制定 平成20年4月1日農村第3号
最終改正 令和3年6月24日農村第138号

(趣旨)

第1 この要綱は、県が実施、受託、補助、助成等を行う農業農村整備事業等について、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）、県営土地改良事業条例（昭和25年宮城県条例第67号）、国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号）及び土地改良事業等調査及び計画受託規則（昭和48年宮城県規則5号。以下「受託規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の定義)

第2 農業農村整備事業等とは、農業生産基盤の整備、農村の生活環境整備及び農村の保全管理を目的として、法及びその他の法令並びに国の定める要綱等に基づき実施する事業のことをいう。

2 農業農村整備事業等は、施行主体により次のとおり区分する。

- (1) 県営事業 県が施行主体となり実施する農業農村整備事業等をいう。
- (2) 団体営事業 市町村及び土地改良区等が施行主体となり実施する農業農村整備事業等をいう。
- (3) 国営事業 国が施行主体となり実施する農業農村整備事業等をいう。

(環境との調和への配慮)

第3 農業農村整備事業等の施行に当たっては、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号）等に基づく措置を講ずるものとする。

(県営事業の事業管理計画)

第4 県は、計画的な県営事業の推進を図るため、事業管理計画を毎年度策定することとし、その計画期間は、作成年度を初年度とした10年間とする。

- 2 事業管理計画は、県の予算確保の見通し等を総合的に勘案して策定するものとする。
- 3 事業管理計画には、当該計画を作成しようとする年度において事業実施中の地区及び当該計画の計画期間内に事業着手を予定する地区について策定するものとする。
- 4 事業管理計画は、前項の地区につき、事業種別、地区名、事業実施時期、事業量、概算事業費等を明らかにするものとする。
- 5 県は、事業管理計画の策定に当たり市町村、土地改良区等関係機関の意見を聴くものとする。
- 6 事業管理計画は、宮城県農業農村整備事業等管理計画策定要領に基づき策定するものとする。

(県営事業の地域整備構想の策定)

第5 事業管理計画に位置づけられた県営事業について、法第85条第1項、法第85条の2第1項、法第85条の3第1項若しくは第6項又は法第85条の4第1項の規定による申請を行おうとする者（以下「事業申請者」という。）は、地域整備構想を策定するものとする。

- 2 地域整備構想は、関係者の合意のもとで、地域の現状と課題を整理し、県営事業の実施によって目指す農村地域の将来構想等を明らかにするものとする。

(県営事業の計画概要の策定)

第6 事業申請者は、地域整備構想に基づき、県営事業として実施しようとする農業農村整備事業の計画の概要（以下「計画概要」という。）を策定するものとする。

- 2 計画概要は、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第6条の規定により作成するものとする。

(県営事業の土地改良法に基づく施行申請)

第7 事業申請者が、県営事業の施行を申請する場合には、第6の計画概要を添付しなけれ

ばならない。

- 2 県が、前項の申請をうけ、法第86条第1項の規定により適否の決定を行う際の手続きについては、県営土地改良事業計画決定要領（以下「計画決定要領」という。）に基づくものとする。
- 3 前項の規定において、県は、社会経済の情勢から当該事業の実施が困難と認められた場合、適否の決定を留保することができるものとする。

（県営事業の事業計画書策定の受託）

- 第8 県は、第5の地域整備構想が策定された後に、受託規則に基づき、事業申請者からの申請により、事業計画書の策定を受託することができる。
- 2 県は、法に基づかない農業農村整備事業等（以下「予算補助事業」という。）について、市町村等からの申請により、各事業実施要綱及び要領等に基づく事業計画書の策定を受託することができる。
- 3 県は、前2項の申請があったときには、新規調査受託審査方針等に基づき内容を審査し、受託の可否を決定するものとする。
- 4 県は、受託して事業計画書を策定するときは、委託者その他の関係者と十分な連携を図るものとする。

（県営事業の事業計画書の検討）

- 第9 事業申請者又は予算補助事業の申請者（以下「事業申請者等」という。）は、県営事業の着手を希望する前年度の5月末日までに、地方振興事務所長に事業計画書を提出するものとする。ただし、県が事業計画書を策定している場合は、この限りでない。
- 2 地方振興事務所長は、前項により提出された事業計画書について、内容を調査の上、必要があると認めるときに、事業申請者等に指導・助言するものとする。
- 3 県は、事業計画書が提出された場合又は県が策定した事業計画書について、国庫補助事業としての採択等の手続きを円滑に進めるために必要と認めるときは、あらかじめ国との調整を行うものとする。

（県営事業の国庫補助事業採択申請等）

- 第10 県は、県営事業の実施について法第86条第1項により適当と決定した後、当該事業について、国庫補助事業としての採択申請等の手続きを行うものとする。ただし、予算補助事業にあつては、宮城県農業農村整備事業等地区計画検討実施要領（以下「計画検討実施要領」という。）に基づき、内容を審査した後とする。
- 2 県は、国庫補助事業として円滑に事業を実施する上で止むを得ない理由がある場合には、前項の規定にかかわらず、法第86条第1項の決定前に国庫補助事業の採択申請等の手続きに着手することができるものとする。
- 3 県は、前項の場合において、法第86条第1項の規定により適当ではないと決定されたときは、直ちに国庫補助事業として実施するための手続きを中止するものとする。

（県営事業の開始）

- 第11 県は、第7により県営事業の施行が適当であると決定したときは、法第87条第1項の規定により、県営事業の計画を策定するものとする。
- 2 県営事業の計画を策定する際の手続きについては、計画決定要領に基づくものとする。
- 3 県営事業の計画による工事に着手するときは、次の要件を満たさなければならない。
 - (1) 法第87条第6項の異議申立てがないとき、又は異議申立てがあつた場合においてそのすべてについて同条第7項の規定により決定があり、事業計画が確定していること。
 - (2) 当該事業に要する経費について、県の予算が確保される見通しがあること。
 - (3) 国により、国庫補助事業としての採択等が決定していること。
- 4 予算補助事業に着手するときは、前項（2）及び（3）の規定を準用する。

（県営事業の計画の変更）

- 第12 県営事業の計画を変更するときは、法第88条の規定により県が変更後の事業の計画（以下「変更計画」という。）を策定するものとする。
- 2 変更計画を策定する際の手続きについては、計画決定要領に基づくものとする。
- 3 当該変更計画に係る工事等への着手は、法第88条の規定により、変更後の事業計画が確定した後に行うものとする。

(団体営事業の事業管理計画)

第13 団体営事業の事業管理計画策定については、第4の規定を準用する。

(団体営事業の計画の策定と申請)

第14 団体営事業の計画の策定及び申請手続きについては第5から第7の規定を準用する。

(国営事業の事業管理計画)

第15 国営事業の事業管理計画策定については、第4の規定を準用する。

(国営事業の農林水産大臣との協議)

第16 県は、国営事業について、農林水産大臣から法第86条第2項又は法第88条第4項の協議があった場合には、事業管理計画への位置づけの有無を確認しなければならない。

2 前項の確認の結果、事業管理計画への位置づけがない場合には、事業管理計画の変更を行うものとする。そのときは、当該国営事業の必要性、緊急性、効果性、効率性等を十分に検討した上で、他の事業との調整を図るものとする。

3 前項の変更後の事業管理計画は、県の予算確保の見通し等を総合的に勘案して策定しなければならない。

4 第2項の検討及び調整の結果、当該国営事業を事業管理計画に位置づけるべきではないとの結論を得た場合には、法第86条第2項又は法第88条第4項の協議に対しては、その旨を回答するものとする。

(地区計画検討委員会)

第17 県は、次に掲げる事項について意見を聴くため、計画検討実施要領に基づき地区計画検討委員会を設置するものとする。

- (1) 第3に規定する環境との調和への配慮
- (2) 第4に規定する事業管理計画の決定
- (3) 第8第3項に規定する受託の可否の決定
- (4) 第9第2項に規定する事業計画書への指導・助言
- (5) 第10第2項の国庫補助事業採択等手続きの着手
- (6) 第12第1項の事業計画の変更
- (7) 第13から第15の規定により準用される(2)及び(4)の事項
- (8) 水利施設等保全高度化事業実施要綱、農山漁村地域整備交付金実施要綱及び農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱等に基づく機能保全計画策定の着手
- (9) 県有施設に係る調査計画の着手

(公共事業評価)

第18 県は、県営事業(第17第1項(8)の事業を除く。)について、「行政活動の評価に関する条例」及び「行政活動の評価に関する条例施行規則」に基づき、公共事業評価を実施しなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月24日から施行する。

宮城県農業農村整備事業等管理計画策定要領

制 定 平成20年4月1日農村第3号
最終改正 平成31年4月1日農村第17号

(趣旨)

第1 本要領は、宮城県農業農村整備事業等実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める事業管理計画（以下「管理計画」という。）の策定に関して必要な事項を定めるものとする。

なお、本要領に基づき策定する事業管理計画は、「農業農村整備事業管理計画について（平成3年6月24日付け3構改D第400号構造改善局長名通知）」との整合を図るものとする。

(管理計画の区分)

第2 実施要綱第4第3項に規定する対象地区を、事業要望管理、事業計画管理、事業進捗管理に区分する。

2 事業要望管理の対象は、地域整備構想の策定中であって、事業採択等を予定する年度の10年度前から5年度前までの地区とする。

3 事業計画管理の対象は、地域整備構想が策定され、事業採択等を予定する年度の4年度前から前年度までで、農業農村整備事業等の実施を県が妥当と判断した地区とする。

4 事業進捗管理の対象は、地域構想実現のために、事業実施の初年度から完了年度までの地区とする。

(管理計画の策定)

第3 管理計画は、地域構想の実現に向けて関連施策と十分な調整を行い、農業農村整備事業等の必要性、有効性及び緊急性を勘案し策定するものとする。なお、事業管理計画の区分に応じて、主に次に掲げる施策等との調整を図るものとする。

(1) 事業管理計画全般

- イ) みやぎ農業農村整備基本計画
- ロ) 市町村農業振興地域整備計画
- ハ) その他関連する施策や事業

(2) 事業要望管理

- イ) 市町村及び改良区等要望
- ロ) 県管内の整備状況

(3) 事業計画管理

- イ) 農業水利施設のストックマネジメントに係る事業については、機能保全計画
- ロ) 経営体育成に係る事業については、営農に係る将来構想
- ハ) 農地等の防災に係る事業については、各種防災計画

(4) 事業進捗管理

- イ) 事業地区計画
- ロ) 設定工期における年次施工計画

2 前項のほか、年度毎に別に定める事業管理計画策定方針に基づき計画するものとする。

(管理計画の決定)

第4 地方振興事務所長は、策定した管理計画を毎年度6月末日までに農村振興課に提出するものとする。各事務所からの提出された管理計画は、県の予算の見通しを踏まえ、地区計画検討委員会の意見を聴いて、農政部長が決定する。決定の時期は、毎年度8月末日を目標とする。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 宮城県農業農村整備事業管理計画策定細則（平成12年4月1日施行）は、廃止する。

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討実施要領

制 定 平成13年 2月 1日 農計第887号
最終改正 令和 3年 6月24日 農村第138号

(趣旨)

第1 本要領は、宮城県農業農村整備事業等実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、県が事業施行の主体又は支援の主体として、その計画の妥当性を判断し、また計画策定過程の透明性及び客観性を確保して、社会経済情勢に対応した事業執行を行うための検討に必要な事項を定める。

(検討対象)

第2 本要領で対象とする事業は、実施要綱第2に定める事業とする。

- 2 前項のうち、維持管理及び災害復旧に係る事業は除く。
- 3 団体営事業は、県費負担を伴うハード整備事業を対象とする。
- 4 非公共事業のうち、ソフトとハードが一体で採択される「農地耕作条件改善事業」及び「農業水路等長寿命化・防災減災事業」のうち、県費負担を伴うものは対象とし、採択前に検討するものとする。

(検討の時期と内容)

第3 事業計画の検討は、下記のときに実施する。

- (1) 事業管理計画を策定するとき（実施要綱第17第1項（2）、（7））
 - (2) 調査計画を受託するとき（実施要綱第17第1項（3））
 - (3) 県有施設に係る調査計画を実施するとき（実施要綱第17第1項（9））
 - (4) 別表1第1項に掲げる新規事業地区計画を策定するとき（実施要綱第17第1項（1）、（4）、（5）、（8））
 - (5) 別表1第2項に掲げる変更事業地区計画を策定するとき（実施要綱第17第1項（1）、（6））
 - (6) 上記のほか、農政部長が必要と認めるとき
- 2 前項のとき検討する項目内容は別紙-1及び別紙-2に定める。

(地区計画検討委員会の設置)

第4 第3の検討を行うため、地区計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の効率的な運営を行うため、委員会に幹事会を設置する。
- 3 委員会の運営に関する事務は、農村振興課が行うものとする。
- 4 効率的・効果的な検討を図るため地方振興事務所に地方検討委員会を設置する。
- 5 地方検討委員会の構成及び運営については所長が別に定める。

(委員会の構成)

第5 委員会の構成は、別表2のとおりとする。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 3 委員会は、団体営事業の計画に関する検討を幹事会に委託する。
- 4 委員会は、実施要綱第17第1項（8）に関する検討を幹事会に委託する。
- 5 委員会は、実施要綱第17第1項（9）に関する検討を幹事会に委託する。
- 6 委員長は、必要に応じて検討に係る関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 7 委員長に事故がある時、又は委員長が欠けた時は、副委員長がその職務を代理する。

(幹事会の役割)

第6 幹事会は、委員会が行う第3の検討の事前検討の実施及び委員長が指示する検討を

行う。

- 2 幹事会は、第5第3項の規定により団体営事業の計画に関する検討を行う。
- 3 幹事会は、第5第4項の規定により実施要綱第17第1項(8)に関する検討を行う。
- 4 幹事会は、第5第5項の規定により実施要綱第17第1項(9)に関する検討を行う。

(幹事会の構成)

第7 幹事会の構成は、別表3のとおりとする。

- 2 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
- 3 幹事長は、必要に応じて検討に係る関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出や現地調査を求めることができる。
- 4 幹事長に事故がある時、又は幹事長が欠けた時は、副幹事長がその職務を代理する。

(新規事業地区計画等策定時の事務手続き)

第8 地方振興事務所長は、新規事業地区の採択等を希望する年度の2年度前の11月末日までに様式第1号により、その次年度の地区計画検討の依頼予定について提出するものとする。

- 2 地方振興事務所長は、実施要綱第17第1項(8)及び(9)を予定する年度の前年度の7月末日までに様式1号により、その年度の地区計画検討の依頼予定について提出するものとする。
- 3 事業申請予定者等は、実施要綱第9第1項の規定により、新規事業地区の採択等を希望する年度の前年度の5月末日までに、事業計画書(実施要綱第17第1項(8)を除く。)及び地区計画検討依頼(様式第2号)を提出するものとする。ただし、県が事業計画書を策定している場合は除く。
- 4 地方振興事務所長は、前項の提出のあった場合又は事業計画書を策定した場合は、実施要綱第9第2項の規定による指導・助言ののち、様式第3号により地区計画検討書を別に指示する期限までに提出するものとする。
- 5 地方振興事務所長は、第1項の規定により提出した内容について、止むを得ない事情により計画検討を延期または中止する地区が生じた場合には、地区計画検討年度の6月末日までに様式第7号により、変更内容を提出するものとする。

(変更事業地区計画策定時の事務手続き)

第9 地方振興事務所長は、実施要綱第12第2項の規定により、変更事業計画の決定を予定する前年度の11月末日までに、変更地区計画検討依頼(様式第4号)を提出するものとする。

- 2 地方振興事務所長は、変更地区計画検討書を様式第5号により、別に指示する期限までに提出するものとする。
- 3 地方振興事務所長は、第1項の規定により提出した内容について、止むを得ない事情により計画検討を延期または中止する地区が生じた場合には、地区計画検討年度の6月末日までに様式第7号により、変更内容を提出するものとする。

(検討結果の通知)

第10 委員長は、委員会における意見を速やかに農政部長に報告する。

- 2 農政部長は、前項において報告された結果を、地方振興事務所長を経由し、検討を依頼した者に速やかに通知(様式第6号)する。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、農業農村整備事業地区計画検討に関して必要な事項は、農政部長が別に定める。

別紙－ 1 (第 3 関係・調査計画を受託するとき)

(1) 農地整備事業の場合

検討項目	内容	地区状況	判定
1 必要性	① 地域整備構想は明確か。		
	② 地域農業の発展阻害要因が明確であり、事業実施の必要性が明確か。		
	③ 県の地域振興方向と合致するか。		
2 有効性	① 農地集積率の目標設定が明確か(80%以上)。また、農地中間管理機構との連携が見込まれるか。		
	② 中心となる経営体は育成・確保されているか。		
	③ 生産コスト低減や省力化技術の導入の計画となっているか。		
	④ 高収益作物の具体的な導入計画があるか。		
	⑤ 多面的機能維持の活動があるか。		
3 緊急性	① 関連施策や関連事業等があるか。		
	② いま事業実施しない場合の影響はあるか。		
4 熟度	① 受益者の調査同意状況。		
	② 地域整備構想の達成に向けた体制整備に計画的に取り組まれているか。		
	③ 用排水系統や土地調査等の事前調査が実施されているか。		
5 検討結果	事業の実施を希望する地区として調査計画の受託が妥当か。	(意見)	

(2) 水利施設整備事業及び農地防災事業（湛水防除事業のうち機能保全対策）の場合

検討項目	内容	地区状況	判定
1 必要性	① 地域整備構想は明確か。		
	② 地域農業の発展阻害要因が明確であり、事業実施の必要性が明確か。		
	③ 県の地域振興方向と合致するか。		
2 有効性	① 老朽化に伴う維持管理費は増加しているか。		
	(水利施設整備事業(機能保全対策事業))		
	② ストマネ実施方針へ記載されているか。		
	<small>水利施設整備事業(基幹水利施設整備型) ※整備・更新事業を対象)</small>		
4 緊急性	② 受益地内の農地が、地域の担い手に集積されているか。		
	(水利施設整備事業(機能保全対策事業))		
4 緊急性	③ 機能保全計画が策定されているか。		
	① 関連施策や関連事業等があるか。		
	② 過去10年間で応急対策を実施したことがあるか。		
	③ 農業用基幹施設であり機能停止（能力低下）による被害発生が想定される又は既に被害があるか。		
5 熟度	④ 対象施設の老朽化は進行しているか。		
	(水利施設整備事業の場合)		
	① 関係土地改良区の総代会等の議決が得られているか。		
	(湛水防除事業の場合)		
5 熟度	① 関係市町村における計画内容の合意や予算の確約が得られているか。		
	② 道路、用排水系統及び受益範囲が整理されえているか。		
	<small>水利施設整備事業(基幹水利施設整備型) ※整備・更新事業を対象)</small>		
7 検討結果	③ 予定管理者の合意を得ているか？		
	事業の実施を希望する地区として調査計画の受託が妥当か。	(意見)	

(3) 農地防災事業調査の場合

検討項目	内容	地区状況	判定
1 必要性	① 地域整備構想は明確か。		
	② 施設整備の必要性が明確か。		
	③ 県の地域振興方向と合致するか。		
2 有効性	(湛水防除事業の場合) ① 受益地内農地への湛水被害状況が整理されているか。		
	② 被害想定区域内に民家・農業用施設、公共施設は位置しているか。		
	(ため池整備事業の場合) ① 防災重点農業用ため池として位置づけられているか。または、各種点検調査により対策が求められているか。		
	② 被害想定区域内に民家・農業用施設、公共施設は位置しているか。		
	(農業用河川工作物等応急対策事業の場合) ① 被害想定区域内に民家・農業用施設、公共施設は位置しているか。		
3 緊急性	(湛水防除事業の場合) ① 過去に応急排水対策を実施したことがあるか。		
	(ため池整備事業の場合) ① 重要度区分で緊急性があるか。		
	② 関連施策や関連事業等があるか。		
	(農業用河川工作物等応急対策事業の場合) ① 河川管理者から改善命令があるか。		
	② 過去に堤防決壊防止等の応急対策を実施したことがあるか。		
	③ 関連施策や関連事業等があるか。		
4 熟度	① 用排水系統や受益範囲が整理されており、事業推進のための事前調査が実施されているか。		
	(湛水防除事業の場合) ② 関係市町村における計画内容の合意や予算の確約が得られているか。		
	(ため池整備事業の場合) ② 防災重点農業用ため池の場合、工事期間中の代替用水等の合意が得られているか。その他農業用ため池の場合、受益者からの調査同意が得られているか。		
5 検討結果	事業の実施を希望する地区として調査計画の受託が妥当か。	(意見)	

(注) 表中「内容」については、検討対象事業の特性に応じて、幹事会が変更することがある。

別紙ー 2 (第 3 関係・新規及び変更事業地区計画を策定するとき)

事務所名		事業名			地区名		新規・継続の区分			
		農地整備事業			地区		新規			
関係市町村名				関係土地改良区名						
主	副1	副2	副3	主		副				
事業概要										
受益面積 (ha)		全体事業費 (千円)		全体事業量		着工 (年度)		完了 (年度)		
ha		千円								
評価実施年度までの事業費 (千円)		評価実施年度までの事業量		評価実施年度事業費 (千円)						
千円		-		千円						
来年度要求額 (千円)		来年度の事業内容								
千円										
		数値	評点	1	2	3	4	5	配分点	評点 × 配分点
1. 必要性										
計画的な事業の推進				低い		普通		高い	20	
まちづくりへの支援				低い		普通		高い	5	0
農業の振興				低い		普通		高い	5	0
農業生産基盤の均衡ある発展			%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	0
小計										0 / 5 = 0
2. 有効性										
農村の振興			%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	20	
農家への支援			%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	0
農業体質強化等の推進			%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	0
産地収益力の向上 (高収益作物への転換)			%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	0
小計										0 / 5 = 0
3. 効率性										
費用対効果				低い	やや低い	普通	やや高い	高い	20	
10a当たりの事業費			千円	高い	やや高い	普通	やや安い	安い	10	0
横断的な事業の推進						普通		高い	5	0
小計										0 / 5 = 0
4. 緊急性										
農業経営の緊急強化		高齢化率	%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	10	
		耕作放棄地率	%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	0
小計										0 / 5 = 0
5. 熟度										
地域の合意形成			%	低い		普通		高い	30	
計画の熟度				低い		普通		高い	15	0
事業推進団体等の有無及び活動状況				低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	0
各種協議の進捗				低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	0
小計										0 / 5 = 0
総合点										
0										
コメント1<事務所>										
コメント2<市町村>										
コメント3<関係団体>										

(注) 上表は宮城県農業農村整備事業等地区計画検討実施要領の一部暫定改定について (令和 2 年 2 月 1 4 日付け農村号外) により暫定改定されたもので、農地整備事業の例である。

別表1 (第3(3), (4)関係)

- 1 土地改良法(以下「法」という。)第5条、第48条、第85条第1項、第85条の2第1項、第85条の3第1項若しくは第6項、第85条の4第1項、第87条の3及び第96条の2の事業計画を定める場合又は予算補助事業等で各事業の要綱、要領に基づく事業計画を定める場合
- 2 法第88又は第96条の3の土地改良事業の施行に係る地域、その他土地改良事業計画の農林水産省令で定める重要な部分の変更を行う場合又は予算補助事業等(実施要綱第17第1項(8)を除く。)の変更を行う場合

ただし、その変更の内容が次の各号のいずれかに該当する場合とするが、各事業の要綱、要領に定めがある場合はその定めによる。

 - (1) 土地改良事業の施行に係る地域の変更(ア又はイのいずれかの場合)
 - ア 新たに地域の一部となる土地の地積及び変更後の事業費のうちその土地に係るものが、それぞれ変更前の土地の地積及び事業費の10%を超える場合
 - イ 地域の一部から除外する土地の地積及び変更後の事業費のうちその土地に係るものが、それぞれ変更前の土地の地積及び事業費の10%を超える場合

(ア、イともに法第88条第6項で準用する法第48条第4項に規定する地域の変更において土地改良法施行規則第38条の6の2で定める軽微な変更を除くもの。)
 - (2) その他土地改良事業計画の農林水産省令で定める重要な変更

「土地改良法施行規則第38条の2の農林水産大臣が定める主要工事計画等(平成18年9月25日農林水産省告示第1272号。以下「告示」という)」に定める主要事業計画等の変更であって、以下に該当するもの

 - ア 主要工事計画を変更する場合であり、次のとおりとする。
 - (i) 貯水池等の追加又は廃止
 - (ii) 貯水池等の位置の大幅な変更
 - (iii) 農業用排水施設の新設又は変更のみを内容とする事業にあつては、100ha以上の受益面積の変更
 - (iv) 農業用水路又は農業用排水路の総延長の20%以上の変更
 - (v) 農業用道路の総延長の20%以上の変更
 - (vi) 農業用道路の新設又は変更のみを内容とする事業にあつては、10%以上の変更
 - (vii) 農用地の改良又は保全のため必要な工事にあつては、受益面積の100ha以上又は当該事業の受益面積全体のおおむね20%以上の工種の追加又は廃止

上記における「区画整理工事」の場合は、次のとおりとする。

 - (i) 道路工の総延長の20%以上の変更
 - (ii) 用水路工の総延長の20%以上の変更
 - (iii) 排水路工の総延長の20%以上の変更
 - (iv) 暗渠排水工及び客土工は、受益面積全体のおおむね20%以上又は100ha以上の工種の追加又は廃止(区画整理区域内面積の増減は除く)
 - イ 管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置を変更する場合
 - ウ 上記ア、イにかかる事業費の変更で告示第二号及び第四号に規定されているものについて変更する場合

別表2 (第5関係)

委員会の構成				
委員長	農政部副部長			
副委員長	農政部副部長 (技術担当)			
委員	農政総務課長	農業政策室長	農業振興課長	みやぎ米推進課長
	園芸推進課長	農山漁村なりわい課長	農村振興課長	農村整備課長

別表3 (第7関係)

幹事会の構成	
幹事長	農村振興課 (事業管理計画担当)
副幹事長	農村整備課 (施設管理指導担当)
幹事	農村振興課 (総括担当)
	農村整備課 (総括担当)
	農山漁村なりわい課 (総括担当)
	農村整備課 (農地集積指導担当)

様式第 1 号

番 年 月 日 号

農政部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討の予定について（提出）
 新規採択希望県営農業農村整備事業等のうち、 年度に地区計画検討の依頼を予定する地区について、下記のとおり提出します。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第 2 号

番 年 月 日 号

地方振興事務所長 殿

施行申請予定者

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討について（依頼）
 年度新規採択希望県営農業農村整備事業等の下記地区計画について、検討願います。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第 3 号

番 号
年 月 日

農政部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討書について（提出）
年度地区計画検討の依頼があった，下記の県営農業農村整備事業等新規採択等希望地区の計画検討書を別添のとおり提出します。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考 (採択希望年度)
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第 4 号

番 号
年 月 日

農政部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等変更地区計画検討について（依頼）
年度計画変更予定の県営農業農村整備事業等地区計画について，検討願います。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第 5 号

番 年 月 号 日

農政部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等変更地区計画検討書について（提出）
 年度計画変更を予定する下記の県営農業農村整備事業等地区の計画検討書を別添のとおり提出します。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考 (変更予定年度)
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第 6 号

番 年 月 号 日

検討依頼者 殿

農政部長

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討の結果について（通知）
 年度県営農業農村整備事業等新規採択等希望地区（事業計画変更予定地区）について、計画検討委員会における検討の結果を下記のとおり通知します。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	計画検討委員会の意見等
			ha 千円	
			ha 千円	

(〇〇地方振興事務所(農業農村整備部扱い)経由)

※検討依頼者が県関係機関以外の場合に、上記のとおり記載する。

農政部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等地區計画検討予定の変更について（提出）
年 月 日付け 第 号で提出した平成 年度に地區計画検討を予定する地區について、下記のとおり変更しますので提出します。

記

1 変更後の地區計画検討予定地區

事業名	地區名	関係市町村名	地區面積 概算事業費	備考
			ha 千円	
			ha 千円	

（注）変更前の記載事項を見え消し線により削除すること。

2 変更の理由

3 添付資料

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、農地等地域整備構想策定事業を行う者（以下「事業主体」という。）が農地等地域整備構想策定支援事業に要する経費について、当該事業主体に対し、予算の範囲内において農地等地域整備構想策定支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及び農地等地域整備構想策定支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2 補助金の交付対象となる事業の経費、補助額及び補助限度額は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

(交付申請の添付書類)

第4 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 農地等地域整備構想策定支援事業実施計画書（実施要領別記様式第1号）
- (2) 実施計画書附属資料

(交付決定前着手)

第5 補助事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合には、事業主体は知事に対して、別記様式第7号を提出するものとする。

(交付の条件)

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合又は事業の一部を中止ないし廃止する場合においては、別記様式第2号により、知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - イ 補助金交付決定額の10%以上の減額を伴う変更
 - ロ 補助対象経費区分ごとに20%以上の増減を伴う変更
 - ハ 補助対象事業の内容の重大な変更
- (2) 補助事業の全部を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第7 知事は、事業主体に対し必要の都度、別に定める様式により、執行状況の報告を求めることができる。

(実績報告)

第8 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1)実施要領第6により知事に提出する事業実績書及び附属資料
- (2)農地等整備構想策定支援事業費補助金財産管理台帳(別記様式第6号)

(補助金の交付方法)

第9 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第10 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加した財産の価格が5万円以上のものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第11 規則第21条ただし書きの規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に耐用年数が定められているものにあつては、その耐用年数に相当する期間とする。

(書類の備付け等)

第12 市町村等は、第11の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、その財産に係る財産管理台帳を別記様式第6号により作成し、関係書類を整備保管しなければならない。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年11月16日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(交付要綱) 別記様式第 1 号

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金交付申請書

第 号
年号 年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

市町村等の長 印

年号○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金等交付規則第 3 条の規定により、農地等地域整備構想策定支援事業費補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の概要 別添「農地等地域整備構想支援事業実施計画書」のとおり
- 2 添付書類

(交付要綱) 別記様式第 2 号

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金計画変更承認申請書

第 号
年号 年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

市町村等の長 印

年号○○年○月○日付け宮城県(○○)指令○○号で農地等地域整備構想策定支援事業費補助金の交付決定通知のありましたこの補助金に係る事業について、下記のとおり計画を変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容 別添「農地等地域整備構想支援事業実施計画書」のとおり

(交付要綱) 別記様式第 3 号

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金中止(廃止)承認申請書

第 号
年号 年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

市町村等の長 印

年号○○年○月○日付け宮城県(○○)指令○○号で農地等地域整備構想策定支援事業費補助金の交付決定通知のありましたこの補助金に係る事業について、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 中止の期間(廃止の時期)

(交付要綱) 別記様式第 4 号

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金実績報告書

第 号
年号 年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

市町村等の長 印

年号○○年○月○日付け宮城県(○○)指令○○号で農地等地域整備構想策定支援事業費補助金の交付決定通知のありましたこの補助金に係る事業について、下記のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第 1 2 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額及び精算額

交付決定額	金	円
精算額	金	円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

4 振込先 銀行名：

口座番号： 普通・当座

口座名義人：

(交付要綱) 別記様式第5号

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金概算払請求書

第 号
年号 年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

市町村等の長 印

年号○○年○月○日付け宮城県(○○)指令○○号で交付決定通知のありました農地等地域整備構想策定支援事業費補助金について、下記のとおり 金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 既受領額 | 金 | 円 |
| 3 | 今回請求額 | 金 | 円 |
| 4 | 残額 | 金 | 円 |

5 概算払請求理由

6 振込先 銀行名 :

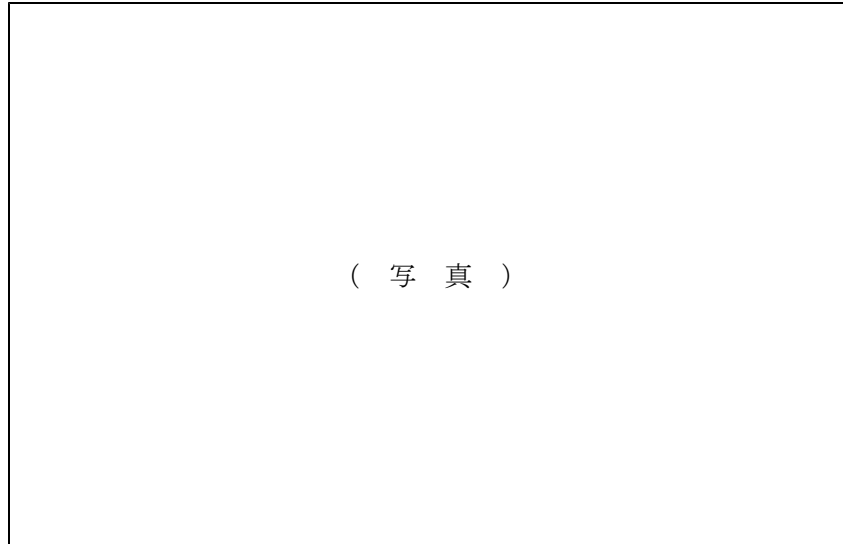
口座番号 : 普通・当座

口座名義人 :

(交付要綱) 別記様式第6号

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金財産管理台帳

年度		市町村	
----	--	-----	--



事業実施主体名称			
施設・機械等名称			
規格・規模・仕様・構造等			
設置場所		耐用年数	
取得年月日		取得金額	
県補助金額		市町村補助金額	
その他付記事項			

(交付要綱) 別記様式第7号

農地等地域整備構想策定支援事業補助金交付決定前着手届

第 号
年号 年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

市町村等の長 印

下記事業について、年号 年 月 日に事業（の一部）に着手したいので、農地等地域整備構想策定支援事業費補助金交付要綱第5の規定により届け出ます。

なお、交付決定前に着手する事業に関しては、補助金が交付されないことになっても異議はありません。

記

- 1 計画内容
農地等地域整備構想策定支援事業実施計画書及び実施計画書附属資料のとおり
- 2 交付決定前に着手する理由

(交付要綱) 別表 1

項目	内容
補助対象経費	<p>地域住民等の主体的取組と創意工夫を基本とした地域整備構想策定に向けた市町村及び土地改良区の活動に係る経費</p> <p>(1) ① 農地活性化委員会活動経費 地域活性化委員会が行う農地整備経費</p> <p>② 地域活性化委員会活動支援経費 地域活性化委員会に対する経費</p> <p>③ 農地等調査費 市町村等が実施する農地等調査に要する経費の一部</p> <p>④ 農地中間管理機構等連携型農地整備構想策定に要する経費の一部</p> <p>(2) ① 土地改良区・農村地域の農地調査に要する経費の一部 ② 土地改良区・農村地域の農地調査に要する経費の一部 ③ 土地改良区・農村地域の農地調査に要する経費の一部</p> <p>(3) ① 農地中間管理機構等連携型農地整備構想策定に要する経費の一部</p>
補助額	<p>定額 (千円未満切捨て) (1) ④については、(1) ①②③とは別に活用を可能とする。</p>
補助金限度額	<p>1 (1) ④を除く) ~ (3) は、1 地域あたり 500 千円以内 / 年度 2 (1) ④のみ活用する場合は、1 地域あたり 600 千円以内 / 年度 3 (1) ① ~ ③に加えて、④を活用する場合は、1 地域あたり 1, 100 千円以内 / 年度</p>

農地等地域整備構想策定支援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、県が施行主体となり実施する農業農村整備事業等（以下「県営事業」という。）について、土地改良法（以下「法」という。）第85条第1項、法第85条の3第1項若しくは第6項又は第85条の4第1項の規定による申請を行おうとする者及び法第87条の3第1項の規定による事業を希望する者（以下「事業申請者等」という。）が宮城県農業農村整備事業等実施要綱に基づき策定する農地等地域整備構想（以下「地域整備構想」という）に対する県が行う支援について必要な事項を定めるものとする。

(地域整備構想)

第2 事業申請者等は、土地改良事業に携わる関係者の合意に基づき、地域の現状と課題を整理し、県営事業の実施によって目指す農村地域の将来構想等を明らかにした地域整備構想を策定する。

2 県は、前項に掲げる地域整備構想の策定に向けて事業申請者等が行う活動に対し、第5の要件を満たす場合に支援を行う。

(事業の内容)

第3 本事業に基づき県が支援を行う対象事業等は、別表1のとおりとする。

(事業実施計画の提出)

第4 本事業の実施を要望する事業申請者等は、別に定める日までに、次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 農地等地域整備構想策定支援事業実施計画書（別記様式第1号）
- (2) 実施計画書附属資料

(事業実施計画の承認)

第5 知事は、第4による書類の提出があったときは、当該計画に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、次のいずれかの事業要件を満たしていると認めるときは、予算の範囲内で承認し、事業実施主体に通知するものとする。

- (1) 実施地域は、宮城県農業農村整備事業等実施要綱に定める事業管理計画に位置付けがあるなど、計画的に県営事業の実施が見込まれる地区を含む地域とする。
- (2) 農地整備型の実施地域は、数集落を単位とした広がりをもつ地域で、地域づくりについて地域住民の熱意及び意欲が高く、市町村等による支援体制が整備されることが見込まれる地域とする。
- (3) 土地改良施設整備型は、地域の課題が明確であり地域整備構想策定による体制強化が見込まれる地域とする。
- (4) 農地等防災・減災対策型は、地域の災害対策上の課題が明確であり、地域整備構想策定による防災・減災対策の体制強化が見込まれる地域とする。

(事業実績報告)

第6 市町村等は、事業の採択を受けた年度において、農地等地域整備構想策定支援事業事業実績書（別記様式第1号）及び事業実績書附属資料により、知事が別に定める日までに、事業の実績を報告しなければならない。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

(実施要領) 別記様式第 1 号

農地等地域整備構想策定支援事業実施計画書 (事業実績書)

市 町 村 名			
区 分			
事業実施区域名			
事業実施期間			
事業主体名			
補助対象事業費	円		
補助金額	円		
必要性・目的			
内容・効果			
補助対象事業費内訳			
内 容	数 量	金 額	備 考
合 計		円	
収支予算 (精算)			
	区 分	予算額 (精算額)	算出基礎・説明
収入・財源内訳		円	
支出		円	
担当課		担当者名	連絡先

(実施要領) 別記様式第1号附属資料

【農地整備型】

- 1 これまでの地域活動の取組・現状
- 2 地域活性化委員会及び地域活性化協議会の整備計画
- 3 生産基盤整備・生活環境整備の現状
- 4 認定農業者等担い手の状況等

【土地改良施設整備型】

- 1 地域及び施設の現状
- 2 管理体制強化の計画
- 3 研修・人材教育の現状

【農地等防災・減災対策型】

- 1 市町村における災害対策の取組・課題
- 2 防災・減災対策の推進方向

◆確認資料

計画時	実績報告時	項目
		市町村農業農村整備事業管理計画
		位置図
		農地等地域整備構想
		地域整備構想策定に関する活動状況等の記録資料等
		農地調査等の計画・実績などの資料等
		請求書・領収書等

(別表1)

項目	内容
1. 対象事業	地域住民等の主体的取組と創意工夫を基本とした農地等地域整備構想策定に向けた市町村及び土地改良区の活動
2. 農地等地域整備構想の内容	<p>農地等地域整備構想は、実施地域における将来の農業農村の姿が生産と生活が調和のとれた姿であり、地域振興等に関する市町村の総合的な計画に則するものであるほか、農業振興地域整備計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等の各種計画との調和が図られ、次の（１）から（３）のいずれかの項目及び内容が盛り込まれていること。</p> <p>（１）農地整備型</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基本方針 ②地域の現状（地域の概要及び課題） ③農村活性化目標（およそ10年後に目指す地域の姿） <ul style="list-style-type: none"> ア 地域営農システム構想（導入作物、農用地、農業用機械、農業用施設及び農業労働力の方向・目標等） イ 地域農地マネジメント構想（農用地利用調整組織及び農用地利用調整手法の方向、農地集積目標等） ウ 農村環境保全構想（農村環境保全維持の方向・目標等） エ 土地利用計画図 オ 農村活性化構想図 ④農村活性化実行計画（農村活性化目標を実現するため、地域住民及び市町村が短期・中長期的な取り組み事項） ⑤その他（農村活性化ビジョン策定に関する活動状況等の記録資料等、農地調査等に係る資料等） <p>（２）土地改良施設整備型</p> <ul style="list-style-type: none"> ①施設管理強化に関する事項 ②財務管理強化に関する事項 ③受益農地管理強化に関する事項 ④土地改良区の統合整備強化に関する事項 ⑤研修・人材教育に関する事項 ⑥その他必要な事項 <p>（３）農地等防災・減災対策型</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市町村の概要 ②市町村における災害対策上の課題 ③防災・減災対策の取組状況 ④今後の防災・減災対策の推進方針 <ul style="list-style-type: none"> ア 全体方針（農地防災、減災対策、地域防災） イ 各種計画との関連（地域防災計画等との関連性） ウ 農村地域における防災減災対策の施策 エ 施設整備計画（整備事業の名称、計画方針、整備量） オ 安全対策 カ 農村防災体制計画 キ 地域防災力強化活動計画 ⑤その他必要な事項

項 目	内 容
3. 事業主体	<p>(1) 農地整備型の事業主体は、市町村又は土地改良区とする。</p> <p>(2) 土地改良施設整備型の事業主体は、土地改良区とする。</p> <p>(3) 農地等防災・減災対策型の事業主体は、市町村とする。</p>
4. 推進体制	<p>農地整備型の推進体制については次のとおりとする。</p> <p>(1) 地域活性化委員会は住民参画による自主的な組織とし、市町村等の指導支援のもとで活動計画及び農地等地域整備構想の策定を行うものとする。</p> <p>(2) 市町村等は、実施地域に関する農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び関係団体等を構成員とする協議会を組織し、活動計画の調整及び農地等地域整備構想に対し総合的な指導支援を行うものとする。</p> <p>(3) 県は、効果的な実施のための総合的な指導及び本事業と関連する他事業との調整に当たるものとする。</p>
5. 農地等地域整備構想の報告等	<p>(1) 農地整備型</p> <p>①地域活性化委員会は、農地等地域整備構想を策定し、市町村長に提出して、その認定を受けるものとする。</p> <p>②市町村長は、地域活性化委員会の提出に係る農地等地域整備構想が次のアからオ全ての要件を満たしていると認めるときは、速やかに農地等地域整備構想の認定を行うものとする。</p> <p>ア 実施地域における将来の農業農村の姿が生産と生活が調和のとれた姿であること。</p> <p>イ 農村活性化実行計画が、関係住民の主体性が発揮できる内容であること。</p> <p>ウ 地域振興等に関する市町村の総合的な計画に則するものであるほか、農業振興地域整備計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等の各種計画との調和が図られていること。</p> <p>エ 経営体の育成、農地の流動化、農作物の生産対策、農産物の加工・流通の改善、農業技術の開発普及、農業機械の合理的利用、農産物の需給の調整、農業農村整備、中山間地域対策、環境・景観保全、福祉対策等に関する施策と緊密な連携の下に計画されていること。</p> <p>オ 農地等地域整備構想に盛り込むハード事業との相互調整が十分行われていること。</p> <p>③市町村長は、農地等地域整備構想を認定したときは、速やかに農地等地域整備構想を添えて知事に報告するものとする。</p> <p>(2) 土地改良施設整備型</p> <p>土地改良区は、地域整備構想を策定したときは、速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>(3) 農地等防災・減災対策型</p> <p>市町村長は、地域整備構想を策定したときは、速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>(4) 報告の期限</p> <p>農地等地域整備構想の報告は、事業最終年度末までに行うものとする。</p>

(2) 県営土地改良事業条例

○県営土地改良事業条例

昭和二十五年十一月二十五日
宮城県条例第六十七号

県営土地改良事業条例をここに公布する。

県営土地改良事業条例

(趣旨)

第一条 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。)第九十一条第一項の規定による分担金の徴収及び法第九十一条の二第一項又は第六項の規定による特別徴収金の徴収に関しては、法令に別段の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(平三〇条例五一・全改)

(分担金の徴収)

第二条 知事は、県営土地改良事業(第十条を除き、以下「事業」という。)の施行に係る各年度において、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき事業によつて利益を受ける者(以下「受益者」という。)から分担金を徴収する。ただし、災害復旧事業(応急措置を含む。)、災害防止事業、基幹水利施設管理事業その他知事が必要と認める事業については、その受益者の意見を聴いて、その全部又は一部を免除することができる。

2 前項の場合において、同項に掲げる受益者が当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、その者に対する分担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収する。

(昭四五条例一三・昭六二条例三五・一部改正、平三〇条例五一・旧第四条繰上・一部改正)

(分担金の額)

第三条 前条第一項の規定により徴収する分担金の額は、その年度における当該事業に要する費用の額から国から交付を受けるべき補助金の額を控除した額に百分の五十以内の割合を乗じて得た額から法第九十一条第六項の規定に基づき市町村に負担させる額(以下「市町村負担額」という。)を控除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業に係る分担金の額は、その年度における当該事業に要する費用の額にそれぞれ当該各号に掲げる割合以内の割合を乗じて得た額から市町村負担額を控除して得た額とする。

- 一 災害復旧(応急措置を含む。)事業 百分の八
- 二 災害防止事業 百分の十八
- 三 基幹水利施設管理事業 百分の四十

(昭六二条例三五・全改、平四条例一八・平六条例一九・平一三条例二三・平二二条例三三・一部改正、平三〇条例五一・旧第五条繰上)

(分担金の徴収方法)

第四条 分担金は、各年度内にその全部を一時に徴収する。ただし、受益者の申出があるときは、当該年度内に分割して徴収することができる。

(昭六二条例三五・全改、平三〇条例五一・旧第六条繰上)

(分担金の減免)

第五条 知事は、当該事業に対し、物件、労力又は金銭等の寄附があつたときは、その額に応じ、分担金の一部又は全部を免除することができる。

2 受益者が災害その他避けることのできない事情によつて分担金を納入する能力を失つたときは、その申立により、残余の分担金についてその一部又は全部を免除することができる。

(平三〇条例五一・旧第七条繰上・一部改正)

(分担金の変更)

第六条 知事は、事業の計画変更その他の事情により事業に要する費用が増加し、分担金の額を増加しようとするときは、あらかじめその旨を受益者に通告し、その意見を聴かなければならない。

(平三〇条例五一・追加)

(特別徴収金の徴収)

第七条 知事は、事業(法第八十七条の三第一項の規定により行う事業(以下「機構関連事業」という。))を除く。以下この項及び次項において同じ。)の工事の完了につき法第一百三十三條の三第三項の規定による公告をした日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日。第三項において同じ。)の属する年度の翌年度(その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度)から起算して八年を経過するまでの間に、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該事業の計画において予定する用途以外の用途(以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 第二条第二項の規定は、前項の規定により特別徴収金を納付する義務のある者が当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合に準用する。

- 3 知事は、機構関連事業の計画を定めた旨につき法第八十七条の三第七項において準用する法第八十七条第五項の規定による公告をした日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第百十三条の三第三項の規定による公告をした日の属する年度の翌年度から起算して八年を経過するまでの間に、当該機構関連事業の施行に係る地域内にある土地につき法第九十一条の二第六項各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

(平三〇条例五一・追加)

(特別徴収金の額)

第八条 前条第一項の規定により徴収する特別徴収金の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

一 当該事業に要した費用の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

二 当該事業につき第二条の規定により徴収する分担金の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

三 当該事業に係る土地を目的外用途に供することに伴い遊休化した施設(当該事業により整備された施設に限る。)を県が目的外用途に供することにより生ずる収入の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

2 前条第三項の規定により徴収する特別徴収金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。

一 当該機構関連事業に要した費用の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

二 当該機構関連事業につき法第九十一条第六項の規定により負担させる負担金の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

(平三〇条例五一・全改)

(特別徴収金の徴収方法)

第九条 前条の規定により算定した特別徴収金は、その全部を一時に徴収する。

(平三〇条例五一・全改)

(特別徴収金の免除)

第十条 知事は、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十六条第一項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるも

のを含む。)に係る事業の用に供する場合その他知事が必要と認めるときは、特別徴収金を免除することができる。

(平三〇条例五一・追加)

(延滞金)

第十一条 知事は、受益者が分担金又は特別徴収金を納入期日までに納入しないときは、延滞金を徴収する。

2 前項の規定による延滞金の額及びその徴収方法については、宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の例による。

(昭四五条例一三・旧第九条繰下、平三〇条例五一・旧第十条繰下・一部改正)

(納入期日の変更及び延滞金の減免)

第十二条 知事は、分担金又は特別徴収金の納入につき考慮すべき事情があると認めるときは、分担金若しくは特別徴収金の納入期日を変更し、又は延滞金の一部若しくは全部を免除することができる。

(昭四五条例一三・旧第十条繰下、平三〇条例五一・旧第十一条繰下・一部改正)

(罰則)

第十三条 受益者が詐欺その他不正の行為により分担金又は特別徴収金の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料に処する。

(昭四五条例一三・旧第十二条繰下、平一二条例七一・平三〇条例五一・一部改正)

(施行規則)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(昭四五条例一三・旧第十三条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例施行の期日は、知事が別に定める。但し、その期日は、昭和二十六年四月一日以降になることはない。(昭和二十六年三月三十一日規則第二十四号を以て昭和二十六年四月一日から施行する。)

(昭六二条例三五・旧附則・一部改正)

(分担金の額に関する特例)

2 農業用排水施設(ダムに限る。)の新設事業及び変更事業に係る第二条第一項の規定により徴収する分担金の額は、当分の間、第三条第一項の規定にかかわらず、その年度に

における当該事業に要する費用の額から国から交付を受けるべき補助金の額を控除した額に百分の二十以内の割合を乗じて得た額から市町村負担額を控除して得た額とする。

(平二条例三二・追加、平四条例一八・平三〇条例五一・一部改正)

- 3 前項の規定の適用がある場合における第三条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項及び附則第二項」とする。

(平二条例三二・追加、平三〇条例五一・一部改正)

(分担金の額に関する読替え)

- 4 法附則第二項の規定により国から貸付けを受ける場合における第三条第一項及び附則第二項の規定の適用については、これらの規定中「交付を受けるべき補助金」とあるのは、「法附則第二項の規定により貸付けを受けるべき貸付金」とする。

(昭六二条例三五・追加、平二条例三二・平三〇条例五一・一部改正)

附 則(昭和三一年条例第一六号)

この条例は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和三九年条例第二九号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、昭和三十九年一月一日から適用する。

附 則(昭和四〇年条例第一三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四五年条例第一三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の県営土地改良事業条例第八条の規定は、昭和四十四年度以降の新規着工(新規全体実施設計を含む。)に係る事業の分担金から適用し、同年度前の着工に係る事業の分担金については、なお従前の例による。

附 則(昭和六二年条例第三五号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第二項の規定は、昭和六十二年度の県営土地改良事業に係る分担金から適用する。

附 則(平成二年条例第三二号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の県営土地改良事業条例の規定は、平成二年

度の県営土地改良事業に係る分担金から適用する。

附 則(平成四年条例第一八号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成六年条例第一九号)

(施行期日)

1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成五年度の債務負担行為に基づいて施行する災害防止事業に係る分担金については、なお従前の例による。

附 則(平成一二年条例第七一号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一三年条例第二三号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第五条第一項の規定は、平成十三年度以後にその工事に着手した県営土地改良事業に係る分担金について適用し、平成十二年度以前にその工事に着手した県営土地改良事業に係る分担金については、なお従前の例による。

附 則(平成二二年条例第三三号)

この条例中第三条ただし書の改正規定及び第五条第二項に一号を加える改正規定は平成二十二年四月一日から、その他の改正規定は平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第五一号)

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 国営土地改良事業負担金等徴収条例 及び施行規則

- ・ 国営土地改良事業負担金等徴収条例 182
- ・ 国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則 191

○国営土地改良事業負担金等徴収条例

昭和三十四年十二月二十六日

宮城県条例第三十六号

改正 昭和四二年三月二二日条例第一五号

昭和四五年一〇月一五日条例第三六号

昭和五三年一〇月二〇日条例第三三号

昭和五四年三月二〇日条例第一三号

昭和六一年一二月一九日条例第三五号

昭和六二年一二月二四日条例第三六号

平成二年一〇月一二日条例第三三号

平成四年三月二七日条例第一九号

平成六年三月二三日条例第三号

平成一三年一二月二五日条例第七六号

平成二一年三月二四日条例第三二号

平成二二年三月二四日条例第三四号

平成二三年三月二二日条例第三七号

平成二四年三月二三日条例第四五号

平成二五年七月一六日条例第五九号

平成二八年三月二二日条例第三五号

平成二九年三月二三日条例第二六号

平成二九年七月一三日条例第四三号

平成二九年一二月二一日条例第七四号

平成三〇年七月一一日条例第六九号

令和二年七月一三日条例第五五号

〔国営土地改良事業負担金徴収条例〕をここに公布する。

国営土地改良事業負担金等徴収条例

(平一三条例七六・改称)

(趣旨)

第一条 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。）第九十条第二項の規定による負担金及び法第九十条の二第一項の規定による特別徴収金の徴収に関しては、法令に別段の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(昭四二条例一五・平一三条例七六・一部改正)

(負担金の徴収)

第二条 県は、法第九十条第一項の規定に基づき国営土地改良事業（法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業（以下「埋立て又は干拓事業」という。）及び法第九十条第八項に規定する国営市町村特別申請事業（以下単に「国営市町村特別

申請事業」という。)を除く。以下この条から第四条までにおいて「事業」という。)に要する費用の一部を負担するときは、当該事業によつて利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有するもの(以下「受益者」という。)及び法第九十条第二項に規定する省令で定めるものから、負担金を徴収する。

- 2 前項に掲げる者が、当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、県は、その者に対する負担金に代えて、その土地改良区から、これに相当する額の金額を徴収する。

(昭四二条例一五・昭五三条例三三・平一三条例七六・平二二条例三四・一部改正)

(負担金の額)

第三条 前条第一項の規定により県が徴収する負担金の総額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額(土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号。以下「令」という。)第五十二条第一項の規定により農林水産大臣が定める額の加算がある場合にあつては、当該加算の額(以下「加算額」という。)を加えて得た額)とする。

- 一 令第五十二条第一項第一号又は第一号の三の規定の適用を受ける事業 法第九十条第一項の規定に基づき県が負担する負担金の額(当該負担金の額が他の法令の規定により軽減される場合にあつては、その軽減されることとなる額を控除した額。以下「県負担額」という。)から当該事業に要する費用の額(加算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額)に百分の三十以内で規則で定める割合を乗じて得た額(加算額がある場合にあつては、加算額を加えて得た額)及び同条第九項の規定に基づき市町村に負担させる負担金の額(以下「市町村負担額」という。)を控除して得た額
- 二 令第五十二条第一項第三号の規定の適用を受ける事業 県負担額から当該事業に要する費用の額(加算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額)に百分の二十七以内で規則で定める割合を乗じて得た額(加算額がある場合にあつては、加算額を加えて得た額)及び市町村負担額を控除して得た額
- 三 前二号に掲げる事業以外の事業 県負担額(加算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額)の二分の一に相当する額から市町村負担額を控除して得た額

- 2 前条第一項の規定により県が徴収する負担金の額は、次の各号に掲げる納入者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 受益者 当該事業の施行に係る地域内にある受益者の土地の面積に応じて、第一項各号に掲げる額(次号に掲げる者がある場合にあつては、同号に定める負担金の合計額を控除した額)を割り振つて得られる額
- 二 法第九十条第二項に規定する省令で定める者(次号に掲げる者を除く。) その受ける利益を限度として知事が定める額

三 令第五十二条第一項の規定により農林水産大臣の指定を受けた者 同項の規定により農林水産大臣の定めた額

3 第一項又は前項第一号の規定により算出して得た額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(昭四二条例一五・昭五二条例三三・昭五四条例一三・平二条例三三・平四条例一九・平六条例三・平一三条例七六・平二一条例三二・平二八条例三五・令二条例五五・一部改正)

(負担金の徴収方法)

第四条 第二条第一項の規定により県が徴収する負担金(第五項に規定するものを除く。)は、受益者にあつては元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)又は当該受益者の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法により、法第九十条第二項に規定する省令で定める者にあつては知事が定める支払の方法により支払わせるものとする。

2 前項の元利均等年賦支払の場合における負担金の支払期間(据置期間を含む。)は、令第五十二条第一項第一号の三及び第五号に掲げる事業にあつては十五年、その他の事業にあつては十七年とし、据置期間は、同項第一号の三及び第五号に掲げる事業にあつては三年、その他の事業にあつては二年とする。

3 前項の支払期間は、当該事業が完了した年度(当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧又は突発事故被害の復旧(以下「災害復旧等」という。)を併せて行つたときは、当該事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度)の翌年度の初日から起算するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る支払期間は、当該各号に定める年度の初日から起算するものとする。

一 事業が完了する以前において、当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該土地につき法第三条に規定する資格を有する者から当該土地に係る第一項の負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合 その利益の全てが発生した年度以後において知事の指定する年度

二 令第四十九条第一項第一号に掲げる事業が完了する以前において、指定工事(令第五十二条の二第四項第二号に規定する指定工事をいう。以下同じ。)が完了し、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から指定事業費額(指定工事に係る事業の部分に要する費用の額をいう。)に係る第一項の負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合 当該指定工事が完了した年度以後において知事の指定する年度

4 第一項の元利均等年賦支払の場合における負担金の利率は、令第五十三条第二項の規

定により農林水産大臣が定める率とする。

- 5 第二条第一項の規定により県が徴収する負担金で令第五十二条第一項第二号の二及び第四号に掲げる事業に係るものは、令第五十二条の二第二項の規定により農林水産大臣が定める支払の方法に準拠して知事が定める支払の方法により支払わせるものとする。
- 6 第一項の規定による据置期間中の各年度に係る利息の額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(昭五三条例三三・全改、昭六一条例三五・平二条例三三・平一三条例七六・平二一条例三二・平二九条例二六・平二九条例七四・平三〇条例六九・令二条例五五・一部改正)

(特別徴収金)

第五条 県は、法第九十条の二第一項の規定に基づき国営土地改良事業（埋立て又は干拓事業、国営市町村特別申請事業及び法第八十七条の五第一項の規定により国が行う土地改良事業を除く。以下この条において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき受益者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき法第百十三条の三第三項の規定による公告があつた日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営土地改良事業によつて受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（令第五十三条の八又は令附則第五条で定める用途を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなつている場合及び令第五十三条の九各号のいずれかに該当する場合を除き、その者から特別徴収金を徴収する。

- 2 前項の場合には、第二条第二項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定により県が徴収する特別徴収金の額は、国営土地改良事業につき法第九十条第一項の規定により県が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として令第五十三条の十一第二項において準用する同条第一項の定めるところにより算定される額から、当該国営土地改良事業につき法第九十条第二項、第四項、第五項又は第九項の規定により県が徴収する負担金のうち当該土地に係る部分の額として令第五十三条の十一第二項において準用する同条第一項の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度として、知事が定める。
- 4 第一項の規定により県が徴収する特別徴収金は、一時支払の方法により支払わせるものとする。

(平一三条例七六・追加、平二一条例三二・平二二条例三四・平二三条例三七・平二四条例四五・平二五条例五九・平二九条例四三・平二九条例七四・一部改正)

(延滞金)

第六条 知事は、第二条第一項の規定により県が徴収する負担金又は前条第一項の規定により県が徴収する特別徴収金（第三項において「負担金又は特別徴収金」という。）を納入期日までに納入しない者があるときは、その者から延滞金を徴収する。

2 前項の規定による延滞金の額及びその徴収方法については、宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）の例による。

3 知事は、負担金又は特別徴収金を納入しないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金の一部又は全部を免除することができる。

(平一三条例七六・追加)

(規則への委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一三条例七六・旧第五条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 定川国営土地改良事業の負担金のうち、昭和三十四年度までに当該事業に要する費用に係る負担金の額は、第三条第一項第一号の規定にかかわらず、当該費用に関し、法第九十条第一項の規定に基き県が負担する額の四分の一に相当する額とする。

(負担金の徴収方法の特例)

3 令附則第七条第一項の規定により農林水産大臣が指定する事業についての第四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「十五年」とあり、及び「十七年」とあるのは、「二十五年を超えない範囲内で知事が定める期間」とする。

(平四条例一九・追加、平二一条例三二・旧第四項繰上・一部改正、平二二条例三四・平二三条例三七・平二四条例四五・平二五条例五九・平二九条例四三・一部改正)

(負担金の額の特例)

4 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号。以下「特例法」という。）の適用を受ける国営土地改良事業（特例法第三条の規定により土地改良事業とみなされる特例法第二条第一項に規定する除塩で国が行うものを含む。以下同じ。）についての第二条第一項の規定により県が徴収する負担金の総額は、第三条第一項の規定にかかわらず、特例法第五条の規定に基づき県が負担する負担金の額（当該負担金の額が他の法令の規定により軽減される場合にあつては、その軽減されることとなる額を控除した額）から当該国営土地改良事業に要する費用の額(加

算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額) に百分の四十二以内で規則で定める割合を乗じて得た額 (加算額がある場合にあつては、加算額を加えて得た額) 及び市町村負担額を控除して得た額とする。

(平二四条例四五・追加)

附 則 (昭和四二年条例第一五号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の国営土地改良事業負担金徴収条例第四条第二項に規定する支払期間が昭和四十一年度以前の年度から起算される事業に係る負担金についての同項の規定の適用については、同項中「十五年」とあるのは、「十年」とする。

附 則 (昭和四五年条例第三六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年条例第三三号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の国営土地改良事業負担金徴収条例の規定に基づいて賦課された負担金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五四年条例第一三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年条例第三五号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第四条第四項の規定は昭和六十一年四月一日から、改正後の附則第三項の規定は昭和六十年度に行われた国営土地改良事業に係る負担金から適用する。

附 則 (昭和六二年条例第三六号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第三項の規定は、昭和六十二年度の国営土地改良事業に係る負担金から適用する。

附 則 (平成二年条例第三三号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の国営土地改良事業負担金徴収条例の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請又は同法第八十七条の二第一項の規定による土地改良事業計画の作成 (以下「申請

等」という。)が行われた国営土地改良事業について適用し、施行日前に申請等が行われた国営土地改良事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成四年条例第一九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する
(経過措置)
- 2 改正後の第三条第一項の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。)以後に土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第九十条第一項の規定に基づき県が費用の一部を負担する国営土地改良事業について適用し、施行日前に同項の規定に基づき県が費用の一部を負担した国営土地改良事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年条例第三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第三条第一項の規定は、平成五年度以後に施行される国営土地改良事業 (平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以後の年度に支出すべきものとされた国の負担に係る国営土地改良事業及び平成四年度以前の年度の国の歳出予算に係る国の負担で平成五年度以後の年度に繰り越されたものに係る国営土地改良事業を除く。)について適用し、平成四年度以前に施行された国営土地改良事業、同年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以後の年度に支出すべきものとされた国の負担に係る国営土地改良事業及び平成四年度以前の年度の国の歳出予算に係る国の負担で平成五年度以後の年度に繰り越されたものに係る国営土地改良事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成一三年条例第七六号)

この条例は、平成十四年四月一日から施行し、改正後の第六条第一項の規定は、この条例の施行の日以後に納入期日が到来する負担金及び特別徴収金について適用する。

附 則 (平成二一年条例第三二号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の国営土地改良事業負担金等徴収条例第三条第一項第二号の規定は、平成二十年度以後の土地改良法施行令 (昭和二十四年政令第二百九十五号) 第五十二条第一項第三号の規定の適用を受ける国営土地改良事業に係る負担金について適用する。
(経過措置)
- 2 特別会計に関する法律 (平成十九年法律第二十三号) 附則第二百六十六条の規定による改正前の土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号。以下「旧法」という。) 第八十八条の二第一項及び特別会計に関する法律附則第三百八十三条の規定によりなおその

効力を有することとされる旧法第八十八条の二第一項の規定によりその工事に係る事業費のうち同条第二項各号に掲げる費用につき借入金をもってその財源とする国営土地改良事業については、改正前の国営土地改良事業負担金等徴収条例第四条第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「法第八十八条の二第一項」とあるのは「特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百六十六条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第八十八条の二第一項及び特別会計に関する法律附則第三百八十三条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第八十八条の二第一項」と、「にあつては令第五十三条第二項」とあるのは「にあつては土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第七号。以下この項において「改正令」という。）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の令（以下この項において「旧令」という。）第五十三条第二項」と、「令第五十二条第三項」とあるのは「改正令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第五十二条第三項」と、「令第五十二条の二第四項」とあるのは「改正令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第五十二条の二第四項」と、「につき令第五十三条第二項」とあるのは「につき改正令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第五十三条第二項」とする。

附 則（平成二二年条例第三四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年条例第三七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年条例第四五号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の国営土地改良事業負担金等徴収条例附則第四項の規定は、この条例の施行の日前に行われた東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号。以下「特例法」という。）の適用を受ける国営土地改良事業（特例法第三条の規定により土地改良事業とみなされる特例法第二条第一項に規定する除塩で国が行うものを含む。）に係る負担金についても適用する。

附 則（平成二五年条例第五九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年条例第三五号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年条例第二六号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 国営土地改良事業負担金等徴収条例第二条第一項の規定により県が徴収する負担金で

その支払期間の始期が平成二十七年度以前であるものの利率については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年条例第四三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年条例第七四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年条例第六九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年条例第五五号）

この条例は、公布の日から施行する。

○利率等の表示の年利建て移行に関する条例（抄）

昭和四十五年十月十五日

宮城県条例第三十六号

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第七条 条例の規定に定める延滞金、延滞利子、違約金その他これらに類するものの額の計算につき当該条例の規定に定める年当たりの割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。ただし、当該条例に特別の定めがある場合は、この限りでない。

○国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則

平成六年三月二十三日

宮城県規則第五号

改正 平成一三年三月二三日規則第三三号

平成一四年三月二九日規則第六六号

平成二一年三月二四日規則第二八号

平成二四年三月二三日規則第二六号

平成二八年三月二二日規則第四〇号

令和二年二月十八日規則第六号

〔国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則〕をここに公布する。

国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則

(平一四規則六六・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十四年宮城県条例第三十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一四規則六六・一部改正)

(負担金の算定に係る割合)

第二条 条例第三条第一項第一号の規則で定める割合は、平成元年度以前に着手した国営土地改良事業については別表第一、平成二年度から平成四年度までに着手した国営土地改良事業については別表第二、平成五年度から平成三十年代までに着手した国営土地改良事業については別表第三、令和元年度以後に着手した国営土地改良事業については別表第四のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、江合川国営土地改良事業に係る条例第三条第一項第一号及び第二号の規則で定める割合は、別表第二のとおりとする。

3 第一項の規定にかかわらず、国営中津山土地改良事業及び国営河南二期土地改良事業に係る令和元年度以後における条例第三条第一項第一号の規則で定める割合は、別表第四のとおりとする。

4 条例第三条第一項第二号の規則で定める割合は、別表第五のとおりとする。

(平二一規則二八・一部改正、令二規則六・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平二四規則二六・旧附則・一部改正)

(負担金の算定に係る割合の特例)

2 条例附則第四項の規則で定める割合は、次の表のとおりとする。

区分		割合
特定災害復旧事業	農用地の災害復旧	百分の四十二（当該事業に係る国の負担割合が百分の五十を超え百分の八十未満の場合にあっては

		一から当該国の負担割合及び百分の八を控除した割合、当該事業に係る国の負担割合が百分の八十以上の場合にあつては一から当該国の負担割合を控除した割合に百分の六十を乗じて得た割合)
	土地改良施設の災害復旧	百分の二十七（当該事業に係る国の負担割合が百分の六十五を超え百分の八十未満の場合にあつては一から当該国の負担割合及び百分の八を控除した割合、当該事業に係る国の負担割合が百分の八十以上の場合にあつては一から当該国の負担割合を控除した割合に百分の六十を乗じて得た割合)
	除塩	百分の六
復旧関連事業		百分の四十二（当該事業に係る国の負担割合が百分の五十を超え百分の八十未満の場合にあつては一から当該国の負担割合及び百分の八を控除した割合、当該事業に係る国の負担割合が百分の八十以上の場合にあつては一から当該国の負担割合を控除した割合に百分の六十を乗じて得た割合)

(平二四規則二六・追加)

別表第一（第二条関係）

区分		割合
国営かんがい排水事業	ダム	百分の十七
	頭首工	百分の十七
	排水機場	百分の十七
	排水樋門	百分の十七

排水路	百分の十七
用水機場	百分の十七
用水路	百分の十七

別表第二（第二条関係）
（平一三規則三三・一部改正）

区分		割合	
国営かんがい排水事業	ダム	末端支配面積（当該施設の利益を受ける農用地の面積をいう。以下同じ。）がおおむね七千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三千ヘクタール）未満であり、かつ、有効貯水量がおおむね千万立方メートル（畑に係るものにあつては、三百万立方メートル）未満のもの	百分の二十
		末端支配面積がおおむね七千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三千ヘクタール）以上であり、かつ、有効貯水量がおおむね千万立方メートル（畑に係るものにあつては、三百万立方メートル）以上のもの	百分の二十五
		かんがい排水事業以外の事業との共同事業で新設又は変更（新たに農業用水の開発を行うもので、開発に要する費用が当該ダムに要する費用の二分の一以上のもの）されるもの	千分の二百九
	頭首工	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）未満のもの	百分の十七
		末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）以上おおむね三千ヘクタール（畑に係るものにあつては、千ヘクタール）未満のもの	百分の十九
		末端支配面積がおおむね三千ヘ	千分の二百三十四

		クタール（畑に係るものにあつては、千ヘクタール）以上おおむね七千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三千ヘクタール）未満のもの	
	排水機場 排水樋門	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）未満のもの	百分の十七
		末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）以上おおむね三千ヘクタール（畑に係るものにあつては、千ヘクタール）未満のもの	百分の十九
	排水路	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）未満のもの	百分の十七
		末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）以上のもの	百分の十九
	用水機場		百分の十七
	用水路		百分の十七

別表第三（第二条関係）

（平一三規則三三・平二八規則四〇・一部改正）

区分			割合
国営かんがい排水事業	ダム	末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）以上であり、かつ、有効貯水量がおおむね七百万立方メートル（畑に係るものにあつては、二百万立方メートル）以上のもの	百分の二十五
		その他の施設	百分の十七
	頭首工	末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつ	百分の十七

	ては、二千ヘクタール) 未満のもの	
	末端支配面積がおおむね五千ヘクタール (畑に係るものにあつては、二千ヘクタール) 以上のもの	百分の二十五
排水機場 排水樋門	末端支配面積がおおむね千ヘクタール (畑に係るものにあつては、三百ヘクタール) 未満のもの	百分の十七
	末端支配面積がおおむね千ヘクタール (畑に係るものにあつては、三百ヘクタール) 以上おおむね三千ヘクタール (畑に係るものにあつては、千ヘクタール) 未満のもの	百分の十九
	末端支配面積がおおむね三千ヘクタール (畑に係るものにあつては、千ヘクタール) 以上おおむね五千ヘクタール (畑に係るものにあつては、二千ヘクタール) 未満のもの	千分の二百三十四
	末端支配面積がおおむね五千ヘクタール (畑に係るものにあつては、二千ヘクタール) 以上のもの	百分の二十五
排水路	末端支配面積がおおむね千ヘクタール (畑に係るものにあつては、三百ヘクタール) 未満のもの	百分の十七
	末端支配面積がおおむね千ヘクタール (畑に係るものにあつては、三百ヘクタール) 以上のもの	百分の十九
用水機場		百分の十七
用水路		百分の十七
農業水利制御システム	末端支配面積がおおむね百ヘクタール未満のもの	百分の二十五
	末端支配面積がおおむね百ヘクタール以上のもの	百分の十七

国営農地再編整備事業	区画整理 開畑	百分の十七
国営施設応急対策事業		三百分の五十八
国営耐震対策一体型かんがい排水事業		百分の三十

別表第四（第二条関係）
（令元規則〇〇・追加）

区分			割合		
国営かんがい排水事業	ダム	末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）以上であり、かつ、有効貯水量がおおむね七百万立方メートル（畑に係るものにあつては、二百万立方メートル）以上のもの	百分の二十五		
		その他のもの	百分の十七		
	頭首工	末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）未満のもの	百分の十七		
		末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）以上のもの	百分の二十五		
	排水機場 排水樋門	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）未満	新設に係るもの	百分の十七	
			更新に係るもの	三百分の五十八	
		末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）以上三千ヘクタール（畑に係るものにあつては、千ヘクタール）未満	新設に係るもの	百分の十九	
			更新	一施設に係る事業費がおおむね二億円に満たない工事（以下「軽微な施設変更工事」という。）に係るもの	三百分の五十八
			その他のもの	百分の十九	
		末端支配面積がおおむね三千ヘクタール（畑に係るものにあつては、千ヘクタール）未満	新設に係るもの	千分の二百三十四	
	更新		軽微な施設変更工事に係るもの	三百分の五十八	

	<p>つては、千ヘクタール) 以上五千ヘクタール (畑に係るものにあつては、二千ヘクタール) 未満</p>		もの	
			その他のもの	千分の二百三十四
	<p>末端支配面積がおおむね五千ヘクタール (畑に係るものにあつては、二千ヘクタール) 以上</p>	新設に係るもの		百分の二十五
		更新	軽微な施設変更工事に係るもの	三百分の五十八
			その他のもの	百分の二十五
排水路	<p>末端支配面積がおおむね千ヘクタール (畑に係るものにあつては、三百ヘクタール) 未満</p>	新設に係るもの		百分の十七
		更新に係るもの		三百分の五十八
	<p>末端支配面積がおおむね千ヘクタール (畑に係るものにあつては、三百ヘクタール) 以上</p>	新設に係るもの		百分の十九
		更新	主要工事計画の区分に従った路線単位に係る事業費がおおむね二億円に満たない工事 (以下「軽微な路線変更工事」という。) に係るもの	三百分の五十八
			その他のもの	百分の十九
用水機場	<p>末端支配面積がおおむね千ヘクタール (畑に係るものにあつては、三百ヘクタール) 未満</p>	新設に係るもの		百分の十七
		更新に係るもの		三百分の五十八
	<p>末端支配面積がおおむね千ヘクタール (畑に係るものにあつては、三百ヘクタール) 以上</p>	新設に係るもの		百分の十七
		更新	軽微な施設変更工事に係るもの	三百分の五十八
			その他のもの	百分の十七
用水路	<p>末端支配面積がおおむね千ヘクタール</p>	新設に係るもの		百分の十七

		(畑に係るものにあつては、三百ヘクタール) 未満	更新に係るもの	三百分の五十八	
		末端支配面積がおおむね千ヘクタール (畑に係るものにあつては、三百ヘクタール) 以上	新設に係るもの	百分の十七	
			更新	軽微な路線変更工事に係るもの	三百分の五十八
				その他のもの	百分の十七
	農業水利制御システム	末端支配面積がおおむね百ヘクタール未満のもの		百分の二十五	
		末端支配面積がおおむね百ヘクタール以上	新設に係るもの	百分の十七	
			更新に係るもの	三百分の五十八	
国営農地再編整備事業	区画整理 開畑			百分の十七	
国営施設応急対策事業				三百分の五十八	
国営耐震対策一体型かんがい排水事業				百分の三十	
土地改良施設突発事故復旧事業				百分の三十	

別表第五 (第二条関係)

(平二一規則二八・追加)

区分		割合
災害復旧事業	農業用施設	ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防(海岸を含む。)、道路、橋梁 ^{りょう} 及び農地保全施設
		百分の二十七(当該事業に係る国の負担割合が百分の六十五を超え百分の八十未満の場合にあつては一から当該国の負担割合及び百分の八を控除した割合、当該事業に係る国の負担割合が百分の八十以上の場合にあつては一から当該国の負担割合を控除した割合に百分の六十を乗じて得た割合)

附 則 (平成一三年規則第三三号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行し、改正後の国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則の規定は、平成五年度分の国営土地改良事業に係る負担金から適用する。

附 則 (平成一四年規則第六六号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年規則第二八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年規則第四〇号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年規則第六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の規定は、令和元年度分の国営土地改良事業に係る負担金から適用する。

(4) 国営土地改良事業負担金償還
助成事業補助金交付要綱

国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1 県は、国営土地改良事業（以下、「事業」という。）の公共性にかんがみ、事業施行地内農家全体の事業費負担の軽減を図るため、当分の間、地元負担団体である土地改良区等が償還する額について、予算の範囲内において国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の採択)

第2 事業の採択を申請する者は、交付初年度の前年度2月末日までに別記様式第1号に償還計画表を添え知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の申請があったときは、事業内容を審査し、適当と認められる場合は、別記様式第2号により申請者に事業採択を通知するものとする。

(交付対象等)

第3 交付対象となる事業は、国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定により、平成2年度以降徴収を開始するかんがい排水事業及び農地再編整備事業とし、補助金の額は、当該事業に要した額に、別表第1、第2及び第3に定める率を乗じて得た額に、別表第4により算出した額を加えた額とする。

2 知事は、前項の規定により算出した補助金の額が、予算額を超える場合においては、その差額を、後年度に交付することができる。

3 前項の規定により各年度の補助金の額を変更する場合には、知事は、あらかじめ関係団体に通知することとする。

4 条例第2条の規定により徴収する負担金の額は、条例第3条に定める額とし、国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金の控除は行わない。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第3号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

(補助金交付申請書)

第5 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 償還計画書

(2) 収支予算書（別記様式第4号）

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(実績報告書)

第7 規則第12条第1項の規定により実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 当該地区に係る土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第4項の規定に基づく負担金の納付を証する書面
- (2) 収支精算書（別記様式第6号）

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第15条ただし書の規定により概算払いにより交付するものとする。

(補助金の請求)

第9 補助金の請求は、別記様式第7号による補助金概算払請求書を知事に提出して行うものとする。

(書類の提出部数)

第10 この要綱により知事に提出する書類は、申請者の住所を所管区域とする地方振興事務所を経由するものとし、その提出部数は、各1部とする。

(その他)

第11 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年8月29日から施行し、平成12年度の予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 国営土地改良事業負担金償還助成措置要綱（平成2年11月9日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年7月13日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年2月27日から施行し、平成20年度交付分から適用する。
- 2 この要綱による交付対象は、平成18年度までに国営土地改良事業地区調査が着手された地区とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成28年度新規採択地区から適用する。
- 2 この要綱による交付対象は、令和7年度までに採択された地区とする。

附 則

この要綱は、令和3年6月29日から施行する。

別表第1

国営基幹かんがい排水事業

(平成2年度以降開始した事業)

基 幹 工 種	助 成 率
1. ダム	
(1) 貯水量 700(1,000)万m ³ , 受益面積5,000(7,000)ha以上	—
(2) " 未満	* 2.0
(3) 共同ダム(農業用)	4.5
(4) " (その他)	6.4
(5) 一般	10.4
2. 頭首工	
(1) 受益面積 5,000(7,000)ha以上	—
(2) 受益面積 3,000(3,000)ha以上	* 2.0
(3) 共同頭首工(農業用)	4.0
(4) " (その他)	4.0
(5) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(6) 受益面積 1,000(1,000)ha未満	4.0
3. 排水機場, 樋門	
(1) 受益面積 5,000(7,000)ha以上	—
(2) 受益面積 3,000(3,000)ha以上	2.0
(3) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(4) 一般	4.0
4. 排水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0
5. 用水機場, 樋門, 導水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0
6. 用水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0
7. 水管理制御システム	
(1) 受益面積 100ha以上	4.0
(2) 受益面積 100ha未満	5.0

- ・*印は、鳴瀬川地区及び江合川地区については、特例として4.0%とする。
- ・基幹工種欄の()内記載事項は、平成4年度まで設けられていた区分を示す。
- ・ただし、平成28年度以降の新規地区に係る助成率については、当該事業に要した額(うち受益者負担のある基幹工種)の2.0%とする。

別表第2

国営かんがい排水事業
(平成元年度までに開始した事業)

基 幹 工 種	助 成 率
1. ダム	
(1) 貯水量 700(1,000)万m ³ , 受益面積5,000(7,000)ha以上	10.4
(2) " 未満	10.4
(3) 共同ダム(農業用)	10.4
(4) " (その他)	—
(5) 一般	10.4
2. 頭首工	
(1) 受益面積 5,000(7,000)ha以上	10.4
(2) 受益面積 3,000(3,000)ha以上	9.0
(3) 共同頭首工(農業用)	—
(4) " (その他)	—
(5) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(6) 受益面積 1,000(1,000)ha未満	4.0
3. 排水機場, 樋門	
(1) 受益面積 5,000(7,000)ha以上	10.4
(2) 受益面積 3,000(3,000)ha以上	9.0
(3) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(4) 一般	4.0
4. 排水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(2) 一般	4.0
5. 用水機場, 樋門, 導水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0
6. 用水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0

・基幹工種欄の()内記載事項は、平成元年度まで設けられていた区分を示す。

別表第3

国営農地再編整備事業

基 幹 工 種		助 成 率
全 施 設		
	1 一 般 型	4.0
	2 中 山 間 地 域 型	4.0

別表第 4

区 分	該 当 地 区	補助金の額（助成率）
県要件助成	国営土地改良事業負担金計画措置実施要領（昭和62年8月21日付け62構改B第1133号）の規定により、償還計画について構造改善局長の承認を受けた地区	元利均等年賦支払以外の年賦支払の方法を併用する地区は、以下の算式により算定された額 $Y = \Sigma (X_i - \bar{X}) / 2$ ただし、 $X_i - \bar{X} < 0$ ならば $X_i - \bar{X} = 0$ とする。 Y：補助金の額 X_i ：i年度に地元が県に支払うべき負担金 i：償還期間中の各年度 \bar{X} ： X_i の平均

(別記様式第1号)

令和 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業採択申請書

番 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所
申請者
名称及び代表者の氏名 印

令和 年度新規国営土地改良事業負担金償還助成事業の採択をされたく、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 事業費(見込み) 億円
- 4 助成額(見込み) 単位：千円

施設区分	農家償還金		償還助成交付金	
	負担率	償還金計	助成率	交付額計
	%		%	
	%		%	
	%		%	
	%		%	
計				

- 5 償還期間(予定) 年 月から 年 月
添付資料 償還計画表

(別記様式第2号)

令和 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業採択通知書

番 号
年 月 日

土地改良区理事長 殿

宮城県知事

印

年 月 日付け 第 号で申請のありました下記地区について、国営土地改良事業負担金償還助成事業の実施地区として、採択しましたので通知します。

なお、国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において当該補助金を交付します。

記

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 事業費(見込み) 億円
- 4 助成額(見込み) 単位：千円

施設区分	農家償還金		償還助成交付金	
	負担率	償還金計	助成率	交付額計
	%		%	
	%		%	
	%		%	
	%		%	
計				

(別記様式第3号)

令和 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所
申請者
名称及び代表者の氏名 印

令和 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金を交付されるよう補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金の使途及び目的
- 2 補助金の算出の基礎

添付書類

- 1 償還計画書
- 2 収支予算書 (別添様式第4号)

(別記様式第4号)

収 支 予 算 書

1 収 入

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
県補助金	円	円	円	
計				

2 支 出

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
	円	円	円	
計				

(別記様式第5号)

令和 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業実績報告書

番 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所

申請者

名称及び代表者の氏名 印

令和 年 月 日付け宮城県（農村）指令第 号で交付決定の通知があった国営土地改良事業負担金償還助成事業について、下記のとおり実施したので補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金の使途及び目的
- 2 補助金の算出の基礎

添付書類

- 1 負担金納付を証する書面の写し
- 2 収支精算書（別添様式第6号）

(別記様式第6号)

収 支 精 算 書

1 収 入

区 分	本年度精算額	本年度予算額	増 減	備 考
県補助金	円	円	円	
計				

2 支 出

区 分	本年度精算額	本年度予算額	増 減	備 考
	円	円	円	
計				

(別記様式第7号)

令和 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所

申請者

名称及び代表者の氏名 印

令和 年 月 日付け宮城県（農村）指令第 号で交付決定の通知があった国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金について、下記のとおり金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区 分	対象事業費	交付決定額	既 受 領 額	今回請求額	残 額
	円	円	円	円	円
計					

支払銀行名：

口座番号：

フリガナ
口座名義人：

(5) 農業水利權管理事業取扱要領

農業水利権管理事業取扱要領

(目的)

第1 この要領は、知事が取得する河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第23条の規定による許可(以下「水利使用許可」という。)の更新手続に必要な書類等の作成を行う農業水利権管理事業(以下「事業」という。)に必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容等)

第2 事業内容は、水利使用許可の更新手続に当たり、申請に要する書類及び水利使用許可権者である河川管理者(以下単に「水利使用許可権者」という。)から提出を求められる資料の作成に必要な項目で、別表のとおりとする。

(事業の主体)

第3 事業は、地方振興事務所又は地域事務所の農業農村整備部において実施するものとする。

(事業箇所の決定及び報告)

第4 地方振興事務所及び地域事務所の農業農村整備部長(以下「部長」という。)は、この事業を行う年度ごとにその予定箇所を別紙様式1により農村振興課長(以下「課長」という。)が別に定める期限までに提出するものとする。

- 2 課長は、前項により提出を受けた内容に基づき事業箇所を決定し、別紙様式2により部長に通知するものとする。
- 3 部長は、予算の適正な執行に努めるものとする。
- 4 部長は、水利使用許可権者から許可を受けた場合は、許可書、水利使用規則及び許可申請書の写しを付して課長に報告するものとする。

(事務処理)

第5 前条に定める事務は、農政部農村振興課において行う。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は課長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成4年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月1日より施行する。

(別表)

農業水利権管理事業の内容

調査項目	調査内容	備考
(1) 水利使用の許可申請書の作成	河川法（以下、「法」という。）第23条の流水占用期間の更新許可申請書の作成を行う。	
(2) 現況調査及び検討		
イ かんがい面積の調査等	農地の改廃等による受益地の変更及び地域内事業等による用排水系等の変更状況を把握する。	
ロ 土壌タイプ調査等	経年変化による土壌の変化の状況把握を行い、減水深等の基礎資料を作成する。	
ハ 減水深調査等	イ・ロ等の結果より減水深等の見直しを行う。	
ニ 河川区域内の占用面積の調査等	法第24条による河川取水施設の河川占用面積の算出と地形図の作成を行う。	
ホ 水収支計算	イ・ロ・ハの結果により必要水量の算出、河川取水量（申請水利権）の算出根拠を決定する。	
(3) 水利使用の許可申請書に添付する関係図書の作成	受益地内の用排水系統図、占用面積地形図等申請に必要な添付図書の作成を行う。	
(4) 河川からの正確な取水量測定を合理化する体制整備	測定誤差や転記ミスが生じないように河川からの正確な取水量測定を合理化する体制を整備する。	
(5) その他	稲作等の状況変化により取水期別及び期間の変更等について検討し資料の作成を行う。	

令和 年度農業水利権管理事業事務所予定箇所調書

〇〇地方振興事務所／〇〇地域事務所

〇〇年〇〇月〇〇日作成

番号	水利権使用名称	河川名	許可期限	許可権者	所要額(千円)	事業概要	備考
(記載例)							
1	村田ダム	荒川 秋山沢川	R5.3.31	地方整備局長	1,000	水利使用許可申請書の作成	

令和 年度農業水利権管理事業事務所別執行予算

年 月 日作成

事業コード	公所	公所コード	箇所名	予算額(円)	令達額(円)	備考
農業水利権管理事業費	5254923	大河原	160210			
		仙台	160220			
		北部	160230			
		栗原	160240			
		東部	160260			
		登米	160250			
	計				0	0

(6) 補助金等交付規則

補助金等交付規則

昭和五十一年三月三十一日
宮城県規則第三十六号

補助金等交付規則をここに公布する。
補助金等交付規則

(趣旨)

第一条 この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する給付金で次に掲げるものをいう。

一 補助金

二 利子補給金

三 知事が指定する負担金

四 その他相当の反対給付を受けない給付金(知事が指定するものを除く。)

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この規則において、「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の交付の申請)

第三条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した補助金等交付申請書(契約の申込にあつては、契約に関する書類)を知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所

二 補助事業等の目的及び内容

三 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

四 その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業計画書

二 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類

三 工事の施行にあつては実施設計書

四 その他知事が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、知事は、同項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることがある。

(補助金等の交付の決定)

第四条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金等を交付することが適当と認めたときは、速やかに、補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することがある。

(補助金等の交付の条件)

第五条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一 補助事業等の内容の変更又は補助事業等に要する経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けること。

二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項

三 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

四 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等遂行が困難となった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。

2 知事は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべき旨の条件を付することがある。

3 知事は、前二項に定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を付すことがある。

4 補助事業者等は、間接補助金等を交付する場合において、前三項の規定により知事が補助金等の交付の決定に条件を付したときは、間接補助事業者等に対し、これを遵守するために必要な条件を付さなければならない。

(決定の通知)

第六条 知事は、補助金等の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第七条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から十五日以内に、申請を取り下げることができる。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第八条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合

二 補助事業者等又は間接補助事業者等が、補助事業等又は間接補助事業等を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつて賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者等又は間接補助事業者等の責めに帰すべき事由による場合を除く。)

3 知事は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となつた次に掲げる経費について補助金等を交付することがある。

一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

二 補助事業等を行うために締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

4 第六条の規定は、第一項の規定により取消し、又は変更をした場合について準用する。

(補助事業等の遂行等)

第九条 補助事業者等は、法令、条例及び規則(以下「法令等」という。)の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつていゝる融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、法令等の定め及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わせ、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつていゝる融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減

を受けたことになることをいう。以下同じ。)をすることのないようにさせなければならない。

(状況報告)

第十条 知事は、補助事業者等に対し、その定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求めることがある。

(補助事業等の遂行等の命令)

第十一条 知事は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対して、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることがある。

2 知事は、補助事業者等が前項の命令に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることがある。

(実績報告)

第十二条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき又は補助事業等の廃止の承認を受けたときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助事業等の完了若しくは廃止の承認の日から一月を経過した日又は交付の決定のあつた日の属する県の会計年度の翌年度の四月二十日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(昭五二規則一・一部改正)

(補助金等の額の確定等)

第十三条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第十四条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して、命ずることがある。

2 第十二条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付)

第十五条 知事は、第十三条の規定による補助金等の額の確定後において補助金等を交付するものとする。ただし、知事は、補助事業等の遂行上必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することがある。

(決定の取消し)

第十六条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この規則又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第六条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十七条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 知事は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消しが前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により、返還の期限を延長することがある。

(加算金及び延滞金)

第十八条 補助事業者等は、第十六条第一項の規定に基づく取消しにより、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合については、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止)

第十九条 知事は、補助事業者が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することがある。

(理由の提示)

第十九条の二 知事は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(平七規則八一・追加)

(帳簿及び書類の備付け等)

第二十条 補助事業者等は、当該補助事業等に関する帳簿及び書類を備え付け、これを当該補助事業等の完了又は廃止した年度の翌年度から五年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十一条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号に掲げるものを知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第五条第二項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

一 不動産及びその従物

二 機械及び重要な器具で、知事が定めるもの

三 その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

(立入検査等)

第二十二条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をしてその事務所、事業所等に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(実施細目)

第二十三条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行し、昭和五十一年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則(昭和五二年規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年規則第八一号)

この規則は、平成七年十月一日から施行する。

(7) 土地改良事業補助金交付要綱

土地改良事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、農業の生産基盤の整備等を図るため、土地改良事業を行う者（以下「事業主体」という。）が土地改良事業に要する経費について、当該事業主体に対し、予算の範囲内において土地改良事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業主体)

第2 この要綱で「事業主体」とは次に掲げる者をいう。

- (1) 市町村
- (2) 土地改良区及びその連合体
- (3) 農地中間管理機構
- (4) その他知事が適当と認める者

(交付の対象事業等)

第3 土地改良事業補助金の交付対象となる事業の種類、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により、補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費の配分及び事業計画の概要
- (2) 収支予算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかになった場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りではない。

(交付決定前の着手)

第5 事業主体は原則として、規則第4条に基づく通知を受けて事業を行うものとするが、やむを得ない事情がある場合には、別記様式第2号により、その旨を知事に届出たうえで、事業に着手することができる。ただし、国の補助を受けて実施する事業にあっては、当該事業について国の定める実施要綱等に、交付決定前着手を認める規定があるものに限る。

(交付の条件)

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる変更以外の変更にあっては、この限りでない。

- (1) 別表の事業の種類欄に掲げる(1)、(2)、(3)の①、(3)の③、(4)、(6)、(8)、(11)、(12)の①、(12)の③、(12)の④及び(20)の事業

イ 地区ごとの事業費の増額又は減額

ロ 地区ごとに次に掲げる変更

- (イ) 事業の中止又は廃止
- (ロ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (2) 別表の事業の種類欄に掲げる(3)の②, (5), (7), (12)の②及び(19)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 経費の配分の変更
 - a 県費かさ上げ補助率の異なる工種を含む事業地区については、県補助金額の増減
 - b 工事費のうち費目区分欄に掲げる経費の相互間の30%を超える増減
 - (ロ) 事業の内容の変更
 - a 工種別の事業量の30%を超える増減
 - b 工種の新設, 変更又は廃止
 - (ハ) 事業の中止又は廃止
- (二) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (3) 別表の事業の種類欄に掲げる(9), (16)及び(18)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 事業の内容の変更
 - a 工種別の事業量の30%を超える増減
 - b 工種の新設, 変更又は廃止
 - (ロ) 事業の中止又は廃止
 - (ハ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (4) 別表の事業の種類欄に掲げる(10)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 経費の配分の変更
 - a 事業費のうち経費区分欄に掲げる経費の相互間の30%を超える増減
 - (ロ) 事業の中止又は廃止
 - (ハ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (5) 別表の事業の種類欄に掲げる(13)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 事業内容の変更
 - ハ 事業の中止又は廃止
- (6) 別表の事業の種類欄に掲げる(14), (15)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 経費の配分の変更
 - a 事業費のうち費目区分欄に掲げる経費の相互間の30%を超える増減
 - (ロ) 事業の内容の変更
 - a 操作体制人員配置の変更
 - b 費目区分欄に掲げる経費の新設, 変更又は廃止
 - (ハ) 事業の中止又は廃止
 - (二) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合
- (7) 別表の事業の種類欄に掲げる(17)の事業
 - イ 地区ごとの事業費の増額又は減額
 - ロ 地区ごとに次に掲げる変更
 - (イ) 地域内農地集積型と高収益作物転換型の相互間の額の流用
 - (ロ) 事業類型の変更
 - a 地域内農地集積型から高収益作物転換型への変更

- (ハ) 事業主体の変更
- (二) 事業の中止又は廃止
- (ホ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合

(交付申請の取下げ)

第7 規則第7条の規定により交付申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付決定のあった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出するものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとし、その提出期限は事業完了の日から、1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日（事業主体に対し補助金の全額が前金払又は概算払で交付された場合は翌年度の4月20日）とする。

- 2 前項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 経費の配分及び事業実績の概要
 - (2) 収支精算書
 - (3) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書のいずれか
 - (4) 財産管理台帳
 - (5) 補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類
 - (6) その他知事が必要と認める書類
- 3 第4第3項ただし書により交付の申請をした事業主体は、第1項の補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4第3項ただし書により交付の申請をした事業主体は、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、額の確定のあった日の翌年6月15日までに、知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10 知事は、規則第12条第1項の規定により実績報告を受けた場合には、補助事業実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、事業主体に通知するものとする。

- 2 前項の審査及び現地調査等は、経済商工観光部、農政部及び水産林政部補助事業確認調査要綱（平成13年4月1日施行）により実施するものとする。

(補助金の交付方法)

第11 知事は、第10第1項に規定する補助金の額の確定後において補助金を交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払

又は前金払により交付することができるものとし、その請求は、別記様式第7号によるものとする。

(補助金の経理)

第12 事業主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して当該事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 事業主体は、前項の収入及び支出について、規則第20条に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了又は廃止の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(財産の管理等)

第13 事業主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第14 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、それぞれ1件の取得価格が50万円以上（昭和45年以前の予算に係る補助事業により取得したものにあっては、5万円以上）のものとする。

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に定める財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 事業主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 前項の承認については、第13第2項の規定を準用する。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第15 事業主体（市町村に限る。）は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第6から第14までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(書類の経由等)

第16 この要綱により知事に提出する書類は、事業主体の住所地を所管区域とする地方振興事務所を経由するものとし、その提出部数は各1部とする。ただし、別表の事業の種類欄に掲げる(7)、(8)、(12)、(14)から(20)の事業については、事業主体の住所地が地域事務所の事業担当区域にある場合は、地域事務所に提出するものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和57年4月1日から施行し、昭和57年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、昭和58年4月4日から施行し、昭和58年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年10月17日から施行し、昭和58年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年3月22日から施行し、昭和60年度予算に係る補助金に適用する。ただし、

既に補助金交付申請書等が知事に提出されている場合には、従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 4 月 21 日から施行し、昭和 61 年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 10 月 6 日から施行し、昭和 61 年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、昭和 62 年 4 月から施行する。ただし、第 3 中別表 (2) の改正規定 (別表 (2) 中、農村基盤総合整備事業の項交付の対象欄中 2, 4, 6 及び 8 を除く。) は昭和 62 年 3 月 19 日から施行し、昭和 61 年度予算に係る補助金から適用する。

(暫定措置)

- 2 改正後の土地改良事業補助金交付要綱の別表 (1) に掲げる事業のうち、別表 (2) に掲げる事業の補助率については、別表 (1) の規定にかかわらず、当分の間、別表 (2) のとおりとする。

(農業用ため池整備事業補助金交付要綱の廃止)

- 3 農業用ため池整備事業補助金交付要綱 (昭和 57 年 4 月 1 日施行) は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 8 月 24 日から施行し、昭和 62 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 12 月 14 日から施行し、昭和 62 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 4 号の改正規定については、昭和 63 年 3 月 25 日から施行し、昭和 62 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 12 月 1 日から施行し、昭和 63 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年 3 月 1 日から施行し、平成元年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 年 10 月 5 日から施行し、平成 2 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 6 年 5 月 31 日から施行し、平成 6 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 8 年 8 月 1 日から施行し、改正後の土地改良事業補助金交付要綱の規定は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、平成 8 年度予算に係る補助金から適用し、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 5 月 20 日から施行し、改正後の土地改良事業補助金交付要綱の規定は平成 10 年度予算に係る補助金から適用する。

2 この要綱は、平成10年度予算に係る補助金から適用し、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に適用する。

3 農用地等集団化事業補助金交付要綱（平成元年8月30日付け）は廃止とする。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月17日から施行し、平成12年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成13年3月29日から施行し、平成12年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成13年5月25日から施行し、平成13年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月26日から施行し、平成14年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月25日から施行し、平成15年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

3 基幹水利施設管理事業補助金交付要綱（平成8年10月1日付け）は廃止とする。

附 則

1 この要綱は、平成16年10月18日から施行し、平成16年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月2日から施行し、平成19年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成19年10月12日から施行し、平成19年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成20年3月28日から施行し、平成20年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 10 月 15 日から施行し、平成 21 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 12 月 17 日から施行し、平成 22 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日から施行し、当該補助金に係る平成 23 年度予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行し、平成 24 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 村づくり交付金交付要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け）は廃止とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 12 月 10 日から施行し、平成 24 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 2 月 26 日から施行し、平成 24 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 10 月 4 日から施行し、平成 25 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、平成 26 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 6 月 19 日から施行し、平成 27 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 5 月 13 日から施行し、平成 28 年度予算に係る補助金に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 2 月 14 日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行し、令和 2 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

交付の対象となる事業の種類及び補助率

別表

事業の種類	事業主体	交付の対象	補助率			特記事項
			国	県		
(1) 農業農村整備実施計画策定事業	市町村及び市町村以外	農地整備事業等の実施計画策定に必要な諸条件の調査、計画及び設計	50	50		
(2) 農業集落排水事業	市町村及び市町村以外	1 施設等の整備又は改築	51	50	1	※1%の県補助分は、農業集落排水整備推進交付金として事業完了後に交付される。
		2 施設等の調査及び計画の策定	50	50		
		3 最適整備構想の策定	定額	定額		
(3) 農村集落基盤再編・整備事業						
① 集落基盤整備事業	市町村及び市町村以外	農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編	64	50	14	※農業生産基盤
			51	50	1	※農村生活環境
② 中山間地域総合整備事業	市町村及び市町村以外	中山間地域における農業生産基盤及び農村生活環境等の一体的な整備等	69	55	14	※農業生産基盤
			56	55	1	※農村生活環境
③ 実施計画策定事業	市町村	1 中山間地域総合整備事業	50	50		
	市町村及び市町村以外	2 集落基盤再編事業				
(4) 農地整備事業（通作条件整備） 保全対策型（基幹農道、一般農道）	市町村	既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策	50	50		※土地改良法に基づき実施する場合は県が1%を負担する。
(5) 農地防災事業						
① ため池等整備事業	市町村及び市町村以外	ため池整備工事、用排水施設整備工事	73	55	18	※上段は中山間等地域に適用
			68	50	18	
② 農業用河川工作物応急対策等事業（小規模）	市町村	農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備。ただし、総事業費が5,000万円以上1億円未満のもの	92	50	42	
	市町村及び市町村以外	農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備。ただし、総事業費が800万円以上5,000万円未満のもの	82	50	32	
(6) 地域用水環境整備事業	市町村及び市町村以外	1 地域用水等事業 2 歴史的施設保全事業	50	50		※土地改良法に基づき実施する場合は県が1%を負担する。
(7) 水利施設等整備事業						
① 基幹水利施設保全型	市町村及び市町村以外	1 国営及び県営事業で造成された農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定	64	50	14	
		2 国営及び県営造成施設に係る機能保全計画等に基づく対策工事	64	50	14	
		3 国営及び県営造成施設において発生した突発的事故に対する緊急補修工事	64	50	14	
		4 2に必要な調査及び実施計画の策定	64	50	14	
② 地域農業水利施設保全型	市町村及び市町村以外	1 団体営事業等で造成された農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定	64	50	14	※上段は中山間等地域に適用 ※ただし、令和元年度以前に採択された継続地区については、令和2年度に限り、事業主体と協議の上、採択時の補助率を適用することができる。
		2 団体営造成施設等に係る機能保全計画等に基づく対策工事	69	55	14	
		3 団体営造成施設等において発生した突発的事故に対する緊急工事	69	55	14	
		4 2に必要な調査及び実施計画の策定	64	50	14	

農山漁村地域整備交付金

事業の種類	事業主体	交付の対象	補助率		特記事項	
			国	県		
(8) 土地改良区体制強化事業	宮城県土地改良事業 団体連合会 土地改良区 宮城県土地改良事業 団体連合会	1 施設・財務管理強化対策 2 受益農地管理強化対策 3 統合整備強化対策 4 研修・人材育成 イ 技術実践向上研修 ロ 基幹水利施設保全管理技術向上研修 ハ 財務・会計実践向上研修 ニ 換地等技術向上研修	100以内	50以内	50以内	
(9) 農業競争力強化基盤整備事業						
① 農地整備事業に係る実施計画等の策定 (経営体育成促進換地等調整)	市町村及び 市町村以外	地区内農地等状況調査, 農用地集団化促進基本計画作成, 従前地面積測定, 合意形成促進, 地区内アンケート調査, 地区内ゾーン設定調整, 地域営農構想作成, 経営体育成方針作成, 創設農用地・増歩換地調整, 非農用地換地関係調整, 交換分合基準含み換地調整, 換地設計基準作成, 換地計画素案作成, 経営体育成換地調整	55 50 (62.5)	55 50 (62.5)		※上段は中山間等地域に適用 ※()内は農地中間管理機構関連に適用
② 農村環境計画の策定	市町村及び 市町村以外	1 農村環境現況調査 2 農村環境計画の策定	50	50		
③ 実施計画策定事業	市町村及び 市町村以外	農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定	定額	定額		
④ 水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)	市町村	国営造成施設に係る機能保全計画等に基づく対策工事	68	50	18	
(10) 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	市町村及び 市町村以外	小水力・太陽光等発電施設に係る調査設計費のうち案件形成, 概略設計, 協議・手続き及び都道府県協議会支援	定額	定額		
(11) 土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業	土地改良区	土地改良区が行うPCB廃棄物処理に伴う収集・運搬に要する経費	50	50		
(12) 農村地域防災減災事業						
① 調査計画事業	市町村 市町村及び 市町村以外	1 農村地域防災減災総合計画策定等 (1) 農村地域防災減災総合計画策定 (2) 地域排水機能強化計画策定 (3) 安全度評価 (4) 防災情報管理システム整備計画策定 (5) 地域危機管理整備計画策定 2 ため池緊急防災対策情報整備	50	50		※令和7年度まで定額
② 特定農業用管水路等特別対策事業	市町村及び 市町村以外	1 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更 2 1の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更 3 石綿等が使用されている土地改良施設(農業用管水路を除く。)の石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更	73 68	55 50	18 18	※上段は中山間等地域に適用
③ 防災重点農業用ため池緊急整備事業	市町村及び 市町村以外	1 実施策定計画等 (1) ため池緊急防災対策情報整備 (2) 実施計画策定 2 監視・管理体制の強化	定額	定額		※令和12年度まで定額
(13) 基幹水利施設管理事業	市町村	農林水産大臣から管理委託された基幹水利施設の管理に要する経費	60以内 31	30 30	30以内 1	※上段の県の負担割合は毎年度の予算の範囲内で30%を上限 ※下段はH23年度以降新規地区に適用

国庫補助事業

事業の種類	事業主体	交付の対象	補助率			特記事項		
			国	県				
国庫補助事業	(14) 国営造成施設管理体制整備促進事業							
	① 操作体制整備型	市町村以外	国営土地改良事業の完了に伴い管理委託された複数の農業用排水施設を監視制御する水管理施設により配水操作が行われる地区の操作業務に関する技術習得、操作体制の整備	61	60	1		
	② 管理体制整備型	市町村	1 管理体制整備計画の策定、更新及び管理体制整備の推進活動（計画推進事業）	75	50	25	※下段はH19年度以降新規地区に適用	
			2 管理体制の整備・強化に対する支援（支援事業）	51	50	1		
	(15) 水利施設管理強化事業（一般型）	市町村	農業水利施設の多面的機能の発揮に対する支援	75	50	25	※下段は国営造成施設管理体制整備促進事業を	
(16) 土地改良施設突発事故復旧事業	市町村及び市町村以外	水利施設で生じた突発事故の現地仮復旧及び機能回復を行う復旧工事に要する経費	51	50	1	※上段は中山間等地域に適用		
			76	55	21			
農地耕作条件改善事業交付金	(17) 農地耕作条件改善事業							
	① 定率助成	市町村及び市町村以外	農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等、農地造成、農用地の保全、営農環境整備支援、スマート農業導入支援のうちGNSS基地局整備、小規模基盤整備（盛土、園内道、その他）	69	55	14	※上段は中山間等地域に適用	
			スマート農業導入支援のうちGNSS基地局整備以外、管理省力化支援、品質向上支援、条件改善促進支援、高収益作物導入支援、機械作業体系導入支援、労働生産性向上技術導入支援、指導	64	50	14		
			田又は畑の区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、客土、除礫、更新整備（用水路、排水路、農作業道等）、条件改善推進費、高収益作物転換推進費、新植・改植支援、幼木管理支援、経営継続発展支援（大苗の育成支援、代替農地での営農支援、省力技術研修支援）、園芸作物モデル産地形成支援	55	55			
定額	定額							
② 定額助成	市町村及び市町村以外							
農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金	(18) 農業水路等長寿命化・防災減災事業							
	① 長寿命化対策	市町村及び市町村以外	1 長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備	69	55	14	※上段は中山間等地域に適用	
			2 施設の長寿命化対策に必要な諸条件について行う調査、その計画の策定等	64	50	14		
	② 防災減災対策	市町村及び市町村以外	1 自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水施設の整備	73	55	18		※上段は中山間等地域に適用
			2 防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備	68	50	18		
			3 施設の防災減災対策に必要な諸条件について行う調査、その計画の策定等	定額	定額			
	③ ため池の保全・避難対策	市町村及び市町村以外	施設の監視・管理体制の強化、ハザードマップの作成、減災対策の実施	定額	定額		※ただし、令和13年度以降の国補助率は50%	
県単独事業	(19) 土地改良施設機能診断事業	市町村及び市町村以外	1 設備ごとの劣化度合いを評価し、施設診断カルテと整備補修年次計画の作成 2 1に併せて、土地改良施設の長寿命化を図る小規模な整備補修工事の実施	30以内		30以内	※事業主体が市町村以外の場合は市町村が県と同等の負担を条件とする。	
	(20) 国営造成施設管理体制整備促進事業	市町村	1 管理体制整備計画の作成・更新及び管理体制整備の推進活動（管理体制整備推進事業） 2 管理体制の整備及び強化に対する支援（管理体制整備強化支援事業）	50以内		50以内		

【備考】

- ① 「補助率」欄の数値単位はパーセント（％）。
- ② 「県単独事業」に関する県の補助金について、補助対象事業ごとに1地区当たりの補助金額が50万円未満となる場合は補助対象外。
- ③ (4)農地整備事業（通作条件整備）及び(6)地域用水環境整備事業を土地改良法に基づき団体営で実施する場合は、土地改良法第126条の規定により県は1％補助する。

年度土地改良事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名 印
地区名（○○○地区）

年度において、下記のとおり（ここに別表の事業の種類を記載）を実施したので、土地改良事業補助金交付要綱第4の規定に基づき、金 〇〇〇〇〇〇〇 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 添付書類

- (1) 経費の配分及び事業計画の概要（別紙第1）
- (2) 収支予算書（別紙第2）
- (3) 市町村の補助金交付規程又は要綱（間接交付を行う場合に限る）
- (4) その他知事が必要と認める書類

4 事業の完了予定 年 月 日

(注) 金額の記載は1行に収めること

経費の配分及び事業計画の概要

事業名	地区名 (事業主体)	○○地区 (○○市町村)		施行年度	年度～年度									備考		
		総量			前年度まで		本年度								翌年度以降	
費目	工種	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金(A)	国庫補助率	県補助金(B)	県補助率	市町村費	土地改良区 その他	事業量	事業費	備考
			円		円		円	円	%	円	%	円	円		円	
工事費																工期 ○○年○月 ～ ○○年○月 受益面積 ha 施設の予定 管理者 仕入れに係る 消費税等相当額 減額した金額 又は 該当なし又は含税額
純工事費																
測量設計費																
用地費 及び補償費																
計																
								補助金合計 (A)+(B)				円				

- (注) 1 工種欄には、純工事費の工種のダム、ため池、頭首工、揚(排)水機場、用(排)水路、隧道、橋梁、農地保全等を記載し、総合事業にあつては農業用排水、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農用地造成、農地保全施設等を記載すること。
- 2 備考欄には、当該地区の受益面積、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月並びに事業の完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、事業主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 3 国営造成施設管理体制整備促進事業については、事業名に続けて括弧書きで事業の型名を記載すること。
- 4 実績報告書に添付する際は、「経費の配分及び事業計画の概要」を「経費の配分及び事業実績の概要」と置き換えること。

経費の配分及び事業計画の概要

- (1) 事業の名称
- (2) 事業主体名
- (3) 地区の名称
- (4) 事務所の所在地
- (5) 事業計画の概要

費目	事業費	事業期間	自 至	年 年	月 月	日 日	摘要
管理費	円	自 至					
整備費							
電力料							
管理諸費							
合計							

(6) 経費の配分

費目	事業費	国庫補助金	県補助金	市町村費	土地改良区 その他	摘要
管理費	円	円	円	円	円	
整備費						
電力料						
管理諸費						
合計						

(注) 実績報告書に添付する際は、「経費の配分及び事業計画の概要」を「経費の配分及び事業実績の概要」と置き換えること。

別紙第1-3(2) (農地耕作条件改善事業実績報告用)

経費の配分及び事業計画の概要

(単位：円)

市町村名	地区名	計画区分	交付対象事業			法律・予算の区分	事業実施期間		事業主体	総事業費		交付限度額 算定交付率 【定率】	交付限度額 算定基礎額 【定率】	交付限度額 算定基礎額 【定率】 (C)=(A)×(B)	交付限度額 算定基礎額 【定率】 (D)	交付限度額 算定基礎額 【定率】 (E)	交付限度額 算定基礎額 【定率】 (F)=(A)×(E)	前年度までの 事業費	前年度までの 交付済みの 総額	差額	本年度事業費		本年度 事業費	前年度 交付限度額 算定基礎額 【定率】 (I)=(J)×(B)	本年度 交付限度額 算定基礎額 【定率】 (L)	本年度 交付限度額 算定基礎額 【定率】 (M)=(J)×(L)	本年度 交付限度額 算定基礎額 【定率】 (N)=(K)+(L) +(M)-(I)	精算交付額 (Q)	本年度 県補助金	本年度 市町村費	本年度 土地改良区 その他	翌年度以降 事業費		翌年度以降 事業費 (R)=(Q)-(N)	翌年度以降 事業費 (S)=(A)-(G)-(J) (H)=(N)	備考
			数量	単位	数量		単位																													
													0				0	0	0																	仕入れに係る消費税等相当額
													0				0	0	0																	減額した金額又は該当なし又は含税額
													0				0	0	0																	0
													0				0	0	0																	0
													0				0	0	0																	0
													0				0	0	0																	0
													0				0	0	0																	0
													0				0	0	0																	0
													0				0	0	0																	0
													0				0	0	0																	0
													0				0	0	0																	0
													0				0	0	0																	0
													0				0	0	0																	0

(注) 1 複数の地区(農地耕作条件改善計画)をまとめて交付申請する場合は、地区ごとに「計」欄で集計する。
 2 「計画区分」欄には、地域内農地集積型は「1」、高収益作物転換型は「2」、農地集積推進型は「3」を記載する。
 3 「定額・定率の区分」欄には、定額助成は「1」、定率助成は「2」、農地集積推進助成は「3」を記載する。
 4 「事業番号」欄には、実施要綱別表の事業種類ごとに番号を記載する。なお付番は以下のとおり。
 ○定額助成
 1: 田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)、2: 田の区画拡大(水路の変更を伴うもの)、3: 畑の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)、4: 畑の区画拡大(水路の変更を伴うもの)、
 5: 暗渠排水、6: 湧水処理、7: 末端畑地かんがい施設、8: 客土、9: 除穢、10: 更新のうち用水路、11: 更新のうち排水路、12: 更新のうち農作業道、13更新のうち特認事業、
 14: 条件改善推進費、15高収益作物転換推進費
 ○定率助成
 16: 農業用排水施設、17: 暗渠排水、18: 土層改良、19: 区画整理、20: 農作業道、21: 農地造成、22: 農用地の保全、23: 営農環境整備支援、24: 管理省力化支援、
 25: 品質向上支援、26: 条件改善促進支援、27: 高収益作物導入支援、28: 指導
 ○農地集積推進助成
 29: 農地集積推進支援
 5 「事業名」欄には、上記4の番号に該当する名称を記載する。
 6 「法律・予算の区分」欄には、国の負担又は補助の割合について個別の法令等に規定がある場合は、法律補助「1」と記載し、それ以外は予算補助「2」と記載する。
 7 「事業実施期間」欄には、各計画の実施期間を記載する。
 8 「総事業費(A)」欄には、事業実施期間全体における事業費の総額を記載する。
 9 「交付限度額算定交付率【定率】(B)」欄には、その交付率を記載する。
 10 「交付限度額算定基礎額【定額】(D)」欄には、「総事業費(A)」の額のうち国費相当額を記載する。
 11 「交付限度額算定交付率【農地集積推進】(E)」欄には、その交付率を記載する。
 12 「前年度までの事業費(G)」欄には、前年度までに実施した事業費全額を記載する。
 13 「差額(I)」欄には、前年度において、第4の3の規定を適用し調整した場合に、その額を記載する。
 14 都同じ地区内において他の交付対象事業における調整額を勘照しても構わないが、各交付対象事業における全体事業費を超えないよう注意すること。
 15 「本年度交付限度額算定基礎額(N)」、「本年度都道府県費」、「本年度市町村費」及び「本年度その他」の合計額が、「本年度事業費(J)」と同額になるよう注意すること。
 16 変更申請する場合、前年度までの申請額に修正がある場合は、上段に行を追加して前申請額を括弧書きで記載し、下段に変更後申請額を記載する。
 17 「備考」欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」、戻税額がない場合は「該当なし」を、戻税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記載する。
 18 「精算交付額(Q)」欄には、当該年度にすでに概算払請求により交付を受けた額も含めて記載する。

経費の配分及び事業計画の概要

事業名		地区名 (事業主体)		〇〇地区 (〇〇改良区)		施行年度		年度～ 年度								備 考
事業名	事業区分	総 量		前 年 度 まで		本 年 度						翌 年 度 以 降				
		事 業 量	事 業 費	事 業 量	事 業 費	事 業 量	事 業 費	国庫補助金 (A)	国庫補助率	県補助金 (B)	県補助率	市町村費	土地改良区 その他	事 業 量	事 業 費	
		円		円		円	円	円	%	円	%	円	円	円	円	
																事業計画の概要については、別紙第1-4(2)のとおり
計			0		0			0	0			0	0		0	仕入れに係る消費税等相当額減額した金額又は該当なし又は含税額
							補助金合計 (A)+(B)	0 円								

- (注) 1 備考欄には、事業主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 2 実績報告書に添付する際は、「経費の配分及び事業計画の概要」を「経費の配分及び事業実績の概要」と置き換えること。

事業計画の概要

(単位:千円)

事業名	事業区分	事業内容	予算額
		実施(開催)予定 年 月～ 年 月	
合計			

(注)

- 1 事業内容には実施(開催)予定年月も記載すること。
- 2 実績報告書に添付する際は、「経費の配分及び事業計画の概要」を「経費の配分及び事業実績の概要」と置き換えること。
- 3 予算額については、その積算根拠も添付すること。

収 支 予 算 書

区 分	事 業 費	国庫補助金 (A)	国 庫 補助率	県補助金 (B)	県 補助率	市町村費	土地改良区 その他	備 考
〇〇事業	円	円	%	円	%	円	円	
△△地区 (〇〇市町村)								
計								
	補助金合計 (A) + (B)	円						

予算議決（又は予算議決予定） 年 月 日

(注) 実績報告書に添付する際は、「収支予算書」を「収支精算書」と置き換えること

収 支 予 算 書

事業名 _____
 地区名 _____
 事業主体 _____

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	
国庫補助金					
県補助金					
市町村費					
土地改良区 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

予算議決 (又は予算議決予定) 年 月 日

(注) 実績報告書に添付する際は、「収支予算書」を「収支精算書」、「本年度予算額」を「本年度精算額」、
 「前年度予算額」を「本年度予算額」と置き換えること

別記様式第2号（第5関係）

年度土地改良事業補助金交付決定前着手届

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名 印

別紙事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前着手したいので、土地改良事業補助金交付要綱第5の規定に基づき、届出書を提出する。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画の変更は行わないこと。

別紙

- 1 事業の種類
- 2 地区名
- 3 事業主体
- 4 関係市町村
- 5 計画期間内の事業内容及び総事業費
- 6 当該年度の事業内容、事業費及び国費
- 7 着手予定年月日
- 8 完了予定年月日
- 9 交付決定前着手を必要とする理由

別記様式第3号（第6関係）

年度土地改良事業補助金計画変更承認及び変更交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名 印
地区名（○○○地区）

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された（ここに別表の事業の種類を記載）について、事業の内容等を下記のとおり変更したいので、土地改良事業補助金交付要綱第6の規定に基づき〔、金 円を追加交付されたく（、金 円の減額承認を受けたく）〕申請する。

記

- （注）1 金額の変更がない場合は〔 〕の部分を除くこと
2 記の記載は、別記様式第1号に準ずること
この場合において、同様式中の「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、添付書類については、交付申請時から、変更があったものに限り添付すること
その際、変更前後の内容を容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること

別記様式第4号（第8関係）

年度土地改良事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名 印
地区名（○○○地区）

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された（ここに別表の事業の種類を記載）について、土地改良事業補助金交付要綱第8の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 事業着手： 年 月 日

2 事業の完了予定： 年 月 日

3 事業遂行状況

区 分	実施計画		出来高		進捗率 B/A	備考
	事業費 A	交付額	事業費 B	交付額		
	円	円	円	円	%	

(注) 「事業費B」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること

4 収支の状況

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	収 入 済 額	収入未済額	備考
国庫補助金 県補助金 市町村費 土地改良区等費	円	円	円	
計				

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	支 出 済 額	支出未済額	備考
	円	円	円	
計				

年度土地改良事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名 印
地区名（○○○地区）

年 月 日付け 第 号をもって交付決定（され、年 月 日付け 第 号をもって変更承認）された（ここに別表の事業の種類を記載）について、交付決定通知の内容に従い実施したので、土地改良事業補助金交付要綱第9第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

（なお、併せて精算額金 円の交付を請求する。）

記

- （注）1 記の記載は、別記様式第1号に準ずること
その際、変更前後の内容を容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること
なお、添付書類については次のとおり
- （1）経費の配分及び事業実績の概要（別紙第1）
 - （2）収支精算書（別紙第2）
 - （3）各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書（別紙第3）のいずれか
 - （4）財産管理台帳（別紙第4）
 - （5）補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類
 - （6）その他知事が必要と認める書類
- 2 変更承認を受けていない場合は（され、……）の部分を、精算払がない場合は（なお、……）の部分を除くこと
- 3 変更承認を複数回受けている場合は、その全てについて記載すること
- 4 精算払の請求がある場合は、金額の記載を1行に収め、余白に振込先を記載すること

※振込先記入例

金融機関名（本店・○○○支店）（普通・当座） 口座番号
口座名義人（口座名義人ヨミガナ）

別紙第3

年度

補 助 金 調 書

補助事業名	交付決定の額	補助率	事業主体名										備考	
			歳入			歳出								
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち補助金 相当額	支出 済額	うち補助金 相当額	翌年度 繰越額	うち補助金 相当額		
〇〇事業 △△地区 (〇〇市町村)	円	%		円	円		円	円	円	円	円	円		

(注) 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること

別記様式第6号（第9第4項関係）

年度土地改良事業補助金消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名 印
地区名（○○○地区）

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された（ここに別表の事業の種類を記載）について、土地改良事業補助金交付要綱第9第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の補助金の額の確定額
金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3-2） 金 円

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること

- なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること
- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合，その状況を記載

[

]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては，申告予定時期も記載すること

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合，その理由を記載

[

]

(注) 記載内容の確認のため，以下の資料を添付すること

なお，事業主体が法人格を有しない組合等の場合は，すべての構成員分を添付すること

- ・免税事業者の場合は，補助金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等，売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は，補助金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は，同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

年度土地改良事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名 印
地区名（○○○地区）

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された（ここに別表の事業の種類を記載）について、土地改良事業補助金交付要綱第11の規定に基づき、金円を下記のとおり概算払により交付されたく請求する。

記

区 分	事業費	補助金 ①	既受領額 ②	今回請求額		残 高 ① - (② + ④)	備 考
				金 額 ④ ≤ ① × ③ - ②	○月○日迄 予定出来高 ③		
	円	円	円	円	%	円	
合 計							

概算払請求理由：

事 業 着 手： 年 月 日
事 業 完 了 予 定： 年 月 日

※振込先

金融機関名 (本店・○○○支店) (普通・当座) 口座番号
口座名義人 (口座名義人ヨミガナ)

(注) 本文中における金額の記載は、1行に収めること

財 産 管 理 台 帳

事業主体名 _____

地区名		地区			事業実施年度		年度		事業名					処分制限期間		処分の状況		摘要
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容		
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分									
									国庫 補助金	県補助金	市町村費	その他						
								円	円	円	円	円						
	計																	
	計																	
	合計																	

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代替可

(8) ガイドライン

※地帯区分「農林水産省」分抜粋

土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について

平成3年5月31日付 3構改D第389号

一部改正	平成	4年	6月10日付	4構改D第293号
一部改正	平成	5年	7月6日付	5構改D第521号
一部改正	平成	6年10月	5日付	6構改D第518号
一部改正	平成	7年12月22日付		7構改D第789号
一部改正	平成	8年11月19日付		8構改D第682号
一部改正	平成	9年11月	5日付	9構改D第672号
一部改正	平成	10年	6月10日付	10構改D第55号
一部改正	平成	11年	7月14日付	11構改D第486号
一部改正	平成	12年	8月21日付	12構改D第675号
一部改正	平成	13年	8月10日付	13農振第1262号
一部改正	平成	14年	8月8日付	14農振第953号
一部改正	平成	15年	5月26日付	15農振第227号
一部改正	平成	18年	8月24日付	18農振第857号
一部改正	平成	19年	8月8日付	19農振第837号
一部改正	平成	20年	8月26日付	20農振第962号
一部改正	平成	21年	7月13日付	21農振第834号
一部改正	平成	22年	7月30日付	22農振第907号
一部改正	平成	24年	3月21日付	23農振第2583号
一部改正	平成	25年	3月28日付	24農振第2532号
一部改正	平成	26年	3月28日付	25農振第2310号
一部改正	平成	26年	7月17日付	26農振第993号
一部改正	平成	27年	7月30日付	27農振第1104号
一部改正	平成	28年	6月27日付	28農振第823号
一部改正	平成	29年	6月27日付	29農振第777号
一部改正	平成	30年	7月19日付	30農振第1274号
一部改正	平成	31年	4月1日付	30農振第4089号
一部改正	令和	2年	4月1日付	元農振第3692号
一部改正	令和	3年	4月1日付	2農振第3812号

各地方農政局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長あて 農村振興局長通知

この度、地方公共団体が事業の態様や地域の実状等に即して事業費の負担割合を定めるに当たっての指針とするため、国営、都道府県営及び団体営土地改良事業における都道府県及び市町村の標準的な費用負担の水準を別紙のとおり、「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」として定めたので、御了知の上、その運用に特段の御配慮をお願いする。

なお、貴局管内の都道府県知事には、貴職から通知されたい。

「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」

R3.4

(国営：その1)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考
		農 林 水 産 省			
		国庫率	都府県	市町村	
農業農村整備事業費 かんがい排水事業費	国営かんがい排水	70	25	5	〔 〕書はかんがい排水の農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 < >書は併せ行うため池整備に適用する。(注23) << >>書は一体的に行う耐震化対策、一体的に行う地域防災対策、一体的に行う豪雨災害対策及び洪水調節機能強化事業に適用する。(注24) ()書は更新事業に適用する。 ()書は緊急対策に適用する(注26) 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)
		70	20	8	
		2/3	23.4	8	
		2/3	20.9	8	
		2/3	19	8	
		2/3	17	6	
		[2/3]	[17]	[7]	
		<2/3>	<30>	<3.4>	
		<<2/3>>	<<30>>	<<3.4>>	
		<<70>>	<<30>>	<<0>>	
		(2/3)	(19.4)	(9)	
		((2/3))	((22))	((11))	
		[2/3]	[22]	[11.4]	
		{ただし田以外：特殊土壌			「田以外：特殊土壌等」とは平成5年4月1日付け5構改D第194号による改正前の国営かんがい排水事業実施要綱第6の1の(1)のウの(イ)及び(2)に規定する特殊土壌地帯における田以外にかかる部分並びに琵琶湖総合開発特別措置法(昭和47年法律第64号)に基づく指定に係る事業を示す。
		2/3	17	6	
		{ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム}			「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。 ()書は更新事業に適用する。
		50	25	10	
		(50)	(29)	(14)	
農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備	2/3	17	6	< >書は農地再編整備の中山間地域型に適用する。 ()書は農地再編整備の次世代農業促進型、草地整備型及び国営緊急農地再編整備に適用する。
		<2/3>	<24.4>	<5>	
		<55>	<30>	<10>	
		<55>	<28>	<11>	
		<50>	<29>	<14>	
		(2/3)	(25.2)	(5)	
総合農地防災事業費	国営総合農地防災(総合農地防災)	70	30	0	()書は緊急対策に適用する。(注27)
		2/3	30	3.4	
		50	35	15	
		(2/3)	(22)	(11.4)	
	(土地改良施設突発事故復旧事業)	2/3	30	3.4	

(都道府県営：その1)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
		農 林 水 産 省					
		国庫率	都府県	市町村			
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	50	27.5	10		
			55	27.5	10		
	農業競争力強化農地整備事業	農地整備事業	50	27.5	10	営農環境整備(注21)を除く。	
			55	27.5	10		
	農業基盤整備促進事業			50	27.5	10	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
				55	27.5	10	
				(50)	(32)	(18)	
				(55)	(32)	(13)	
				[50]	[29]	[14]	
		[55]	[29]	[14]			
	草地畜産基盤整備事業	50	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。		
		55	25	10			
	水利施設等保全高度化事業						
	水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型) (農業用水再編対策型) (地域用水機能増進型) (流域水質保全機能増進型) (排水対策特別型) (基幹水利施設保全型) (水利施設集約再編型) (洪水調節機能強化型)			50	25	10	営農環境整備(注21)を除く。 < >書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 【 】書は洪水調節機能強化型に適用する。(注29) { }書は更新事業に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)ただし、()書は地域用水機能増進型に適用する。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。
				<50>	<25>	<11>	
				【50】	【32】	【18】	
				{50}	{29}	{14}	
				[50]	[33]	[17]	
				((50))	((32))	((18))	
				50	27.5	10	
				55	27.5	10	
				50	27.5	10	
				55	27.5	10	
		[50]	[31]	[13]			
		[55]	[30]	[12]			
		[50]	[34]	[16]			
		[55]	[31]	[14]			
畑地帯総合整備事業 (畑地帯総合整備型) (畑地帯総合整備中山間地域型)			50	27.5	10	営農環境整備(注21)を除く。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。	
			55	27.5	10		
			50	27.5	10		
			55	27.5	10		
(高収益作物導入促進型)			50	29	11		
			55	28.5	10.5		
(高収益作物転換型)			50	29	11		
			55	28.5	10.5		
中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	55	32	11	()書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。		
		(55)	(33)	(12)			
農村地域防災減災事業費	防災ダム整備事業	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。		
	ため池整備事業						
	(地震・豪雨対策型)			55	34	11	注8)に該当するものに適用する。
				50	34	16	
				55	34	11	
				50	34	16	
	(一般整備型)			55	28	11	注9)に該当するものに適用する。
				50	33	11	
				55	33	11	
				50	29	14	
				55	29	14	
	(ため池長寿命化型)			50	29	14	
				55	29	14	
	(ため池群整備型)			55	34	11	注8)に該当するものに適用する。
			50	34	16		
用排水施設等整備事業							
湛水防除事業			55	37	8		
			50	42	8		
			55	42	3		
			50	37	13		
			55	37	8		
			50	32	18		
	55	32	13				

(都道府県営：その2)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		農 林 水 産 省				
		国庫率	都府県	市町村		
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	用排水施設等整備事業				
		地盤沈下対策事業	55	34	11	
			50	39	11	
			50	34	16	
			55	39	6	
			55	34	11	
		用排水施設整備事業	55	28	11	注10)に該当するものに適用する。
			50	33	11	
			55	33	11	
			50	29	14	
			55	29	14	
		鉱毒対策事業	50	44	6	
			50	32	18	
			55	44	1	
			55	32	13	
		農地保全整備事業	55	30	10	
			50	32	18	
			50	29	14	
			55	29	14	
			45	31	16	
			40	30	11	
		地域防災機能増進事業				
		土地改良施設豪雨対策事業	50	32	18	注11)に該当するものに適用する。
			55	32	13	
		土地改良施設耐震対策事業	55	37	8	
			50	32	18	
			55	32	13	
		農道防災対策工事	55	37	8	
			50	32	18	
			55	32	13	
		農業用河川工作物等応急対策事業	55	37	8	注12)に該当するものに適用する。
			50	42	8	
	55	42	3			
	50	32	18			
	55	32	13			
特定農業用管水路等特別対策事業	50	35	10			
	55	35	10			
水質保全対策事業	55	34	11	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)		
	50	34	16			
	50	32	18			
	55	34	11			
公害防除特別土地改良事業	55	41	4	注14)に該当するものに適用する。農業生産基盤整備(注17)に係るものは、同事業の負担割合を適用する。		
	55	41	4			
	50	34	16			
	50	32	18			
防災重点農業用ため池緊急整備事業	55	34	11	注30)に該当するものに適用する。		
	50	34	16			
農業用施設等災害管理対策事業	50	29	14	注15)に該当するものに適用する。		
	55	29	14			
農村防災施設整備事業	50	29	14	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。		
	55	29	14	〈 >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。		
	<2/3>	<29>	<4.4>			
農業水利施設危機管理対策事業	50	29	14			
	55	29	14			
土地改良施設突発事故復旧事業	50	32	18			
	55	32	13			
(安全対策)	50	32	18			
	55	32	13			
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				
		農地整備事業	50	27.5	10	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
			55	27.5	10	

(都道府県営：その3)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		農 林 水 産 省				
		国庫率	都府県	市町村		
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地整備				
		農業基盤整備促進事業	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)
		草地畜産基盤整備事業	50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		水利施設整備				
		水利施設等整備事業	50 <50> [50] [50] (50)	25 <25> [29] [33] (32)	10 <11> [14] [17] (18)	< >書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 { }書は更新事業に適用する。 []書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28)ただし、()書は地域用水機能増進型に適用する。 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		農業水利施設等保全合理化事業	50 55	27.5 27.5	10 10	
		農地防災				
		防災ダム事業 (防災ダム工事)	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。
		(防災ため池工事)	55 50 50 55 55	34 39 34 39 34	11 11 16 6 11	注8)に該当するものに適用する。
		(地震対策ため池防災工事)	55 50	34 34	11 16	
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	55 50 50	28 33 29	11 11 14	注9)に該当するものに適用する。
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55 50 50 50	28 33 29 29	11 11 14 14	注10)に該当するものに適用する。
		湛水防除事業	55 50 50 50	37 42 37 32	8 8 13 18	
		農地保全事業	55 50 50 45 40	30 32 29 31 30	10 18 14 16 11	
		農村地域環境保全整備事業 (農村地域環境保全総合整備事業)				農業生産基盤整備(注17)及び農村保全管理施設(注18)に係るものは、各事業の負担割合を適用する。
		(特定農業用管水路等特別対策事業)	50	35	10	
		地盤沈下対策事業	55 50 50 55 55	34 39 34 39 34	11 11 16 6 11	
		地域ため池総合整備事業	55 50 55	28 29 29	11 14 14	注9)に該当するものに適用する。
		農業用河川工作物等応急対策事業	55 50 50	37 42 32	8 8 18	注12)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	50	32	18	注11)に該当するものに適用する。

(都道府県営：その4)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考			
		農 林 水 産 省						
		国庫率	都府県	市町村				
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地防災						
		農村災害対策整備事業	50 55 <2/3>	29 29 <29>	14 14 <4.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、 農村生活維持施設整備(注21)を除く。 <>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策 の推進に関する特別措置法に基づいて実施され る避難施設整備に適用する。		
		ため池群整備事業	55 50	34 34	11 16	注8)に該当するものに適用する。		
		土地改良施設豪雨対策事業	50	32	18	注11)に該当するものに適用する。		
		水質保全対策事業	55 50 50 55	34 34 32 34	11 16 18 11	水質保全対策のうち水質保全施設に係るも の、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施 設と併せ行う施設に適用する。(注13)		
		農村整備						
		集落基盤再編型	50 55 50 <50> [50] [45]	25 30 25 <25> [25] [27.5]	10 10 10 <11> [10] [10]	農業生産基盤整備に係るものみに適用す る。(注17)農村生活環境整備及び保安全管理等 (注21)を除く。 <>書は地域用水機能の増進を伴う農業用 排水施設整備に係るものに適用する。ただし、 ダム、頭首工等の基幹施設は除く。(注19) []書は基幹水利施設補修に係るものに適用 する。(注20)		
		中山間地域総合整備型	55	30	10			
		農地環境整備型	55	30	10			
		農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業に係るもの に適用する。(注22)
		農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全 管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業				
				(長寿命化対策)	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 {31} {30} [34] [31]	10 10 {13} {12} [16] [14]	{ }書は更新事業に適用する。 []書は一体的に行う安全対策に適用す る。(注28)
				(防災減災対策)	50 55 50 55 50 55 50 55	34 34 29 29 32 32 35 35	16 11 14 14 18 13 10 10	

(市町村営：その1)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
		農 林 水 産 省					
		国庫率	都府県	市町村			
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業					
		農業基盤整備促進事業	50	14	21		
	水利施設等保全高度化事業	水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (洪水調節機能強化型)	{50}	{18}	{25}	{ }	{ }書は更新事業に適用する。 【 】書は洪水調整機能強化型に適用する。 (注29)
		(簡易整備型)	50	14	21	[]	[]書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28)
			55	14	21		
			{50}	{22}	{28}		
			{55}	{19}	{26}		
	畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型)		50	29	11		
			55	28.5	10.5		
	中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	55 (55)	17 (19)	23 (26)	()書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。	
	農村地域防災減災事業費	ため池整備事業 (地震・豪雨対策型)		55	19	26	
				50	21	29	注8)に該当するものに適用する。
			55	21	24		
		(一般整備型) (ため池長寿命化型)		50	18	25	注9)に該当するものに適用する。
				55	18	25	
		用排水施設等整備事業	湛水防除事業	55	19	26	
				50	21	29	
			55	21	24		
		用排水施設整備事業		55	17	22	注10)に該当するものに適用する。
				50	18	25	
			55	18	25		
		鉍毒対策事業		50	21	29	
			55	21	24		
農地保全整備事業			50	18	25		
			45	20	28		
			55	18	25		
地域防災機能増進事業		土地改良施設豪雨対策事業	50	21	29		
			55	21	24	注11)に該当するものに適用する。	
		土地改良施設耐震対策事業		55	19	26	
				50	21	29	
		55	21	24			
農道防災対策工事		55	19	26			
		50	21	29			
		55	21	24			
農業用河川工作物等応急対策事業		50	42	8	注12)に該当するものに適用する。		
		50	32	18			
		55	42	3			
		55	32	13			
特定農業用管水路等特別対策事業		50	18	25			
		55	18	25			
水質保全対策事業		55	19	26	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)		
		50	21	29			
		55	21	24			
公害防除特別土地改良事業		55	19	26	注14)に該当するものに適用する。農業生産基盤整備(注17)に係るものは、同事業の負担割合を適用する。		
		50	21	29			
		45	24	31			
		40	26	34			
防災重点農業用ため池緊急整備事業		55	21	24	注30)に該当するものに適用する。		
		50	21	29			
農業用施設等災害管理対策事業		50	18	25	注15)に該当するものに適用する。		
		55	18	25			
農業生産基盤整備事業費	農村地域防災減災事業費	農村防災施設整備事業	50	18	25	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。	
			55	18	25	<2/3> <12> <17.4>	
	土地改良施設突発事故復旧事業 (安全対策)		50	21	29	< >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。	
			55	21	24		
		50	21	29			
		55	21	24			

(市町村営：その2)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考			
		農 林 水 産 省						
		国庫率	都府県	市町村				
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地整備						
		農業基盤整備促進事業	50 55	14 14	21 21			
		水利施設整備						
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	50 [50]	14 [22]	21 [28]	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環 境管理施設整備(注21)を除く。		
		(地域農業水利施設保全型)	50 55	14 14	21 21			
			[50]	[22]	[28]			
			[55]	[19]	[26]			
		農地防災						
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)	55 50 55	19 21 21	26 29 24	注8)に該当するものに適用する。		
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事(都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	50 55	18 18	25 25	注9)に該当するものに適用する。		
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。		
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24			
		農地保全事業	50 45 55	18 20 18	25 28 25			
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)	50 55	18 18	25 25			
		農業用河川工作物応急対策等事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。		
		土地改良施設耐震対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	注11)に該当するものに適用する。		
		農村災害対策整備事業	50 55 <2/3>	18 18 <12>	25 25 <17.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、 農村生活維持施設整備(注21)を除く。 < >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策 の推進に関する特別措置法に基づいて実施され 注11)に該当するものに適用する。		
		土地改良施設豪雨対策事業	50 55	21 21	29 24			
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るも の、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施 設と併せ行う施設に適用する。(注13)		
		農村整備						
		集落基盤再編型	50	14	21	農業生産基盤整備に係るものみに適用す る。(注17)		
		中山間地域総合整備型	55	14	21	農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除 く。		
		農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	50 55 (50) (55)	14 14 (15) (14)	21 21 (22.5) (21)	()書は機構集積協力金活用型に適用する。
		農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全 管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業				
		(長寿命化対策)	50 55 [50] [55]	14 14	21 21 [28] [26]	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用す る。(注28)		
		(防災減災対策)	50 55 50 50 55 50 55	21 21 42 32 42 18 18	29 24 8 18 3 13 25 25			

(土地改良区等営：その1)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		農 林 水 産 省				
		国庫率	都府県	市町村		
農業農村整備事業費	農業競争力強化 基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業				
	草地畜産基盤整備事業	50	14	13	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。	
	農業基盤整備促進事業	50	14	13		
			55	14	13	
	水利施設等保全高度化事業					
	水利施設整備事業 (洪水調節機能強化型)	[50]	[21]	[29]	【 】書は洪水調整機能強化型に適用する。 (注29)	
	(簡易整備型)	50	14	13	[]書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28)	
		55	14	13		
		[50]	[22]	[28]		
		[55]	[19]	[26]		
	畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型)	50	29	11		
		55	28.5	10.5		
	農村地域防災減災 事業費	ため池整備事業				
	(地震・豪雨対策型)					
	(一般整備型)	50	18	25	注9)に該当するものに適用する。	
	(ため池長寿命化型)	55	18	25		
	用排水施設等整備事業					
	湛水防除事業	55	19	26		
		50	21	29		
		55	21	24		
	用排水施設整備事業	55	17	22	注10)に該当するものに適用する。	
		50	18	25		
		55	18	25		
	鉱毒対策事業	50	21	29		
		55	21	24		
	農地保全整備事業	50	18	25		
		45	20	28		
		55	18	25		
	地域防災機能増進事業					
	土地改良施設豪雨対策事業					
	土地改良施設耐震対策事業					
	農道防災対策工事					
	農業用河川工作物等応急対策事業	50	42	8	注12)に該当するものに適用する。	
	50	32	18			
	55	42	3			
	55	32	13			
特定農業用管水路等特別対策事業	50	18	25			
	55	18	25			
水質保全対策事業	55	19	26	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)		
	50	21	29			
	55	21	24			
公害防除特別土地改良事業						
防災重点農業用ため池緊急整備事業	55	21	24	注30)に該当するものに適用する。		
	50	21	29			
農業用施設等災害管理対策事業	50	18	25	注15)に該当するものに適用する。		
	55	18	25			
農村防災施設整備事業	50	18	25	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。		
	55	18	25	< >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。		
	<2/3>	<12>	<17.4>			
土地改良施設突発事故復旧事業	50	21	29			
	55	21	24			
(安全対策)	50	21	29			
	55	21	24			

(土地改良区等営：その2)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
		農 林 水 産 省					
		国庫率	都府県	市町村			
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農地整備					
		農業基盤整備促進事業	50	14	13		
			55	14	13		
		草地畜産基盤整備事業	50	14	13	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。	
			55	12	12		
		水利施設整備					
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	50	14	13	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。	
			[50]	[22]	[28]		
		(地域農業水利施設保全型)	50	14	13		
			55	14	13		
				[50]	[22]	[28]	
				[55]	[19]	[26]	
		農地防災					
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)					
		ため池等整備事業 (ため池整備工事)	50	18	25	注9)に該当するものに適用する。	
			55	18	25		
		(ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事(都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)					
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55	17	22	注10)に該当するものに適用する。	
			50	18	25		
			55	18	25		
		湛水防除事業					
			55	19	26		
			50	21	29		
			55	21	24		
		農地保全事業					
			50	18	25		
			45	20	28		
			55	18	25		
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)	50	18	25		
			55	18	25		
農業用河川工作物応急対策等事業	50	42	8	注12)に該当するものに適用する。			
	50	32	18				
	55	42	3				
	55	32	13				
土地改良施設耐震対策事業							
農村災害対策整備事業	50	18	25	注16)に該当するものに適用する。ただし、 農村生活維持施設整備(注21)を除く。 < >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。			
	55	18	25				
	<2/3>	<12>	<17.4>				
土地改良施設豪雨対策事業							
水質保全対策事業	55	19	26	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、 公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)			
	50	21	29				
	55	21	24				
農村整備							
集落基盤再編型	50	14	13	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。			
中山間地域総合整備型							
農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	50	14	13	()書は機構集積協力金活用型に適用する。	
			55	14	13		
			(50)	(15)	(22.5)		
			(55)	(14)	(18.5)		
農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全 管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (長寿命化対策)	50	14	13	〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)	
			55	14	13		
			[50]	[22]	[28]		
			[55]	[19]	[26]		
		(防災減災対策)	50	21	29		
			55	21	24		
			50	42	8		
			50	32	18		
			55	42	3		
			55	32	13		
			50	18	25		
			55	18	25		

- 注1) 都道府県及び市町村の負担割合(地帯区分の欄の値)は、当該事業の国庫率に係る対象事業費に対する割合を示す。
- 注2) 附帯事業及び併せ行う事業等で、他の事業の国庫補助率を準用している場合は、準用されるそれぞれの事業の都道府県及び市町村の負担割合を適用する。
- 注3) 国営土地改良事業のうち国営総合農地防災事業費、国営かんがい排水事業(併せ行うため池整備)、国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策、地域防災対策及び豪雨災害対策、国営かんがい排水事業(国営洪水調節機能強化事業)のうち洪水調節機能の強化に資する施設整備、都道府県営及び団体営土地改良事業のうち農村地域防災減災事業(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災、公害防除特別土地改良、突発事故復旧)、水利施設等保全高度化事業と併せ行う農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)、沖縄振興公共投資交付金(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)、農地耕作条件改善事業における防災関連事業(農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災)及び農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策については、本表に示す標準的な費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。
- 注4) 農地中間管理機構が事業主体となる場合は、都道府県営事業と同様の負担割合とする。
- 注5) 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-1(農地整備に係る運用)の運用1(農地整備事業)の第2の3及び別紙4-1(農村整備に係る運用)の運用4(農道整備事業)の第1の2の(1)に掲げる農道整備事業は本表に示す標準的な費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。
- 注6) 廃止事業の要綱に基づき採択された地区については、この通達による改正後もなお従前の例による。
- 注7) 農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知。以下「農村地域防災減災事業実施要領」という。)第3の2(1)に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水産第2724号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「農山漁村地域整備交付金実施要領」という。)別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のIの1(1)及び(4)に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱(平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知。以下「沖縄振興公共投資交付金交付要綱」という。)別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のIの1(1)及び(4)に掲げるもの。
- 注8) 農村地域防災減災事業実施要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の1(1)及び2に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のIの1(2)から(4)まで及び運用1別紙6(ため池群整備事業)の第1の2に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のIの1(2)から(4)まで及び運用1別紙6(ため池群整備事業)の第1の2に掲げるもの。
- 注9) 農村地域防災減災事業実施要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の1の(2)及び(3)に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のIIの1(1)のアからカまで、(2)のア、イ及びエからカまで、(3)のアからオまで、(4)並びに(7)のア及びイ、運用1別紙2別記1の1の(1)から(3)まで、(5)及び(7)並びに2の(1)から(3)までに掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のIIの1(1)のアからカまで、(2)のア、イ及びエからカまで、(3)のアからオまで、(4)並びに(7)のア及びイ、運用1別紙2別記1の1の(1)から(3)まで、(5)及び(7)並びに2の(1)から(3)までに掲げるもの。
- 注10) 農村地域防災減災事業実施要領別紙4(用排水施設等整備事業に係る運用)の第2の3に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のIIの1(5)及び(6)に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のIIの1(5)及び(6)に掲げるもの。
- 注11) 農村地域防災減災事業実施要領別紙6(地域防災機能増進事業に係る運用)の第2の1から3に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙4の第2の2、運用1別紙7の第1の2に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙4の第2の2、運用1別紙7の第1の2に掲げるもの。
- 注12) 農村地域防災減災事業実施要領別紙7(農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用)の第2の1及び2に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙3の第2の1及び2に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙3の第2の1及び2に掲げるもの。
- 注13) 備考欄の水質保全施設及び水質保全施設と併せ行う施設の内容は以下に掲げるものとする。
- 農村地域防災減災事業における水質保全施設とは、農村地域防災減災事業実施要領別紙9(水質保全対策事業に係る運用)の第2の別表1の事業メニューの表の区分の欄1に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(3)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)並びに同表の区分の欄の4に対応する工種の欄の(1)に掲げるものとする。
- 農山漁村地域整備交付金における水質保全施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用2(水質保全対策事業)の第1の1の事業メニューの表の区分の欄1に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(3)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)並びに同表の区分の欄の5に対応する工種の欄の(1)に掲げるものとする。
- 農村地域防災減災事業における水質保全施設と併せ行う施設とは、農村地域防災減災事業実施要領別紙9(水質保全対策事業に係る運用)の第2の別表1の事業メニューの表の区分の欄1に対応する工種の欄の(4)及び同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(3)から(5)に掲げるものとする。
- 農山漁村地域整備交付金における水質保全施設と併せ行う施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用2(水質保全対策事業)の第1の1の事業メニューの表の区分の欄1に対応する工種の欄の(4)及び同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(3)から(5)に掲げるものとする。
- 注14) 農村地域防災減災事業実施要領別紙10(公害防除特別土地改良事業に係る運用)の第2の1から3までに掲げるもの。
- 注15) 農村地域防災減災事業実施要領別紙12(農業用施設等災害管理対策事業に係る運用)の第2の1から5までに掲げるもの。

注1 6) 農村地域防災減災事業実施要領別紙13(農村防災施設整備事業に係る運用)の別表1の区分欄1及び2に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5別表1の区分欄の1及び2に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の運用1別紙5別表1の区分欄の1及び2に掲げるもの。

注1 7) 備考欄の農業生産基盤整備の内容は以下に掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における農業生産基盤整備とは、農村地域防災減災事業実施要領別紙8(特定農業用管路等特別対策事業に係る運用)の第2の1から3まで、別紙13(農村防災施設整備事業に係る運用)の別表1の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のVの1に掲げるもの、運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるもの、別紙4-1(農村整備に係る運用)の運用1(農村集落基盤再編・整備事業)の別表の区分欄の1に掲げるものとする。

沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)のVの1に掲げるもの、運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるものとする。

注1 8) 備考欄の農村保全管理施設の内容は以下に掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における農村保全管理施設とは、農村地域防災減災事業実施要領別紙13(農村防災施設整備事業に係る運用)の別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)及び(4)並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)及び(4)並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

注1 9) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の地域用水機能の増進を伴う農業用排水施設整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について(平成23年4月1日付け22生畜第2433号、22農振第2216号、22林整計第359号、22水港第2429号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、農林水産省林野庁長官、農林水産省水産庁長官通知)による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領(以下「H22整備交付金要領」という。)別紙(番号12集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のウに掲げるものとする。

注2 0) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の基幹水利施設補修とは、H22整備交付金要領別紙(番号12集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のウの(ア)の②及び(カ)に掲げるものとする。

注2 1) 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知)別紙1(農地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号、29生畜第1500号農林水産省農村振興局長、生産局長通知。以下「農業競争力強化農地整備事業実施要領」という。)別紙1-1(農地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、別紙3(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第10の1の(1)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のウ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のウ、区分の欄の利用施設整備事業、水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知)別表2の区分の欄の3、中山間地域農業農村総合整備事業実施要領(令和2年3月30日付け元農振第2792号農村振興局長通知)の別表の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(9)及び同表の区分の欄の2、農村地域防災減災事業実施要領別紙13(農村防災施設整備事業に係る運用)の第2の別表1の区分の欄の3、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産省農村振興局長通知)別紙1(長寿命化対策)の(1)のウの(ウ)、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-1(農地整備に係る運用)の運用1(農地整備事業)の第2の別表1の区分の欄の3、運用4(草地畜産基盤整備事業)の第10の1の(1)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のウ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のウ、区分の欄の利用施設整備事業、別紙2(水利施設整備に係る運用)の運用2(水利施設等整備事業)の第1の1(1)のウのウからキまで、(2)のウからエまで、別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の運用1別紙5別表1の区分の欄の3、別紙4-1(農村整備に係る運用)の運用1(農村集落基盤再編・整備事業)の別表の区分の欄の2及び3、別紙12(効果促進事業に係る運用)の第4、沖縄振興公共投資交付金交付要綱において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-1(農地整備に係る運用)の運用1(農地整備事業)の第2の別表1の区分の欄の3、運用4(草地畜産基盤整備事業)の第10の1の(1)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のウ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のウ、区分の欄の利用施設整備事業、別紙2(水利施設整備に係る運用)の運用2(水利施設等整備事業)のうち畑地帯総合整備型)及び運用3(農業水利施設保全高度化事業)の第2の別表の区分の欄の3、運用5(地域用水環境整備事業)の第1の1(1)のウからキまで、(2)のウからエまで、別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の運用1別紙5別表1の区分の欄の3、別紙4-1(農村整備に係る運用)の運用1(農村集落基盤再編・整備事業)の別表の区分の欄の2及び3、別紙12(効果促進事業に係る運用)の第4に掲げるものとする。

なお、これらの事業等に係る地方負担額については、平成31年度地方債同意等基準(平成31年総務省告示第173号)及び平成31年度地方債同意等基準運用要綱(平成31年4月1日付け総財第75号、総財第39号、総財務第43号総務副大臣通知)第一の一の1の規定によるものとする。

注2 2) 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙5(農業基盤整備促進事業に係る運用)の第4の2に定める別記様式第1号、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-1の運用2(農業基盤整備促進事業)の第5の2に定める別記様式第1号、農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知)第3の2に定める別記様式第2-1号及び第3の3に定める別記様式第2-2号の農地防災事業の実施の欄に記載された区分による。

注2 3) 国営かんがい排水事業における併せ行うため池整備とは、国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付元構改D第523号農林水産事務次官依命通知。以下「国営かんがい排水事業実施要綱」という。)第2の6に掲げるもの。

注2 4) 国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策、地域防災対策及び豪雨災害対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱第2の10に掲げるもの。

注2 5) 国営洪水調節機能強化事業とは、国営かんがい排水事業実施要綱第2の1の表に掲げるもの。

注2 5) 農業競争力強化基盤整備事業のうち水利施設等保全高度化事業の水利施設整備事業(ただし、簡易整備型を除く。)&及び畑地帯総合整備事業と併せ行う農村地域防災減災事業とは、農村地域防災減災事業実施要領別表1の事業区分の欄の1の事業に掲げるもの。

注2 6) 国営かんがい排水事業における緊急対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱第2の2(4)に掲げるもののうち、耐震整備、地域防災対策及び豪雨災害対策を行うもの。

- 注27) 国営総合農地防災事業における緊急対策とは、国営総合農地防災事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第486号農林水産事務次官依命通知)第2の2(10)に掲げるもの。
- 注28) 安全対策とは、国営かんがい排水実施要綱2の1、水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知)第2の1(ただし、農地集積促進型を除く。)、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2運用1、運用3の1及び運用5、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱第2の1と一体的に行うものとし、農業用排水施設への転落による被害の防止又は軽減を図るための施設を対象とする。
- 注29) 水利施設等保全高度化事業実施要領別紙1の第2の8に掲げるもの。
- 注30) 農村地域防災減災事業実施要領別紙17(防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る運用)のうち、都道府県営事業については第2の1、2、3(7)・(8)及び6に掲げるもの、市町村営事業については第2の1、2、3(7)及び6に掲げるもの、土地改良区等営事業については第2の1(2)(ため池の廃止に係るものを除く。)、3(7)及び6に掲げるものとする。
- 注31) 農村地域復興再生基盤総合整備事業については、この通達による改正後もなお従前の例による。

(9) 地域指定の概要

9. 市町村における計画策定状況及び地域指定の概要

令和3年4月1日現在

圏域	市町村名	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想	特定農山村地域 (H5.9.28指定)	集約酪農地域	酪農・肉用牛生産近代化計画	野菜指定産地	広域営農団地整備計画	農村総合整備計画 (農村振興基本計画)
仙南圏	白石	H28.8.15	小原	蔵王	酪農肉用牛	S45.10.13 夏秋きゅうり	H17.3.18	S59
	角田	H28.8.1		蔵王	酪農肉用牛	S45.10.13 夏秋きゅうり	H17.3.18	S50
	蔵王	H29.3.9		蔵王	酪農肉用牛	S45.10.13 夏秋きゅうり	H17.3.18	S63
	七ヶ宿	H28.7.26	全地域	蔵王	酪農		H17.3.18	
	大河原	H28.8.29		蔵王	肉用牛	S45.10.13 夏秋きゅうり	H17.3.18	
	村田	H28.8.17	富岡	蔵王	肉用牛	S45.10.13 夏秋きゅうり	H17.3.18	
	柴田	H28.8.3		蔵王		S45.10.13 夏秋きゅうり	H17.3.18	S49・H4
	川崎	H28.8.1	全地域	蔵王			H17.3.18	H20
	丸森	H28.7.25	耕野・大張・筆甫	蔵王	酪農肉用牛	S45.10.13 夏秋きゅうり	H17.3.18	S53
計	9	(7地域) 5	9	7	(1指定産地) 7	9	6	
仙台圏	仙台	H29.3.24			酪農肉用牛		S53.7.11	
	秋保							
	泉							
	宮城							
	※塩釜							
	名取	H28.12.7		蔵王		S46.6.30 夏秋トマト		
	多賀城	H28.7.20						
	岩沼	H28.11.25		蔵王		S47.12.21 冬春きゅうり		S49
	亘理	H28.7.1				S47.12.21 冬春きゅうり	S51.8.27	S58・H15
	山元	H29.1.6					S51.8.27	S54・H11・H14
	松島	H29.3.23			肉用牛		S54.6.26	S62
	七ヶ浜	H28.12.2						
	利府	H29.10.28						
	大和	H28.7.7	宮床・吉田		肉用牛	H10.5.20 ほうれんそう	S54.6.26	
	大郷	H29.3.24			酪農肉用牛	H10.5.20 ほうれんそう	S54.6.26	S59
富谷	H28.10.25				H10.5.20 ほうれんそう	S54.6.26		
大衡	H28.7.25				H10.5.20 ほうれんそう	S54.6.26		
計	13	(2地域) 1	2	4	(3指定産地) 7	8	5	

※印は農業振興地域の未指定地域を表す。()内年度は計画策定中及び予定を表す。県は県計画を表す。(果振計画)は宮城県果樹農業振興計画を表す。

圏域	市町村名	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想	特定農山村地域 (H5. 9. 28指定)	集約酪農地域	酪農・肉用牛生産近代化計画	野菜指定産地	広域営農団地整備計画	農村総合整備計画 (農村振興基本計画)
大 崎 圏 域	大 崎	H29. 3. 23			酪 農 肉 用 牛	H 7. 5. 30 夏秋なす H 8. 5. 30 ほうれんそう	S57. 7. 23	
	古 川			栗 駒				S 56
	松 山							
	三本木							
	鹿島台							S 52
	岩出山			栗 駒				S 52
	鳴 子		全 地 域	栗 駒				
	田 尻							S55・H15
	色 麻	H29. 2. 27		栗 駒	酪 農 肉 用 牛	S63. 8. 25 秋冬はくさい H 9. 5. 30 秋冬ねぎ	S57. 7. 23	S 49
	加 美	H29. 3. 3		栗 駒	酪 農 肉 用 牛	S63. 8. 25 秋冬はくさい H 9. 5. 30 秋冬ねぎ	S57. 7. 23	
	中新田							S 55
	小野田		全 地 域					S56・H13
	宮 崎		全 地 域					S 49
	涌 谷	H29. 3. 28			酪 農 肉 用 牛	H 8. 5. 30 ほうれんそう	S57. 7. 23	S 53
	美 里	H29. 3. 15			肉 用 牛	H 8. 5. 30 ほうれんそう	S57. 7. 23	
	小牛田							S57・H13
	南 郷							S51・H 6
計	5	(3地域) 2	5	5	(4指定産地) 5	5	11	
栗 原 圏 域	栗 原	H29. 3. 28			酪 農 肉 用 牛	S45. 10. 13 夏秋きゅうり	S57. 7. 23	
	築 館		姫 松	栗 駒				
	若 柳			栗 駒				S 56
	栗 駒		栗駒・文字 姫松	栗 駒				S 51 S 53
	高清水			栗 駒				
	一 迫			栗 駒				S 50
	瀬 峰			栗 駒				H元
	鶯 沢			栗 駒				
	金 成			栗 駒				S57・H13
	志波姫			栗 駒				S 54
	花 山		全 地 域	栗 駒				
計	1	(4地域) 1	10	1	(1指定産地) 1	1	6	

※印は農業振興地域の未指定地域を表す。()内年度は計画策定中及び予定を表す。県は県計画を表す。(果振計画)は宮城県果樹農業振興計画を表す。

圏域	市町村名	農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想	特定農山村地域 (H5. 9. 28指定)	集約酪農地域	酪農・肉用牛生産近代化計画	野菜指定産地	広域営農団地整備計画	農村総合整備計画 (農村振興基本計画)
登米圏域	登米	H28. 9. 20			酪農肉用牛	S50. 6. 19 冬春きゅうり S50. 6. 19 夏秋きゅうり H17. 2. 18 春キャベツ H17. 2. 18 夏秋キャベツ	S55. 11. 11 H元. 5. 16	
	迫							S51
	登米							H元
	東和		全地域					H2・H14
	中田							S54・H16
	豊里							S58
	米山							S49・H5
	石越							S61・H16
	南方							S49
	津山		全地域					
計	1	(2地域) 1	0	1	(4指定産地) 1	1	8	
石巻圏域	石巻	H28. 11. 21			酪農肉用牛	S46. 6. 30 冬春きゅうり H 5. 5. 31 夏秋トマト	S60. 3. 29	
	石巻							
	河北							
	※雄勝		全地域					
	河南							S52
	桃生							
	北上		全地域					
	牡鹿		全地域					
	東松島	H28. 9. 28			肉用牛	S46. 6. 30 冬春きゅうり S56. 1. 23 秋冬ねぎ H 5. 5. 31 夏秋トマト	S60. 3. 29	
	矢本							S49・H7
鳴瀬							S60	
※女川		全地域						
計	2	(4地域) 2	0	2	(3指定産地) 2	2	3	
気仙沼・本吉圏域	気仙沼	H28. 11. 17			酪農肉用牛		H元. 5. 16	
	気仙沼		鹿折・新月					H3
	唐桑		全地域					
	本吉		津谷				H元. 5. 16	S55
	南三陸	H29. 1. 24			酪農肉用牛		H元. 5. 16	
	志津川		全地域					
	歌津							
計	2	(5地域) 3	0	2	0	2	2	
合計	33	(27地域) 14	26	22	(16指定産地) 23	28	41	

※印は農業振興地域の未指定地域を表す。()内年度は計画策定中及び予定を表す。県は県計画を表す。(果振計画)は宮城県果樹農業振興計画を表す。

圏域	市町村名	都市計画			環境保全			振興山村	離島振興対策実施区域	過疎地域	豪雪地帯
		都市計画区域	市街化区域	用途地域	自然環境保全地域	緑地環境保全地域	国立・国定・県立自然公園				
仙南圏	白石	●		●			蔵王国定蔵王高原県立				S38.11. 1
	角田	●		●	斗蔵山	深山					
	蔵王	●					蔵王国定蔵王高原県立				S38.11. 1
	七ヶ宿						蔵王国定蔵王高原県立	全地域		H12. 4. 1	S38.11. 1
	大河原	●		●							
	村田	●		●	樽水・五社山谷山						
	柴田	●		●		高館・千貫山					
	川崎	●		●	釜房湖谷山		蔵王国定蔵王高原県立	川崎・富岡			S38.11. 1
	丸森	●					阿武隈渓谷県立	丸森・大内・筆甫		H12. 4. 1	
計	(1区域) 8	0	(1地域) 6	(4地域) 3	(2地域) 2	(3公園) 5	(6地域) 3	0	(2地域) 2	(4地域) 4	
仙台圏	仙台	●	●	●	仙台港海浜 太白山	蕃山・斎勝沼 県民の森 丸田沢 権現森 高館・千貫山	蔵王国定 県立船形連峰 県立二口峡谷				
	秋保							秋保			S38.11. 1
	泉							根白石			
	宮城							広瀬・大沢			S38.11. 1
	※塩釜	●	●	●		加瀬沼	県立松島		S32.12.25		
	名取	●	●	●	仙台港海浜 樽水・五社山	高館・千貫山					
	多賀城	●	●	●		加瀬沼					
	岩沼	●	●	●	仙台港海浜	高館・千貫山					
	亘理	●		●	仙台港海浜	愛宕山					
	山元	●			仙台港海浜	深山				H29. 4. 1	
	松島	●	●	●			県立松島				
	七ヶ浜	●	●	●			県立松島				
	利府	●	●	●		加瀬沼 県民の森 蕃ヶ森山周辺	県立松島				
	大和	●	●	●			県立船形連峰	吉田・宮床			
	大郷	●			東成田	蕃ヶ森山周辺					
富谷	●	●	●			県民の森					
大衡	●	●	●			昭和万葉の森					
計	(4区域) 14	(1区域) 11	(2地域) 12	(4地域) 6	(10地域) 11	(4公園) 6	(6地域) 2	(1地域) 1	(1地域) 1	(2地域) 1	

(注) ※は農業振興地域の未指定地域を表す。(特)は特別豪雪地帯を表す。

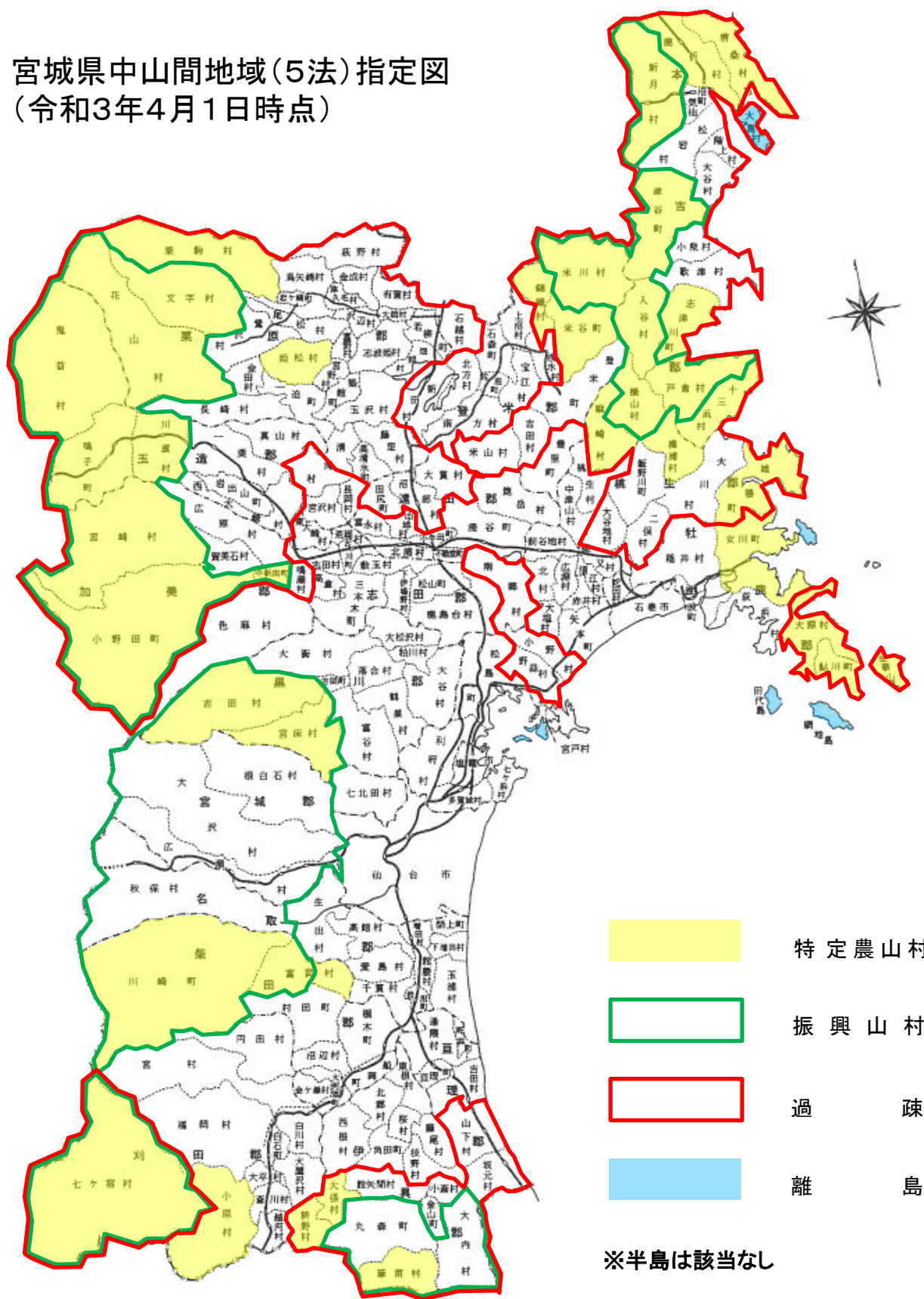
圏域	市町村名	都市計画			環境保全			振興山村	離島 振興対策 実施区域	過疎地域	豪雪地帯
		都市計画 区域	市街化 区域	用途地域	自然環境 保全地域	緑地環境 保全地域	国立・国定・県立 自然公園				
大 崎 圏 域	大崎	●		●							
	古川										S38.11. 1
	松山										
	三本木										
	鹿島台										
	岩出山									H18. 3.31	S38.11. 1
	鳴子				一桧山・田代		栗駒国定	川渡・鬼首		H18. 3.31	S38.11. 1 S54. 4. 2 (特)
	田尻					加護坊・崑岳山				R3. 4. 1	
	色麻						県立船形連峰				
	加美	●								H15. 4. 1	
	中新田										
	小野田				魚取沼 荒沢 筒入沼		県立船形連峰	小野田			S38.11. 1
	宮崎				魚取沼			宮崎			S38.11. 1
	涌谷	●			崑岳山	加護坊・崑岳山					
	美里	●		●							
	小牛田										
	南郷									R3. 4. 1	
計	(1区域) 4	0	(1地域) 2	(5地域) 3	(1地域) 2	(2公園) 3	(4地域) 2	0	(5地域) 3	(5地域) 2	
栗 原 圏 域	栗原	●		●						H17. 4. 1	
	築館				伊豆沼・内沼						S38.11. 1
	若柳				伊豆沼・内沼						S38.11. 1
	栗駒						栗駒国定	文字			S38.11. 1
	高清水										S38.11. 1
	一迫										S38.11. 1
	瀬峰										
	鶯沢										S38.11. 1
	金成										S38.11. 1
	志波姫										S38.11. 1
	花山				一桧山・田代 御嶽山		栗駒国定	花山			S38.11. 1
計	(1区域) 1	0	(1地域) 1	(3地域) 1	0	(1公園) 1	(2地域) 1	0	(1地域) 1	(9地域) 1	

(注) ※は農業振興地域の未指定地域を表す。(特)は特別豪雪地帯を表す。

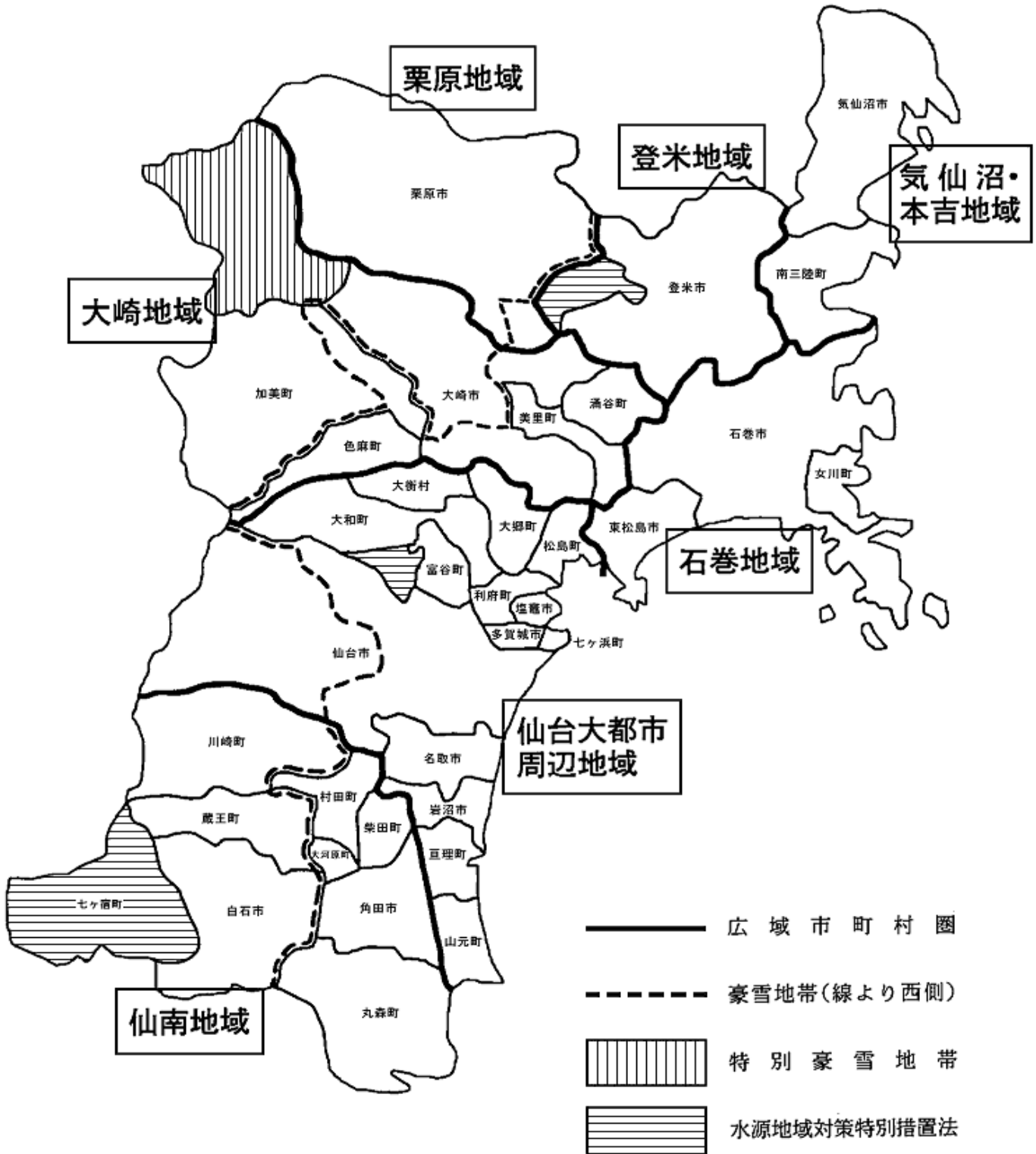
圏域	市町村名	都市計画			環境保全			振興山村	離島 振興対策 実施区域	過疎地域	豪雪地帯
		都市計画 区域	市街化 区域	用途地域	自然環境 保全地域	緑地環境 保全地域	国立・国定・県立 自然公園				
登米圏	登米	●		●							
	迫				伊豆沼・内沼						
	登米									H17. 4. 1	
	東和				鱒淵観音堂			米川		H17. 4. 1	
	中田										
	豊里										
	米山									R3. 4. 1	
	石越									R3. 4. 1	
	南方										
	津山				翁倉山		三陸復興国立	横山		H17. 4. 1	
計	(2区域) 1	0	(1地域) 1	(3地域) 1	0	(1公園) 1	(2地域) 1	0	(5地域) 1	0	
石巻圏	石巻	●	●	●							
	石巻						三陸復興国立 硯上山万石浦県立		S32. 8. 16		
	河北	●					三陸復興国立 山万石浦県立 硯上			H22. 4. 1	
	※雄勝						三陸復興国立 山万石浦県立 硯上			H22. 4. 1	
	河南						県立旭山				
	桃生										
	北上				翁倉山		三陸復興国立			H22. 4. 1	
	牡鹿						三陸復興国立		S30. 10. 20	H22. 4. 1	
	東松島	●	●	●							
	矢本										
鳴瀬						県立松島			R3. 4. 1		
※女川	●	●	●			三陸復興国立 硯上山万石浦県立		S32. 8. 16			
計	(2区域) 3	(1区域) 3	(1地域) 3	(1地域) 1	0	(4公園) 3	0	(3地域) 2	(4地域) 1	0	
気仙沼・本吉圏	気仙沼									H26. 4. 1	
	気仙沼	●		●			県立気仙沼	新月			
	唐桑						県立気仙沼				
	本吉						三陸復興国立 県立気仙沼	津谷			
	南三陸									H26. 4. 1	
	志津川	●		●			三陸復興国立	戸倉・入谷			
	歌津						三陸復興国立				
計	(2区域) 2	0	(2地域) 2	0	0	(2公園) 2	(4地域) 2		(2地域) 2	0	
合計	(19区域) 33	(3区域) 14	(18地域) 27	(16地域) 15	(11地域) 14	(11公園) 21	(24地域) 11	(4地域) 3	(16地域) 10	(20地域) 8	

(注) ※は農業振興地域の未指定地域を表す。(特)は特別豪雪地帯を表す。

宮城県中山間地域(5法)指定図
(令和3年4月1日時点)

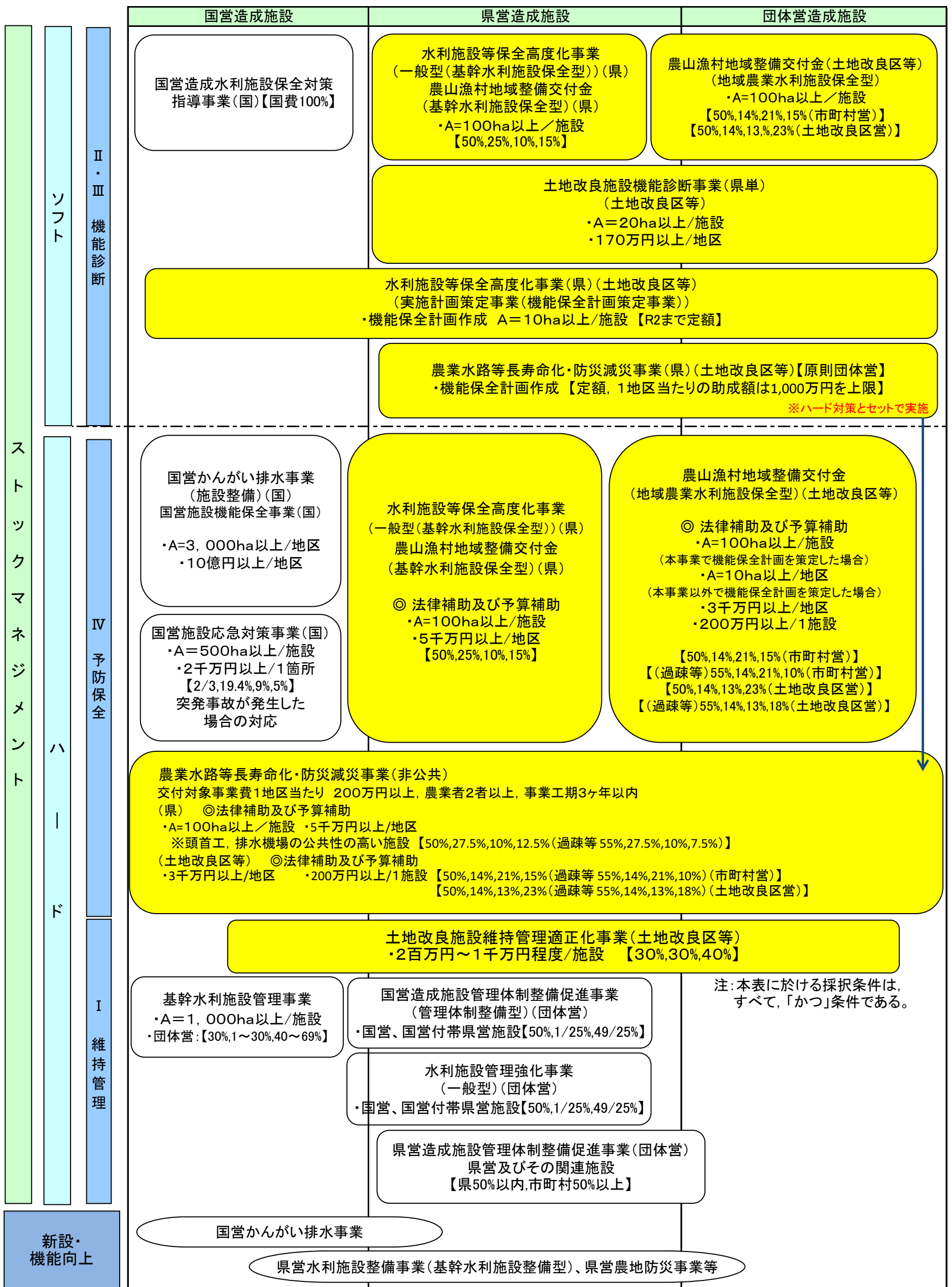


宮城県市町村地域指定図（豪雪，水源地域）



(10) 農業水利施設のストックマネジメント
対策関連事業概念図

農業水利施設ストックマネジメント対策関連事業概念図



(11) 県営土地改良事業造成ダムに係る事業
の負担割合について

県有土地改良財産のダムに係る事業の負担割合について

平成28年 6月 9日

農村振興課地域計画班

農村整備課水利施設保全班

1 県有土地改良財産となっているダム

県営土地改良事業（以下、県営事業という。）で築造したダム及びため池（流水貯留機能を持つものに限る。）等の基幹的な土地改良財産は、「土地改良財産の管理及び処分に関する規則（昭和47年8月1日宮城県規則第54号）」第17条に基づき土地改良区等への譲与が認められないことから、県有土地改良財産として県が所有者となる。

現在、県営土地改良事業で築造され県が所有者となっているダムは、栗駒ダム（栗原市栗駒）、菅生ダム（大崎市岩出山）、宿の沢ダム（栗原市高清水）、川原子ダム（白石市）、村田ダム（村田町）の5施設となっており、栗駒ダムは県が自ら管理も行っているが、外の4ダムは受託者との協議が整い管理委託されている。

2 県有土地改良財産のダムに係る農業農村整備事業の負担割合の取扱

(1) 負担割合の取り決め

現在、施設等を新しく造る「建設の時代」から建設された施設等を賢く使っていくという「管理の時代」へ変遷しつつあり、ダムについても、かんがい排水事業のように新設・変更する事業のみならず、ストマネ事業のように施設の長寿命化を図るための事業等が創設されてきている。

平成19年度に「農業農村整備事業に関する負担割合の見直し」が行われ、適用してきた従前の負担割合も原則として国のガイドラインに従った負担割合とされ、それまでに取組実績があった事業及び管理計画で取組が見込まれていた事業等について、それぞれ負担割合を検討・見直して現行の負担割合とした。

その際、県営事業により県有土地改良財産となるダムの新設・変更に係るかんがい排水事業は、国のガイドラインに従った負担割合としたが、既に県有土地改良財産となっているダムの長寿命化対策事業及び防災事業については、補助残分を県が負担することとした。

(2) 機能保全対策による施設の長寿命化と防災・減災を目的とする事業の場合

負担割合決定後、栗駒ダムについては新規事業を実施してきており、事業に要する費用（補助事業を活用する場合は補助残分）は全て県負担としている。

栗駒ダム以外の4ダムについてはこれまで事業実績がないものの、事業管理計画に位置づけられているとおり施設の長寿命化のために基幹水利施設保全型事業が予定されている。

また、今後は地域の実情に応じた防災・減災に資する事業の実施も想定される。

県有土地改良財産であるダムについては、機能保全対策による施設の長寿命化や防災・減災を目的とする事業の実施に当たり、県管理か管理委託かの管理区分により負担割合の適用が変わるものではない。

については、調査計画事業を含めて新規事業に取り組む際には適切に事業を実施するようお願いしたい。

県有土地改良財産(ダム)に係る農業農村整備事業の負担割合の代表例について

事業名・区分			負 担 割 合										
			ガイドライン				宮城県						
			国	県	市町村	農家	適用	国	県	市町村	農家	備考	
水利施設整備事業	基幹水利施設整備型	旧かん排	50	25	10	(15.0)	ダムの新設・変更	50	25	10	15	現行の負担割合	
	基幹水利施設保全型	旧基幹ストマネ	50	25	10	(15.0)	県有土地改良施設(ダムに限る。)	50	50	—	—	現行の負担割合	
農地防災事業	ため池等整備事業	大規模	55	28	11	(6.0)	県有土地改良施設(ダムに限る。)	55	45	—	—	現行の負担割合	
県単調査計画事業	実施計画策定事業	機能保全対策又は防災・減災					県有土地改良施設(ダムに限る。)		100	—	—	今後の負担割合	

※ ダムの新設・変更については、県営土地改良事業条例附則2により分担金は実質発生しない。

※ 県有土地改良財産(ダム)の県単調査計画事業は、維持補修枠(県予算：公維)で確保する。

(別紙)

県有土地改良財産以外の県営土地改良事業造成ダムに係る事業の負担割合について

平成29年 11月22日

農村振興課 農村整備課

1 県有土地改良財産となっているダムの負担割合の経緯

現在、県営土地改良事業で築造され県が所有者となっているダムは、栗駒ダム（栗原市栗駒）、菅生ダム（大崎市岩出山）、宿の沢ダム（栗原市高清水）、川原子ダム（白石市）、村田ダム（村田町）の5施設となっており、これら施設の事業実施時負担割合については、平成28年6月9日付け事務連絡により、補助残分を県が負担することとしている。

2 県有土地改良財産以外の県営土地改良事業造成ダムの経緯

県営土地改良事業で築造したダム及びため池（流水貯留機能を持つものに限る。）等の基幹的な土地改良財産は、「土地改良財産の管理及び処分に関する規則（昭和47年8月1日宮城県規則第54号）」（以下、規則という。）第17条に基づき土地改良区等への譲与が認められていない。

しかし、規則が施行される以前に築造されたダムについては、土地改良区等へ財産譲与されており、昭和11年に築造された嘉太神ダム、昭和12年に築造された孫沢ため池、昭和24年に築造された愛子ため池は、いずれも県営土地改良事業で築造されたものであるが、現在、施設の所有者は各々、大和町外3市3町村組合、鳴瀬川土地改良区、仙台市となっている。

孫沢ため池及び愛子ため池は、ため池として築造されたが、河川法の改正（昭和39年の河川法改正・昭和51年の河川管理施設等管理令制定によってダムの基準が統一化）によりダム扱いとなっている。

3 県有土地改良財産以外の県営土地改良事業造成ダムの取扱い

嘉太神ダム、孫沢ダム、愛子ダムは、いずれも県営土地改良事業で築造されたものであり、他の県有土地改良財産であるダムと性質を異にするものではなく、さらに嘉太神ダムは当初からダムとして築造されたものであることから、今後は県有土地改良財産となっているダムと同様に取り扱うものとする。

また、孫沢ダム及び愛子ダムについては、今後、事業の実施が必要になった際に施設所有者から県有土地改良施設であるダムと同様な取扱いを行うべき等の要請があった場合は、県の財政状況等を勘案の上検討し、嘉太神ダムと同様に取り扱うことができるものとする。

4 事業の適用

上記3ダムを県営事業として実施する場合は、施設の長寿命化及び防災減災を目的にした事業としているため、維持管理及び部分的な補修や塗装など維持管理の範疇と判断される内容のみの場合は対象外とし、ダムとしての基幹的施設（堤体、取水施設、洪水吐け等）の更新や大規模補修及びそれに付帯する工種を行うものを対象とする。

ただし、調査計画事業については、既に所有権が移転していることから施設所有者からの委託をもって受託調査として実施し、応分の負担を求めるものとする。

また、災害復旧事業として実施する場合は、「県営災害復旧事業採択内規」及び「県営災害調査設計業務取扱い」により判断し実施するものとする。

なお、実施する事業種の決定については、採択要件を満たすことは勿論の上、市町村や県の負担金額にも配慮しながら選定するものとする。

巻末資料：事業目的別索引

◇安定した農業用水と効率的な排水を整備したい

事業名	担当班	掲載頁
国営かんがい排水事業	広域水利調整班	11
国営施設応急対策事業	広域水利調整班	14
国営土地改良事業に係る調査計画制度	広域水利調整班	15
基幹水利施設整備型（水利施設等保全高度化事業 一般型） （農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業）	水利施設保全班	16
排水対策特別型（水利施設等保全高度化事業 一般型） （農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業）	水利施設保全班	17
基幹水利施設保全型（水利施設等保全高度化事業 一般型） （農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業）	水利施設保全班	18
地域農業水利施設保全型（農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業）	水利施設保全班	20
広域農業用水適正管理対策事業	防災対策班	22
農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編型（旧集落基盤整備事業））	中山間振興班	53
ため池整備事業	防災対策班	62
用排水施設等整備事業	防災対策班	65

◇農作業が効率的に行えるように整備したい

事業名	担当班	掲載頁
農地整備事業（経営体育成型）	ほ場整備班	31
農地中間管理機構関連農地整備事業	ほ場整備班	34
農地耕作条件改善事業	中山間振興班	120

◇農業水利施設の維持管理補修を行いたい

事業名	担当班	掲載頁
基幹水利施設整備型（水利施設等保全高度化事業 一般型） （農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業）	水利施設保全班	16
地域農業水利施設保全型（農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業）	水利施設保全班	20
土地改良施設維持管理適正化事業	水利施設保全班	92
農業水路等長寿命化・防災減災事業	水利施設保全班	122

◇農業用施設の機能診断やデータ収集をして適正な管理を行いたい

事業名	担当班	掲載頁
基幹水利施設管理事業	水利施設保全班	93
国営造成施設管理体制整備促進事業	水利施設保全班	96
県営造成施設管理体制整備促進事業	水利施設保全班	99
土地改良区体制強化事業	水利施設保全班他	101
土地改良施設機能診断事業	水利施設保全班	107
農業水路等長寿命化・防災減災事業	水利施設保全班 防災対策班	122

◇事業後の負担金を軽減してほしい

事業名	担当班	掲載頁
農家負担金軽減支援対策事業	指導班	39
国営土地改良事業負担金償還助成事業	広域水利調整班	42

○農業経営の規模の拡大、作付けの団地化などを行いたい

事業名	担当班	掲載頁
経営体育促進事業	ほ場整備班	37

◆農道整備をしたい

事業名	担当班	掲載頁
農地整備事業（通作条件整備）	中山間振興班	45
農地整備事業（農道・集落道整備事業）	中山間振興班	47

◆集落の用排水整備や集落道路、コミュニティ施設など一体的に整備したい

事業名	担当班	掲載頁
農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編型（旧集落基盤整備事業））	中山間振興班	53

◆農村の下水道を整備したい

事業名	担当班	掲載頁
農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）	中山間振興班	55
農業集落排水整備推進交付金事業	中山間振興班	57

◆中山間地域の農業基盤・生活基盤を整備したり、地域を活性化させたい

事業名	担当班	掲載頁
農村集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備型 旧：中山間地域総合整備事業）	中山間振興班	51
農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編型（旧集落基盤整備事業））	中山間振興班	53
みやぎの地域資源保全活用支援事業（中山間地域等農村活性化基金）	交流推進班	116
中山間地域等直接支払交付金事業	中山間振興班	117

◆グリーン・ツーリズムなどの都市と農村の交流活動に取り組みたい。

事業名	担当班	掲載頁
みやぎ都市農村交流アドバイザー派遣事業	交流推進班	108
都市と農山漁村の交流拡大事業（市町村振興補助金メニュー事業）	交流推進班	114

◆地域活動を行いたいので支援してほしい。

事業名	担当班	掲載頁
みやぎの地域資源保全活用支援事業（中山間地域等農村活性化基金）	交流推進班	116
中山間地域等直接支払交付金事業	中山間振興班	117
多面的機能支払交付金事業	交流推進班	118

◆事業に取り組みたいので計画をつくりたい

事業名	担当班	掲載頁
農業農村整備事業実施計画策定事業	地域計画班	49
農村環境計画策定事業	地域計画班	58

■農村の豊かな環境・景観を保全したい

事業名	担当班	掲載頁
農村環境計画策定事業	地域計画班	58
豊かなふる里保全整備事業（市町村振興総合補助金メニュー事業）	中山間振興班	113

■農地、農業用施設の災害を未然に防止したい

事業名	担当班	掲載頁
ため池整備事業	防災対策班	62
農地保全整備事業	防災対策班	68
農業用河川工作物等応急対策事業	防災対策班	71
地すべり対策事業	防災対策班	72
ため池緊急防災環境整備事業	防災対策班	73
防災重点農業用ため池緊急対策整備事業	防災対策班	74
農村防災施設整備事業	防災対策班	80
海岸保全施設整備事業	防災対策班	81
障害防止対策事業	水利施設保全班	83
農村地域防災減災事業（調査計画事業・実施計画策定）	地域計画班	88
土地改良施設突発事故復旧事業	水利施設保全班	90

■災害を受けたので直したい

事業名	担当班	掲載頁
防災ダム整備事業	防災対策班	61
農地・農業用施設災害復旧事業	防災対策班	85
直轄災害復旧事業	広域水利調整班	87

■防衛施設周辺の農業用施設を整備したい

事業名	担当班	掲載頁
障害防止対策事業	水利施設保全班	83

※ その他の事業やお問い合わせ先が不明の場合は、農村振興課企画調整班（TEL 022-211-2863, e-mail:nosonshinp@pref.miyagi.lg.jp）までお問い合わせください。

* * * お問い合わせ ・ 相談窓口 * * *

宮城県農政部 農山漁村なりわい課 (宮城県庁10階)	農山漁村調整班	TEL 022-211-2657	e-mail: nariwai-no@pref.miyagi.lg.jp
	交流推進班	TEL 022-211-2866	e-mail: nariwai-ko@pref.miyagi.lg.jp
	中山間振興班	TEL 022-211-2874	e-mail: nariwai-ch@pref.miyagi.lg.jp
	6次産業化支援班	TEL 022-211-2242	e-mail: nariwai-6@pref.miyagi.lg.jp
宮城県農政部 農村振興課 (宮城県庁11階)	指導班	TEL 022-211-2861	e-mail: nosonshins@pref.miyagi.lg.jp
	企画調整班	TEL 022-211-2863	e-mail: nosonshinp@pref.miyagi.lg.jp
	地域計画班	TEL 022-211-2862	e-mail: nosonshinc@pref.miyagi.lg.jp
	技術管理班	TEL 022-211-2865	e-mail: nosonshing@pref.miyagi.lg.jp
	広域水利調整班	TEL 022-211-2864	e-mail: nosonshink@pref.miyagi.lg.jp
宮城県農政部 農村整備課 (宮城県庁11階)	事業経理班	TEL 022-211-2871	e-mail: nosonseij@pref.miyagi.lg.jp
	換地・用地班	TEL 022-211-2872	e-mail: nosonseik@pref.miyagi.lg.jp
	ほ場整備第一班	TEL 022-211-2873	e-mail: nosonseih@pref.miyagi.lg.jp
	ほ場整備第二班	TEL 022-211-2703	e-mail: nosonseih2@pref.miyagi.lg.jp
	防災対策班	TEL 022-211-2875	e-mail: nosonseib@pref.miyagi.lg.jp
	水利施設保全班	TEL 022-211-2876	e-mail: nosonseis@pref.miyagi.lg.jp

大河原地方振興事務所	農業農村整備部	TEL 0224-53-3111	e-mail: oknbnkt@pref.miyagi.lg.jp
仙台地方振興事務所	農業農村整備部	TEL 022-275-9111	e-mail: sdsskt@pref.miyagi.lg.jp
北部地方振興事務所	農業農村整備部	TEL 0229-91-0701	e-mail: nh-nnbkt@pref.miyagi.lg.jp
北部地方振興事務所栗原地域事務所	農業農村整備部	TEL 0228-22-2111	e-mail: nh-khnr-ma@pref.miyagi.lg.jp
東部地方振興事務所	農業農村整備部	TEL 0225-95-1411	e-mail: et-ss-kt@pref.miyagi.lg.jp
東部地方振興事務所登米地域事務所	農業農村整備部	TEL 0220-22-6111	e-mail: et-tmnnbkt@pref.miyagi.lg.jp
気仙沼地方振興事務所	農業農村整備部	TEL 0226-25-8075	e-mail: ksky@pref.miyagi.lg.jp

令和3年9月発行

宮城県農政部農村振興課

TEL 022-211-2863

FAX 022-211-2890